

平成29年度産業保健調査研究報告書

騒音性難聴に関わる

すべての人のための Q & A

第3.2版

令和6年2月

独立行政法人労働者健康安全機構
茨城産業保健総合支援センター

一般社団法人日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会
産業・環境保健委員会 編

はじめに — 「騒音性難聴に関わるすべての人のための Q&A」の作成について—

騒音性難聴は未だに治療が困難な疾患である。しかし予防は可能である。

「騒音性難聴に関わるすべての人のための Q&A」は、平成 26 年度から平成 29 年度調査研究着手までの期間に全国の産業保健総合支援センターに寄せられた騒音性難聴に関する相談や質問を茨城産業保健総合支援センターで整理集計し、独立行政法人労働者健康安全機構平成 29 年度産業保健調査研究事業（茨城産業保健総合支援センター）として回答をまとめ、それらの回答の科学的な正当性を平成 29 年度厚生労働省労災疾病臨床研究事業「騒音性難聴による生活の質と労働生産性の低下を防ぐ予防から発症後まで俯瞰したデータ収集と現場の支援（170601-01）」（代表：和田哲郎）の支援を受けて一般社団法人日本耳鼻咽喉科学会（2021 年 5 月 12 日 一般社団法人日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会と改称、本書では改称後の名称に統一して記述しております）産業・環境保健委員会において審議・作成し、学会として公認されたものです。

「騒音障害防止のためのガイドライン」（平 4.10.1 基発 546 号）に対する見直し方針が令和 4 年 3 月 22 日に示されたことを受けて、本 Q&A も内容を更新し令和 5 年 4 月 1 日に第 3 版を発刊しました。更に、同ガイドラインがおおよそ 30 年ぶりに改訂された（令和 5 年 4 月 20 日 基発 0420 第 2 号）ことを受けて、見直し方針から修正された点を踏まえて、本 Q&A も修正し、第 3.2 版を発刊することとなりました。

本 Q&A 作成にあたって、上記の研究事業補助金以外の資金提供はどこからも受けておりません。また、研究代表者及び分担者は、本研究に関する利益相反がないことを所属施設の利益相反委員会に申告し、審査・承認を得ております。

労働基準行政職員、産業保健総合支援センター等の職員のほか、地域産業保健センターの登録産業医、事業場の産業医、産業看護職、衛生管理者の方々に活用していただければ幸いです。

令和 6 年 2 月

一般社団法人日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会 産業・環境保健委員会

目次

1. 騒音の影響ならびに騒音性難聴について

- Q1-1 騒音の人体への影響を教えてください。
- Q1-2 日常生活で聞く音の影響はないのですか。
- Q1-3 ヘッドホンやイヤホンの使用で難聴を発症することがありますか。
- Q1-4 近くに飛行場があります。ジェット機の騒音は影響あるでしょうか。
- Q1-5 騒音性難聴になるとどんな症状が起こりますか。
- Q1-6 騒音性難聴発生にエビデンスはありますか。
- Q1-7 大企業を中心に騒音対策が進んでいると聞きましたが、具体例を教えてください。
- Q1-8 騒音性難聴になりやすい人となりにくい人がいるのですか。
- Q1-9 騒音性難聴は対策を取らないと全く聞こえなくなりますか。
- Q1-10 既に難聴が起きてしまった場合、どのようにしたらよいですか。

2. 関連する耳疾患について

- Q2-1 銃火器による難聴も騒音性難聴と同じですか。
- Q2-2 騒音性難聴と老人性難聴の違いを教えてください。
- Q2-3 耳鳴を訴えるとき、どのように対処すればよいですか。
- Q2-4 通常よりも音が極端にうるさいと感じる耳の疾患はありますか。
- Q2-5 めまいとの関連を教えてください。
- Q2-6 中耳炎で聞こえにくい人は騒音性難聴になりにくいですか。
- Q2-7 林業でチェーンソーを使い振動があります。耳を保護するために耳栓と耳覆い(イヤーマフ)はどちらが良いですか。
- Q2-8 高気圧作業安全衛生規則に基づく健康診断でも鼓膜及び聴力の検査が定められていますが、何を行えばよいのでしょうか。
- Q2-9 ムンプス難聴(おたふくかぜによって起こる難聴)で一側難聴の労働者がいます。健耳を守るためには一般の労働者と同じ対応でよいですか。
- Q2-10 聴力検査を偽る場合がありますか。

3. 作業環境管理(騒音測定および騒音低減策を含む)

- Q3-1 騒音の作業環境測定を実施すべき事業所の基準を教えてください。
- Q3-2 管理者の設置など、労働衛生管理体制で必要なことを教えてください。
- Q3-3 派遣労働者の場合、派遣元と派遣先事業者はそれぞれ何をすればよいですか。
- Q3-4 騒音の作業環境測定を実施する場合、どのように測定すればよいですか。
- Q3-5 最近研磨装置が導入され騒音が発生するようになりました。耳栓着用と健康診断を行う予定ですが、作業環境測定も必要ですか。

- Q3-6 当工場の騒音作業は原則遠隔操作で行い、点検等のため1日に10分程度作業員が立ち入るだけですが、測定が必要でしょうか。
- Q3-7 騒音がありますが作業環境測定を行っていません。どうすればよいですか。
- Q3-8 A測定ではどのように測定ポイントを決めればよいですか。
- Q3-9 6mに満たない狭い部屋は1箇所だけ測定すればよいですか。
- Q3-10 測定を行う高さは1.2~1.5mとなっていますが、低すぎないでしょうか。
- Q3-11 騒音計の時定数はSlowではだめですか。
- Q3-12 ハンマーによる断続的な騒音があります。衝撃音のある騒音職場では基準が変わりますか。
- Q3-13 スマホのアプリで騒音計機能を持ったものがありますが信頼できますか。
- Q3-14 測定結果の評価はどのようにすればよいですか。
- Q3-15 85 dB(A)以上の作業場があります。耳栓着用の表示しかしていないが、管理区分の表示も必要ですか。
- Q3-16 第Ⅱ管理区分のとき、作業環境管理、作業管理をどうしたらよいですか。第Ⅲ管理区分ではどうですか。
- Q3-17 A測定は90 dB(A)未満で第Ⅱ管理区分相当、B測定だけが90 dB(A)を越えました。どうすればよいですか。
- Q3-18 管理区分ⅡとⅢで異なる標識が必要ですか。
- Q3-19 作業環境の改善を行いたい。何をどうしたらよいですか。
- Q3-20 搬入部・搬出部に10cm四方の開口部があり閉じることができません。どうすればよいですか。
- Q3-21 気吹き（エアブロー）の音がうるさいので改善したい。
- Q3-22 インパクトレンチ作業の音がうるさいので改善したい。
- Q3-23 鉄板の作業台の上で行うインパクトレンチを使っています。
- Q3-24 大企業では専用の施設に変更して、シャッターで騒音防御するという対策を講じていると聞きましたが、かえって騒音がひどくなりませんか。
- Q3-25 騒音レベルがある時間帯だけ90 dB(A)になってしまいます。どうすればよいですか。
- Q3-26 化学物質では第Ⅲ管理区分は第Ⅰ管理区分の管理濃度の1.5倍となっています。騒音では管理区分が85 dB(A)と90 dB(A)で分けられており、整合性はありますか。
- Q3-27 外部機関に作業環境測定を依頼する場合、監督官庁に提出できる公的な報告書を作成してもらえますか。

4. 作業管理（騒音性難聴防止対策）

- Q4-1 騒音作業場があり、騒音を小さくすることができません。対策を教えてください。
- Q4-2 耳栓と耳覆い（イヤーマフ）はどのような製品を選べばよいですか。
- Q4-3 職員が耳栓を着用するとコミュニケーションがとりにくいといっているがどのように指導したらよいですか。
- Q4-4 建屋内の一部しか85 dB(A)以上になっていないのですが、耳栓の着用はどのように指導し

たらよいですか。

- Q4-5 グラインダー作業時だけ騒音が発生します。その時だけ耳栓をすればよいですか。
- Q4-6 第Ⅲ管理区分では耳栓着用は義務ですか。
- Q4-7 音源から離れて作業する労働者にはどのように指導したらよいですか。
- Q4-8 難聴があり普段から補聴器を使用している労働者がいます。騒音作業を行うにあたって補聴器の上から耳覆い(イヤーマフ)を装着して作業をするのは適切ですか。
- Q4-9 騒音職場には一週間に数回しか行きませんが、対策は必要ですか。
- Q4-10 耳栓・耳覆い(イヤーマフ)は付けたり外したりしてもよいですか。

5. 健康管理① (健康診断と聴力検査)

- Q5-1 騒音作業従事者の聴力検査は年に1回ですか、半年に1回必要ですか。
- Q5-2 特殊健康診断として行われる定期健康診断の選別聴力検査で所見ありとなった労働者がいます。次にどうしたらよいですか。
- Q5-3 聴力検査はどのような人が行うことができますか。
- Q5-4 騒音職場を担当しています。いつ聴力検査を行えばよいですか。
- Q5-5 1,000 Hz では、30 dB が、4,000 Hz では 40 dB が聞こえればよいのでしょうか。
- Q5-6 定期健康診断で 4,000 Hz・25, 30 dB の選別聴力検査は妥当ですか。
- Q5-7 半年に1度の定期健康診断は、必ず選別聴力検査をしなければなりませんか。
- Q5-8 作業環境測定で第Ⅰ管理区分でした。特殊健康診断として求められる半年ごとの定期健康診断は必要ですか。
- Q5-9 聴力検査の結果がマイナスで返ってきました。どういう意味ですか。
- Q5-10 選別聴検で所見なしでした。耳鳴の訴えはありますが何もしなくてよいですか。
- Q5-11 選別聴力検査で片側だけ所見ありとなりました。どうすればよいですか。
- Q5-12 左右とも 250 Hz の聴力だけ低下している労働者が多数います。どうすればよいですか。
- Q5-13 騒音健診の実施及び評価はだれに依頼すればよいですか。
- Q5-14 健康診断を行いました。この後、何をすればよいですか。
- Q5-15 騒音職場を離れた労働者の聴覚管理は、その後何年続ければよいですか。
- Q5-16 健診機関に聴力検査を依頼していますが、正確にできているか疑問です。
- Q5-17 難聴のふりをする労働者もいるかもしれません。どうすればよいですか。

6. 健康管理② (健康診断結果に基づく事後措置)

- Q6-1 健康診断で所見ありの労働者が複数います。どうすればよいですか。
- Q6-2 騒音特殊健診後の事後措置を教えてください。
- Q6-3 労働基準監督署への報告の仕方を教えてください。
- Q6-4 聴力に左右差があり該当する健康管理区分が異なる時はどうすればよいですか。
- Q6-5 高音域聴力検査で 3,000 Hz や 6,000 Hz を測ったときも 4,000 Hz で判断するのですか。

Q6-6 すでに騒音性難聴と診断されております。進行を防ぐにはどうすればよいですか。

Q6-7 難聴が大分進んでいるようです。どのように対応したらよいですか。

7. 労働衛生教育

Q7-1 騒音について従業員教育を実施したい。どうすればよいですか。

Q7-2 職場の衛生管理者が社内で教育を行いたいのですが問題ないでしょうか。

Q7-3 労働衛生教育の実施方法を教えてください。教育機関はありますか。

Q7-4 運送会社では車中にて大音響で音楽を聴く運転手にはどう指導すればよいですか。

Q7-5 イヤホンで交信しながら作業しており、難聴の原因になっているようです。

Q7-6 4,000 Hz で所見ありです。一般の労働者と同じ指導でよいですか。

8. 法令・制度等

Q8-1 騒音性難聴に対する衛生管理者の役割を教えてください。

Q8-2 騒音性難聴に対する産業医の役割を教えてください。

Q8-3 騒音の大きさはどの程度まで許されますか。

Q8-4 ガイドラインの法的拘束力はどの程度ですか。

Q8-5 ガイドラインに記載のない職場も同じような対応が必要ですか。

Q8-6 常勤の騒音作業場の職員だけ健康管理の対象にすればよいですか。

Q8-7 聴力検査で異常がわかっても受診しない本人や職場には罰則はありますか。

Q8-8 騒音のある場所で調査をする予定です。どのくらいの時間であればよいか教えてください。

Q8-9 騒音職場で長時間労働している労働者がいます。どう管理すればよいですか。

Q8-10 3 dB 倍時間のルールは妥当ですか。

Q8-11 選別聴力検査で所見がなければ何もしなくてよいですか。

Q8-12 衝撃音がありますが、持続的な騒音と同じように考えてよいですか。

Q8-13 労働基準監督署の立ち入り検査に備えて、何を実施しておけばよいですか。

Q8-14 騒音性難聴の労災認定はどのようになされますか。

Q8-15 労災保険給付の申請書の書き方を教えてください。

Q8-16 どのような種類の給付が受けられますか。

Q8-17 どのくらいの給付が受けられますか。

Q8-18 等級認定の聴力検査はどのように行うのですか。

Q8-19 難聴はごく軽度ですが耳鳴りが強くて困っています。障害として認められますか。

Q8-20 もともと難聴のあった人も同じように認定されますか。

1. 騒音の影響ならびに騒音性難聴について

Q1-1 騒音の人体への影響を教えてください。

A 騒音によって生じる人体への影響は心理的影響、生理機能への影響、聴覚への影響に分けて考えることができます(表 1-1)。ある人にとっては気にならない程度の音の大きさでも、別のある人にとっては騒音として心理的影響が起こることがあります。

更に音が大きくなると、心理的影響に加えて、自律神経や内分泌系を介して生理機能への影響が生じ、中枢神経の興奮や心血管系への負荷の増大、エネルギー消費の増大などが起こります。それより大きな音は難聴の原因になります。音は外耳道を経由して鼓膜を振動させ、その振動エネルギーが中耳にある小さな骨(耳小骨)を介して内耳(蝸牛)に伝えられます(図 1-1¹⁾)。蝸牛には音を感じるための感覚細胞(有毛細胞 図 1-2¹⁾)があり、振動を電気的エネルギーに変換して神経に伝えます。

しかし、音振動が強すぎると有毛細胞が障害され機能しなくなります。特に、外側に3列に並ぶ外有毛細胞が障害され、音を感じる働きが低下し、難聴(感音難聴)になります。音が原因で生じる難聴には2種類あります。極めて大きな音によって短時間で起こる急性の難聴(音響外傷あるいは急性音響性難聴)と5~15年以上の長期間騒音にさらされたことによって起こる慢性の難聴(騒音性難聴)です。騒音性難聴は大きな音に長期間さらされたことによって起こる外有毛細胞障害に伴う慢性の感音難聴です。

表 1-1 騒音による身体への影響

騒音の大きさ dB(A)	身体への影響		
30~65	心理的影響 気分がイライラ 休息や睡眠の妨害 思考力の低下 等		
65~85	心理的影響	生理機能への影響 交感神経緊張 心血管系への影響 唾液・胃液の減少 等	
85~	心理的影響	生理機能への影響	聴覚への影響(難聴) 音響外傷 急性音響性難聴 騒音性難聴

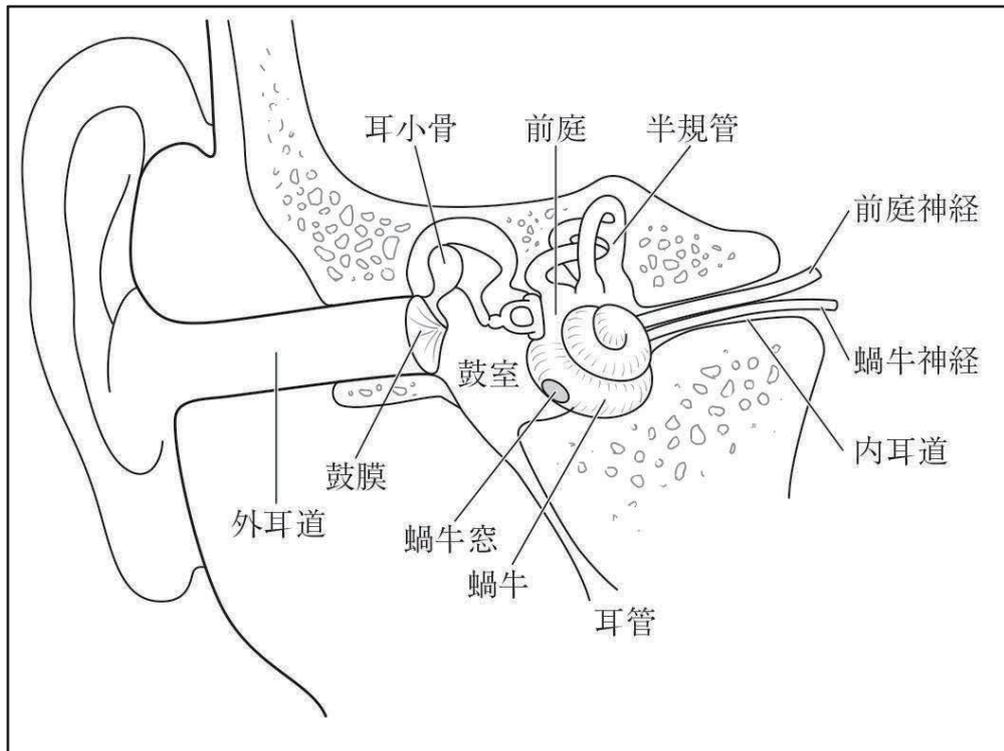


図 1-1 耳の構造 参考文献 1 (日本聴覚医学会編：聴覚検査の実際 第 4 版, 南山堂, 2017) より転載

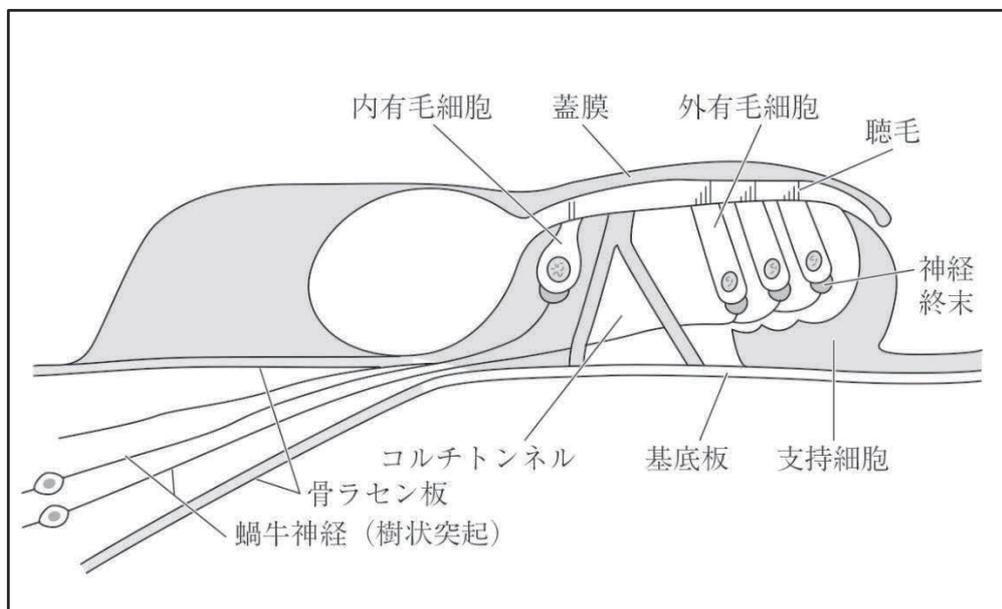


図 1-2 蝸牛の感覚細胞 (有毛細胞) 参考文献 1 (日本聴覚医学会編：聴覚検査の実際 第 4 版, 南山堂, 2017) より転載

Q1-2 日常生活で聞く音の影響はないのですか。

A ある程度以上の大きな音はどのような種類の音であっても難聴を起こす可能性があります。従来、騒音性難聴をきたすような大きな音に長期間さらされるといった環境は職業性のものがほとんどでした。

しかし、近年の音響機器の性能ならびに携帯性の向上に伴い、一般の生活の中でも大きな音を以前より手軽に、長い時間聞くことが可能になっています。そのような生活環境では非職業性の騒音性難聴も起こりえます。音楽など、本人にとって好ましい音を聞く場合であっても、やはり負荷が大きすぎれば難聴を起こす危険があります。長時間、繰り返し強大音を聞く生活習慣による難聴発症のリスクを、様々な機会を通して啓発していく必要があると考えられます。

また、そのようなケースで、既に入職前から騒音性難聴が始まっている労働者がいる可能性もあり、雇入れ時の気導純音聴力検査や騒音のばく露歴の問診はより一層大切になってくると思われる。

Q1-3 ヘッドホンやイヤホンの使用で難聴を発症することがありますか (Q7-5 参照)。

A 携帯音楽プレーヤーやスマートフォンの普及により、ヘッドホンやイヤホンを使用して大音量で長時間、音楽を聴く人々が増えており、とくに若年齢層の難聴発症のリスクが高まっています。ヘッドホンやイヤホンで大きな音を長時間聞くことにより起こる難聴をヘッドホン・イヤホン難聴と呼び、騒音性難聴の新たな原因の1つになっています。特に周囲がうるさい場合(電車の中など)では、周囲の音に負けないように自然と音量を上げてしまうことが多く、危険性が高まります。世界保健機関(WHO)の調査²⁾によると、世界で11億人の若者が騒音性難聴になる危険にさらされている、また、中高所得国の若者(12歳から35歳)の約50%が、携帯音楽プレーヤー等の使用により危険なレベルの音量にさらされている状況であるとされています。

ヘッドホン・イヤホン難聴の聴力低下は軽度からせいぜい中等度までとされています。耳閉感、耳鳴りなどを感じることもありますが、難聴の自覚は乏しいことが多く、知らず知らずのうちに進行する危険性があります。ヘッドホン・イヤホン難聴だけで全く聞こえないレベルになることはほとんどありませんが、たとえ軽度でも生涯の聴こえの問題となり注意が必要です。

ヘッドホン・イヤホン難聴から耳を守るためには、何より大音量にさらされる機会を減らすことが大切です。WHOと国際電気通信連合(ITU)は2019年に、安全な音量と聴取時間の上限を、1週間に40時間利用する場合で80dB、3dB増加するごとに半分の時間とする(子ども等、より感受性の高い者では75dB)と示しました³⁾(表1-2)。(一社)日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会でも啓発活動を開始しています(<https://www.earphones-nancho.org>)。学童や学生が機器を使用しない、音楽を聴かないという抑制は無理なことであり、正しい使い方を伝えることが重要です。

表1-2 WHOの推奨基準(文献3から引用、一部改変)

80dB-40時間モデル(一般成人)		75dB-40時間モデル(子ども等)	
dB(A)	1週間の聴取時間	dB(A)	1週間の聴取時間
101	18.75分	101	約6分
95	75分	95	約24分
86	10時間	86	約3時間15分
80	40時間	80	約12.5時間
		75	40時間

Q1-4 近くに飛行場があります。ジェット機の騒音は影響あるでしょうか。

A ジェット機のエンジン音は極めて大きく、間近で聴取すれば短時間でも難聴（急性音響性難聴や音響外傷）をきたす音のレベル（120 dB(A)～）と言われてています。ただし、音圧は距離の2乗に反比例して弱くなりますので、地上で生活している人の耳元でどの位の大きさになっているかは、測定してみないとわかりません。

また、その音がどのくらいの時間続いているかも大切な因子になります。大きさと時間の両者をもとに耳への影響を考えていく必要があります。

さらに、環境基本法では人の健康を保護し、及び生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準として騒音についても環境基準を定めています。航空機騒音にかかわる環境基準については環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/kijun/oto2.html> を参照してください。

Q1-5 騒音性難聴になるとどんな症状が起こりますか。

A 騒音性難聴の初期変化の特徴は4,000 Hz 付近の比較的高い音から難聴（c⁵ dip といいます）が進行していきます（図1-3）。日常会話を構成する音の大部分は聴こえているため、本人が難聴を訴えることはあまりありませんが、一部聴こえない音があるため、聞き違いが増えてきます。

日常会話を構成する音の種類と特徴を図（図1-3）に示します。母音は音の大きさが大きく周波数は低めです。有声子音（g, d, b等の音）は母音よりも高い周波数で音の大きさは少し弱くなります。無声子音（s, k, t等の音）は高い周波数成分で音も小さいので、典型的な騒音性難聴の聴力像ではちょうど聴こえない部分に入ってしまう。この結果、例えば、佐藤（Sato）さんと加藤（Kato）さんを聞き違いしてしまうようなことが起こりやすくなります。

電子機器の信号音も、以前ほどではありませんが比較的高い音が一般的に使われています。電子体温計の測定終了音に気づかない場合、高音域の難聴を疑ってみる必要があるでしょう。

耳鳴りもよく見られる症状です（Q2-3参照）。騒音性難聴に早く気付くためには、定期的な聴力検査が重要ですが、このような症状にも注意しておくとうよいと思います。

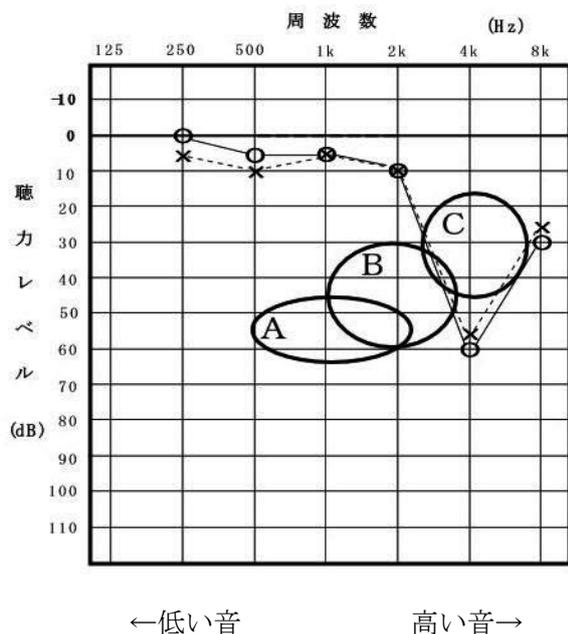


図1-3 日常会話を構成する音の種類と特徴

典型的な騒音性難聴の聴力図。
グラフの上が小さな音、下が大きな音
○：右耳、×：左耳。
グラフよりも下が聴こえる範囲。

A：母音、B：有声子音、C：無声子音。
この場合、母音と有声子音はきこえるが、
無声子音は聴きとることができない。

Q1-6 騒音性難聴発生にエビデンスはありますか。それほど大きな音でなくても注意が必要ですか。

A 80 dB(A)未満であれば難聴に至る可能性は極めて低いとされています。

85 dB(A)を許容基準と定める考え方は、日本における騒音障害防止のためのガイドラインのみならず世界的にも主流となっています。米国でも米国労働安全衛生局 (Occupational Safety and Health Administration: OSHA) の基準は 90 dB(A)ですが、それでは 25%の騒音性難聴のリスクがあり労働者の聴力を保護できないとして、米国立労働安全衛生研究所 (National Institute for Occupational Safety and Health: NIOSH) では法的強制力はないものの、よりリスクの低い (8%とされています) 85 dB(A)を基準とすることを提唱⁴しています。

80 dB(A)以上 85 dB(A)未満の場合にどのようにすべきか今のところ結論は出ていません。EUでは、European Directive 2003/10/EC⁵が騒音ばく露による健康障害防止を目的に制定されており、上限ばく露対策値 85 dB(A)、下限ばく露対策値 80 dB(A)と定められています。

オランダは、この基準に従い、世界で最も厳しい基準として騒音許容レベル 80 dB(A)を採用しており、80 dB(A)までは障害の起こらないレベル、85 dB(A)を耳栓等で防音保護対策をした労働者に対して許容される上限値として労働者の聴覚を保護しています。80 dB(A)を越えると、それ以上のレベルとほぼ同等の騒音性難聴をきたすというオランダからの報告⁶もみられます。

ただし、80~85 dB(A)の騒音の影響のエビデンスは乏しいので、少なくとも 85 dB(A)以上では難聴のリスクがあるという現在のエビデンスを踏まえて、すべての事業所が騒音許容基準 85 dB(A)を遵守し、可能な事業所ではよりよいレベルを目指して作業環境改善に取り組むのが理想的と考えられます (Q8-3 参照)。

Q1-7 大企業を中心に騒音対策が進んでいると聞きましたが、具体例を教えてください。

A 日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会産業・環境保健委員会では JR 西日本吹田工場を平成 18 年に視察⁷し、以下の対策がとられていることを確認しました。当該事業所は、以前は代表的な騒音職場でしたが、以下に示すような様々な改善によって、近年では騒音性難聴の発生は数年に 1 人という状況にまで改善していました。

- ・製品の構造等の変更、ステンレス化などにより、騒音作業そのものを削減
- ・外注できる部品については製造から購入に切り替え^{注)}

注) ただしこれに伴い、予算や人手などの面で大企業のような対策が難しい中小企業が、むしろ騒音を伴う部品製造業務を請け負う形になっていることが危惧されます。

- ・騒音が生じる工程はロボット化した専用の施設内 (人は立ち入らない) で行う
- ・ロボット作業場と人の作業空間をシャッターで隔てる

ロボット作業場の騒音 106 dB(A)、シャッターで仕切られた人の作業空間 85 dB(A)

シャッターの防音効果：開いた状態 95 dB(A)、閉じた状態 78-80 dB(A) (シャッター近傍の作業者の位置で測定)

Q1-8 騒音性難聴になりやすい人となりにくい人がいるのですか。

A 同じ騒音職場で一緒に働いていても、難聴になる人とならない人がいます。耳に到達する騒音のエネルギーが同じであっても、障害の受け方 (受傷性) には個人差があることが知られています。

しかし、その個人差が何によって生じるのかは未だ解明されておりません。いつも聞いている騒音なのに、ある日突然難聴をきたすような例も報告されており、その時々で同じ人でも障害の受けやすさが変化することも推測されています。いずれにしても、少なくとも 85 dB(A) 以上の音の大きさは、長期にわたってばく露されたとき難聴が起こる危険レベルだと考えられ、予防対策が必要です。

受傷性の個人差だけでなく、どれだけきちんと騒音に対する防御策をとったかによっても、難聴になるかならないか大きな差が出てきます。最も一般的な防御策である耳栓も、使い方によって効果は大きく異なります(Q4-1 参照)。騒音性難聴は予防が可能な疾患です。難聴にならないように、なりにくくなるように、事業者と労働者が協力して予防対策を実行していくことが大切です。

Q1-9 騒音性難聴は対策を取らないと全く聞こえなくなりますか。

A 騒音性難聴の進展は騒音作業就業後 5~15 年の経過で高音域から比較的急激に悪化し、その後の進行は緩やかになるといわれています(図 1-4)。騒音レベルが大きい時には中音域(500~2000 Hz)にも難聴が広がり、より悪化する危険が高くなります。長い経過の中で、このような騒音性難聴が、加齢性難聴を中心としたその他の耳の変化と加わり、日常生活に支障をきたす難聴のレベルにまで進行する恐れがあります。

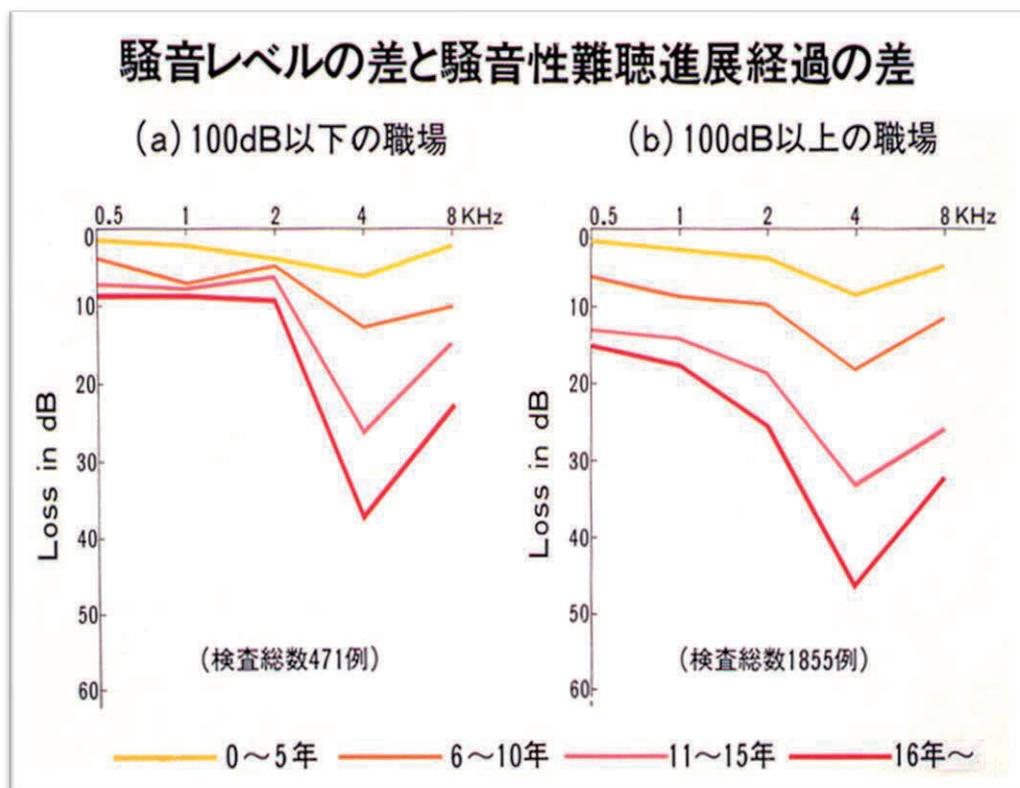


図 1-4 騒音レベルの差と騒音性難聴進展経過の差

(日本耳鼻咽喉科学会 騒音性難聴教育スライドより引用)

Q1-10 既に難聴が起きてしまった場合、どのようにしたらよいですか。

A まず、騒音性難聴であるかどうか、専門家（耳鼻咽喉科専門医又は日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会認定騒音性難聴担当医（Q5-2 参照）に診てもらってください。これまでの健康診断の検査結果や騒音ばく露歴がとても重要になりますので、それらの情報を持参し、症状の経過についても詳しく伝えてください。

騒音性難聴と診断が確定した場合、残念ながら治療は困難です。現代の医療ではまだ治すことのできない疾患なのです。更に、騒音性難聴は騒音に曝されている限り進行する恐れがあります。一方、騒音ばく露がなくなればその後は加齢変化以上の難聴進行はありません。

たとえ騒音性難聴発症を予防できなかった労働者でも進行を防ぐ二次予防は十分可能であり、対策の必要性を伝えていただくのがよいと思います。すでに騒音性難聴になってしまった労働者への二次予防対策は、まだ難聴になっていない同じ環境で働く労働者の一次予防（発症予防）にもつながります。騒音性難聴という疾患は、治療は困難ですが予防は可能です。騒音レベルは比較的簡単に測定することができ、健康への影響も聴力測定によってモニターできます。騒音性難聴が原因で、大切な言語コミュニケーションが不自由になる方が少なくなるように、職場全体で取り組んでいくことが重要です。

2. 関連する耳疾患について

Q2-1 銃火器による難聴も騒音性難聴と同じですか。

A 音による聴覚の障害（音響性聴器障害）は原因音の大きさとばく露時間の長さによって、急性と慢性に分けられます。銃火器によるもの⁸⁾は急性音響性聴器障害、騒音性難聴は慢性音響性聴器障害です（表 2-1）。両者は障害の起こるメカニズムが異なりますので、それぞれ分けて考えるべきです。

何の音が原因で起こった難聴かを判断するためには、いつ、どのような音に、どのくらいの時間ばく露されたか、その時にどのような症状が生じたかといった強大音へのばく露歴と、雇入れ時、配置替え時、ならびに定期の聴力検査結果が極めて大事ですので、適切に健康管理を行い、聴力の記録を保存しておくようにしてください。

表 2-1 音響性聴器障害の分類

音響性聴器障害の分類	負荷音響レベル	原因となる音	ばく露期間
急性音響性聴器障害（広義の音響外傷）			
（狭義の）音響外傷	130 dB(A) ~	銃火器、爆発など	瞬間的
（その他の）急性音響性難聴	100~120 dB(A)	コンサートなど	数分~数時間
慢性音響性聴器障害			
職業性騒音性難聴	85 dB(A) ~	職業性騒音	5~15 年以上
非職業性騒音性難聴	不明	音楽など	不明

Q2-2 騒音性難聴と老人性難聴の違いを教えてください。

A 騒音性難聴は大きな音に長期間ばく露されたために起こる難聴です。老人性難聴（加齢性難聴）は年齢変化による難聴です。

両者とも内耳の障害で難聴が起こり、感音難聴をきたします。また、騒音職場で長く働いた高齢の労働者では、その割合に差はあるものの、両方の影響による難聴が合併している可能性が考えられます。

典型的な老人性難聴の聴力変化は図 2-1（聴力の年齢変化）^{9), 8)}のようです。一方、典型的な騒音性難聴の難聴進行は図 2-2（騒音性難聴の進展様式¹⁰⁾）のようです。難聴の進行の時間的経過が聴力検査でわかっているならば両者の鑑別が可能ですが、難聴が進行した後の聴力図を見ただけではどちらがどの程度影響した結果なのか判断するのは極めて難しくなり、騒音性難聴の認定基準（表 8-2）に従って慎重に診断が行われます。定期的な聴力検査を行い、記録を保存しておくことの重要性がわかっただけだと思います。

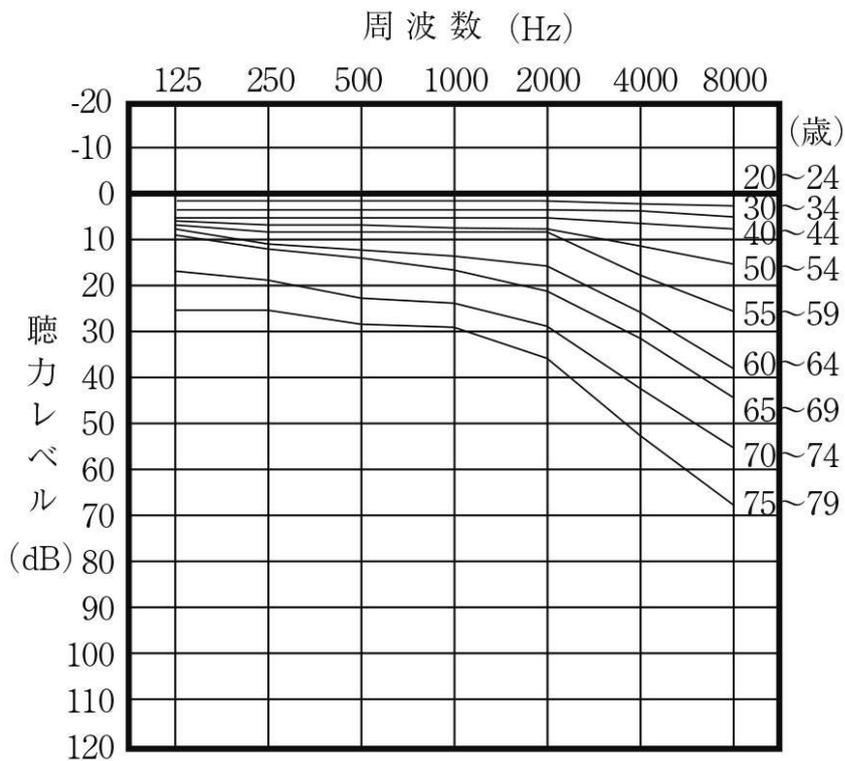


図 2-1 日本人の年齢別平均聴力 参考文献 7 (日本聴覚医学会編：聴覚検査の実際 第4版, 南山堂, 2017) より転載

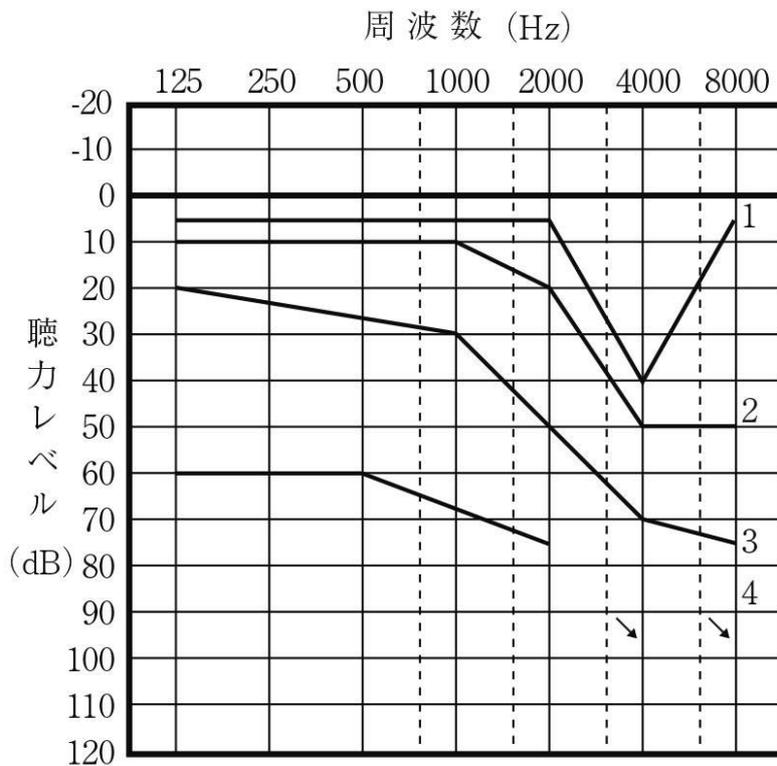


図 2-2 騒音性難聴の進展様式 参考文献 7 (日本聴覚医学会編：聴覚検査の実際 第4版, 南山堂, 2017) より転載

Q2-3 耳鳴を訴えるとき、どのように対処すればよいですか。

A 耳鳴の多くは何らかの耳疾患に伴って生じます。急激に耳鳴を発症した症例では耳鼻咽喉科専門医を受診し、耳の診察並びに聴力評価が必要です。突発性難聴という疾患の場合、早期の治療開始が重要になります。耳鳴の原因となる耳疾患の中には、治療を急ぐべき症例があることに注意してください。耳鳴を放置することなく、適宜、診察や検査をうけ、治療が必要な耳鳴か、心配しなくてよい耳鳴か専門医に判断してもらってください。

騒音性難聴は、難聴の自覚がない段階で耳鳴によって気づかれることもあります（Q1-5 参照）。耳鳴をきっかけに早い段階で騒音性難聴が確認されれば、その後の進行を防止するための対策をとることができます。耳鳴という症状は、人によっては大変苦痛に感じることも稀ではありません。耳鳴の苦痛を和らげる音響療法や指示的カウンセリングなどの方法もありますので、耳鼻咽喉科専門医にご相談ください。

騒音性難聴によって耳鳴が生じた場合、その耳鳴に対して障害認定を受けられる可能性があります（Q8-19 参照）。

Q2-4 通常よりも音が極端にうるさいと感じる耳の疾患はありますか。

A 難聴の中でも内耳が障害されて起こった難聴（内耳性難聴）では、「小さい音は聴こえにくく、その一方で大きい音は逆に響いて聞きにくい」と感じる「補充現象」が生じることがあります。内耳が本来持っている、外界の音を適切に調節して増幅する作用が失われたことが原因で、さまざまな内耳性難聴に共通してみられる現象です。騒音性難聴もこの内耳性難聴の1つであり、小さな音は聴きにくく逆に大きな音はうるさく感じるものが少なくありません。補充現象は過度に心配しすぎることなく、原因となる内耳疾患の診断を受け、それに対する適切な対応をとってください。

ただし、実際の音の大きさに比べて訴えがあまりにも極端な時には、耳疾患のみならず、機能的疾患（耳そのものに病変はなく、症状の原因・経過に心理・社会的要因が影響しているもの）の関与も考慮する必要があります。まず耳鼻咽喉科で耳疾患がみられるかどうか診断を受け、必要に応じて精神神経科などの他の専門の医師にも相談するとよいでしょう。

Q2-5 めまいとの関連を教えてください。

A 内耳は蝸牛、前庭、三半規管から構成され、聴覚の感覚器（蝸牛）であると同時に、平衡覚の感覚器（前庭、三半規管）でもあります。内耳の病変によって、聴覚が障害されれば難聴に、平衡覚が障害されればめまいが生じることになります。両者は非常に関係が深く、難聴とめまいが同時に起こる疾患も少なくありません。

騒音性難聴は内耳の疾患ですが、難聴のみで、一般にめまいは伴いません。一方、騒音性難聴と鑑別が必要な疾患の中にはめまいを伴う難聴疾患も数多く含まれるため、難聴の原因診断の際にはめまいの有無が極めて重要になります。病院を受診するときには、難聴とめまいがそれぞれあったか、もし両方あったのであれば、それぞれの時間経過について正確に伝えるように心がけてください。

Q2-6 中耳炎で聞こえにくい人は騒音性難聴になりにくいですか。

A 慢性中耳炎があると音の伝わりが悪くなるタイプの難聴（伝音難聴）が起こります。通常、聞

こえの神経の障害（感音難聴）はありません。

一般的に伝音難聴があると騒音のエネルギーが弱められて耳の奥（内耳）に伝えられるので、騒音性難聴になりにくいと考えられます。

ただし、エネルギーが伝わりにくいことによって逆に影響を受けやすい場合もあります。音も振動も共に物理的なエネルギーという点で共通しています。騒音に振動を伴うような作業では、振動のエネルギーは内耳に直接届き、中耳炎等の伝音難聴のためにエネルギーが外に逃げることができないと、かえって難聴になりやすい場合もあるので注意が必要です。

Q2-7 林業でチェーンソーを使い振動があります。耳を保護するために耳栓と耳覆い(イヤーマフ)はどちらが良いですか。

A 林業に使用されるチェーンソーのような振動機械を手を持って作業をする場合、外耳道経由で空気の振動を介して耳に伝えられる気導音（通常の騒音）と、機械の振動が上肢を經由して頭部に伝えられる骨導音（いわゆる振動）の両方のエネルギーが内耳に到達します。

この騒音と振動がともに内耳に負荷されることにより難聴の発生リスクが増大します。また、振動により自律神経の障害が起こることによって内耳を含めた血管が収縮して血行を悪くし、内耳血流量が減少するので騒音による障害を受けやすくなるという説もあります。

耳栓と耳覆いについて、JIS規格が2020年に改定されました（**Q4-2**参照）。気導音に対しては両方とも有効ですが、振動を伴う騒音環境下では、気導音として強大音が内耳に伝わるだけでなく、骨導音としても内耳に伝わります。骨導で伝えられたエネルギーは通常であれば中耳（伝音系）を介して一部外へ逃げますが、外耳道を密閉してしまう耳栓はそれを妨げてしまいます（外耳道閉鎖効果）。

耳栓をして気導音が外から入ることを遮音しても、振動として骨導で伝えられたエネルギーは逆に外耳道閉鎖効果により増強されるため、むしろ障害が大きくなることさえ起こりえますので、耳栓と耳覆いのいずれかを選択するとすれば、振動の影響が大きい作業では外耳道を開放したまま使用する耳覆いをより推奨します。

Q2-8 高気圧作業安全衛生規則に基づく健康診断でも鼓膜及び聴力の検査が定められていますが、何を行えばよいのでしょうか。

A 作業環境の圧力変化が耳疾患を起こすあるいは増悪させる可能性があるため本健康診断が行われます。高気圧作業安全衛生規則第38条4では、雇入れ時、配置替え時、および半年ごとの定期的に健康診断を実施し、医師の意見を聴取し、高気圧業務健康診断個人票（様式第1号）を作成、5年間保存することとなっております。

健康診断項目のうち、耳に関連するものとして、①耳鳴り等の自覚症状又は他覚症状の有無、②鼓膜所見、③聴力について記載が必要ですので、他の健診項目に加えて、①問診、②耳鏡検査、③聴力検査を行い、異常があれば耳鼻咽喉科医師による精密検査（例えばティンパノメトリー等）を行うこととなります。

上記の健康診断によって、メニエール病、中耳炎、その他耳管狭窄を伴う耳の疾病が認められれば、事業者は医師が必要と認める期間、高気圧業務への就業を禁止しなければならない（同第41条）とされていますので、医師の意見を聴取してください。

Q2-9 ムンプス難聴（おたふくかぜによって起こる難聴）で一側難聴の労働者がいます。健耳を守るためには一般の労働者と同じ対応でよいですか。

A ムンプス難聴等による一側聾の場合、残った良聴耳が騒音性難聴になりやすいか否かは明らかにされていません。強大音に対して内耳を保護する働きがある蝸牛遠心性神経を介した受傷性への影響¹¹⁾の可能性は考えられますが、ヒトにおけるこの神経の作用に関してコンセンサスは得られていません。また、騒音障害防止のためのガイドラインにも、一側高度難聴の労働者に対する特別の規定はありません。

ただし、一般論として一側高度難聴者の良聴耳には、より一層の注意が払われることが望ましく、職場における労働衛生教育等で、「耳鳴、耳閉感など何らかの聴覚違和感が良い方の耳に生じたら、放置せずすぐに耳鼻咽喉科専門医（騒音性難聴担当医）を受診するように」という指示があるとよいと思います。

Q2-10 聴力検査を偽る場合がありますか。

A 難聴がないのに聴力検査で難聴があるように偽ることを詐聴といいます。また、ある程度の難聴がある場合でも、実際以上に重い難聴があるように聴力検査時に装うことを誇大難聴といいます。騒音性難聴において、労災の認定や補償の問題がかかわってくる場合、そのような聴力を偽ろうとする行動も考えられます。本当に困っている人の助けとなり、労災補償制度を公正に運用していくためには正確な聴力の評価が不可欠になります。

健康診断で行われる検査は選別聴力検査も気導純音聴力検査も両方とも本人の応答によって聴力を判定する自覚的聴力検査です。このような検査結果を評価するときには、もしかすると詐聴や誇大難聴が含まれているかもしれないと考え、疑問のある時には他覚的聴力検査が可能な専門的な医療機関を紹介して聴力の評価を行ってください（Q5-17 参照）。

3. 作業環境管理（騒音測定及び騒音低減策を含む）

Q3-1 騒音の作業環境測定を実施すべき事業所の基準を教えてください。労働安全衛生規則（安衛則）第 588 条 令第 21 条第 3 号に環境測定を行うべき騒音作業場として、8 作業場と 52 作業場を規定していますが、これに該当しない場合は測定の義務はないと解釈してよいですか。

A 別表第 1 は安衛則第 588 条及び第 590 条の規定に基づき、6 カ月に 1 回、定期的に、等価騒音レベルを測定することを義務付けられている 8 種類の屋内作業場を示しています。別表第 2 について、ガイドライン見直し検討会による案では従来のガイドラインに示されていた 52 作業場を業務内容ごとに整理し 64 作業場に記載を拡大する提案がありましたが、最終的に従来のガイドラインに示されていた 52 作業場を踏襲することになりました（表 3-1）。

ただし、それ以外の作業場であっても、騒音レベルが高いと思われる業務を行う場合（つまり等価騒音レベルが 85dB 以上になる可能性が大きい作業場）には同様の対策を講ずることが望ましいと記載されており、パブリックコメントに対する回答でも、厚生労働省が関係団体と協力し、幅広くガイドラインを周知していく方針が示されています。

したがって、全ての作業場において騒音が大きい（隣の人との会話が難しい）と感じたら、等価騒音レベルをまず一度測定してみてください（Q8-4 参照）。

騒音の測定方法は騒音障害防止のためのガイドラインに従って行ってください（Q3-4 参照）。騒音計には周波数重み付け特性を選ぶ機能がついており、騒音測定の際には A 特性を選択します。これはヒトの耳の感度に合わせた周波数特性ですので騒音の影響をみるのに適しています。物理的なエネルギーを示す C 特性やその他の周波数特性を選択できる機種もありますが、騒音レベルは A 特性で測ることになっています。

表 3-1 騒音障害防止のためのガイドライン（改訂）（基発 0420 第 2 号 令和 5 年 4 月 20 日）

（別表第 1）

- (1) 鋸打ち機、はつり機、鋳物の型込機等圧縮空気により駆動される機械又は器具を取り扱う業務を行う屋内作業場
- (2) ロール機、圧延機等による金属の圧延、伸線、ひずみ取り又は板曲げの業務（液体プレスによるひずみ取り及び板曲げ並びにダイスによる線引きの業務を除く。）を行う屋内作業場
- (3) 動力により駆動されるハンマーを用いる金属の鍛造又は成型の業務を行う屋内作業場
- (4) タンブラーによる金属製品の研磨又は砂落しの業務を行う屋内作業場
- (5) 動力によりチェーン等を用いてドラム缶を洗浄する業務を行う屋内作業場
- (6) ドラムバーカーにより、木材を削皮する業務を行う屋内作業場
- (7) チッパーによりチップする業務を行う屋内作業場
- (8) 多筒抄紙機により紙をすく業務を行う屋内作業場

（別表第 2）

- (1) インパクトレンチ、ナットランナー、電動ドライバー等を用い、ボルト、ナット等の締め付け、取り外しの業務を行う作業場
- (2) ショットブラストにより金属の研磨の業務を行う作業場

- (3) 携帯用研削盤、ベルトグラインダー、チップングハンマー等を用いて金属の表面の研削又は研磨の業務を行う作業場
- (4) 動力プレス（油圧プレス及びプレスブレーキを除く。）により、鋼板の曲げ、絞り、せん断等の業務を行う作業場
- (5) シャーにより、鋼板を連続的に切断する業務を行う作業場
- (6) 動力により鋼線を切断し、くぎ、ボルト等の連続的な製造の業務を行う作業場
- (7) 金属を熔融し、鋳鉄製品、合金製品等の成型の業務を行う作業場
- (8) 高圧酸素ガスにより、鋼材の溶断の業務を行う作業場
- (9) 鋼材、金属製品等のロール搬送等の業務を行う作業場
- (10) 乾燥したガラス原料を振動フィーダーで搬送する業務を行う作業場
- (11) 鋼管をスキッド上で検査する業務を行う作業場
- (12) 動力巻取機により、鋼板又は線材を巻き取る業務を行う作業場
- (13) ハンマーを用いて金属の打撃又は成型の業務を行う作業場
- (14) 圧縮空気を用いて熔融金属を吹き付ける業務を行う作業場
- (15) ガスパナーにより金属表面のキズを取る業務を行う作業場
- (16) 丸のこ盤を用いて金属を切断する業務を行う作業場
- (17) 内燃機関の製造工場又は修理工場で、内燃機関の試運転の業務を行う作業場
- (18) 動力により駆動する回転砥石を用いて、のこ歯を目立てする業務を行う作業場
- (19) 衝撃式造形機を用いて砂型を造形する業務を行う作業場
- (20) バイブレーター又はランマーにより締め固めの業務を行う作業場
- (21) 振動式型ばらし機を用いて砂型より鋳物を取り出す業務を行う作業場
- (22) 動力によりガasketをはく離する業務を行う作業場
- (23) 瓶、ブリキ缶等の製造、充てん、冷却、ラベル表示、洗浄等の業務を行う作業場
- (24) 射出成型機を用いてプラスチックの押し出し又は切断の業務を行う作業場
- (25) プラスチック原料等を動力により混合する業務を行う作業場
- (26) みそ製造工程において動力機械により大豆の選別の業務を行う作業場
- (27) ロール機を用いてゴムを練る業務を行う作業場
- (28) ゴムホースを製造する工程において、ホース内の内糸を編上機により編み上げる業務を行う作業場
- (29) 織機を用いてガラス繊維等原糸を織布する業務を行う作業場
- (30) ダブルツイスター等高速回転の機械を用いて、ねん糸又は加工糸の製造の業務を行う作業場
- (31) カップ成型機により、紙カップを成型する業務を行う作業場
- (32) モノタイプ、キャスト等を用いて、活字の鋳造の業務を行う作業場
- (33) コルゲータマシンによりダンボール製造の業務を行う作業場
- (34) 動力により、原紙、ダンボール紙等の連続的な折り曲げ又は切断の業務を行う作業場
- (35) 高速輪転機により印刷の業務を行う作業場
- (36) 高圧水により鋼管の検査の業務を行う作業場
- (37) 高圧リムーバを用いて IC パッケージのバリ取りの業務を行う作業場
- (38) 圧縮空気を吹き付けることにより、物の選別、取り出し、はく離、乾燥等の業務を行う作業場
- (39) 乾燥設備を使用する業務を行う作業場

- (40) 電気炉、ボイラー又はエアコンプレッサーの運転業務を行う作業場
 - (41) ディーゼルエンジンにより発電の業務を行う作業場
 - (42) 多数の機械を集中して使用することにより製造、加工又は搬送の業務を行う作業場
 - (43) 岩石又は鉱物を動力により破碎し、又は粉碎する業務を行う作業場
 - (44) 振動式スクリーンを用いて、土石をふるい分ける業務を行う作業場
 - (45) 裁断機により石材を裁断する業務を行う作業場
 - (46) 車両系建設機械を用いて掘削又は積込みの業務を行う坑内の作業場
 - (47) パイプレーター、さく岩機、ブレーカ等手持動力工具を取り扱う業務を行う作業場
 - (48) コンクリートカッターを用いて道路舗装のアスファルト等を切断する業務を行う作業場
 - (49) チェーンソー又は刈払機を用いて立木の伐採、草木の刈払い等の業務を行う作業場
 - (50) 丸のこ盤、帯のこ盤等木材加工用機械を用いて木材を切断する業務を行う作業場
 - (51) 水圧バーカー又はヘッドバーカーにより、木材を削皮する業務を行う作業場
 - (52) 空港の駐機場所において、航空機への指示誘導、給油、荷物の積込み等の業務を行う作業場
-

Q3-2 管理者の設置など、労働衛生管理体制で必要なことを教えてください。

A 事業者の責務として、騒音障害防止対策の管理者を選任し、ガイドラインに定める事項に取り組みせることが新たに定められました。管理者には衛生管理者や安全衛生推進者等が想定されますが、見直し検討会の方針にもありますように、ライン管理者や職長等の実務に習熟した者を作業場ごとに選任し、それらを衛生管理者等が統括する体制も検討してみるのが良いと思います。

Q3-3 派遣労働者の場合、派遣元と派遣先事業者はそれぞれ何をすればよいですか。

A 派遣労働者の健康管理は派遣元、就業に伴う具体的な健康管理は派遣先が行うことになっております。つまり、一般健康診断は派遣元、騒音作業を含む有害業務に従事するときの特殊健康診断は、派遣先が責任を負うことになります。

しかし、全て派遣先に委ねるのではなく、「元方事業者は、関係請負人が本ガイドラインで定める事項を適切に実施できるよう、指導・援助を行うこと」とされており、具体的な関与の例として、使用する機械・工具は、低騒音であるものを選定するように促すこと、労働者に耳栓等の着用を促すこと、教育や健康診断に関する情報提供や受講・受診機会を提供するよう配慮すること等を通じた協力が、派遣元にも求められています。

Q3-4 騒音の作業環境測定を実施する場合、どのように測定すればよいですか。

A 測定は作業が定常的に行われている時間帯に A 測定と B 測定という 2 種類の方法（図 3-1）で行います。A 測定は作業室内の全体の騒音環境を把握するために実施し、B 測定は個人のばく露状況を把握するために実施するものです。

A 測定では作業場の中で 6m の格子点ごとに、床上 1.2m～1.5m 間の高さに騒音計を設置して 1 箇所につき 10 分間の等価騒音レベルを測定します。設備等があつて測定が著しく困難な格子点は測定しなくて構いません（例：図 3-1 の⑤と⑫の間の格子点）（作業環境測定基準（昭和 51 年労働省告示第 46 号）第 4 条）。A 測定の平均値はそれぞれの測定値を算術平均して求めます。ただし、80 dB(A)未満の測定値があればそれは算術平均に含めません。

B測定は騒音発生源に近接する場所で作業が行われる場合、その作業者の耳元に相当する位置に騒音計を置き、10分間の等価騒音レベルを測定します。

これまで、手持ち工具等、騒音源が常時移動する場所における作業や屋外作業では労働者の騒音レベルの正確な把握が困難でした。見直しにより、定点測定では騒音レベルの把握が難しい場合、個人ばく露測定を併用することができるようになりました。屋外の作業場については、個人ばく露測定の外、使用する工具等に固有の音響パワーレベル等を用いて労働者の位置での騒音レベルを推計することも可能となりました。

測定は6カ月に1度、定期的に行います。設備や作業内容を変更した時にはその都度測定してください。測定箇所は記録しておき、以前の測定結果と比べられるようにしておくと、騒音が変化したときに原因の特定や対策に役立ちます。

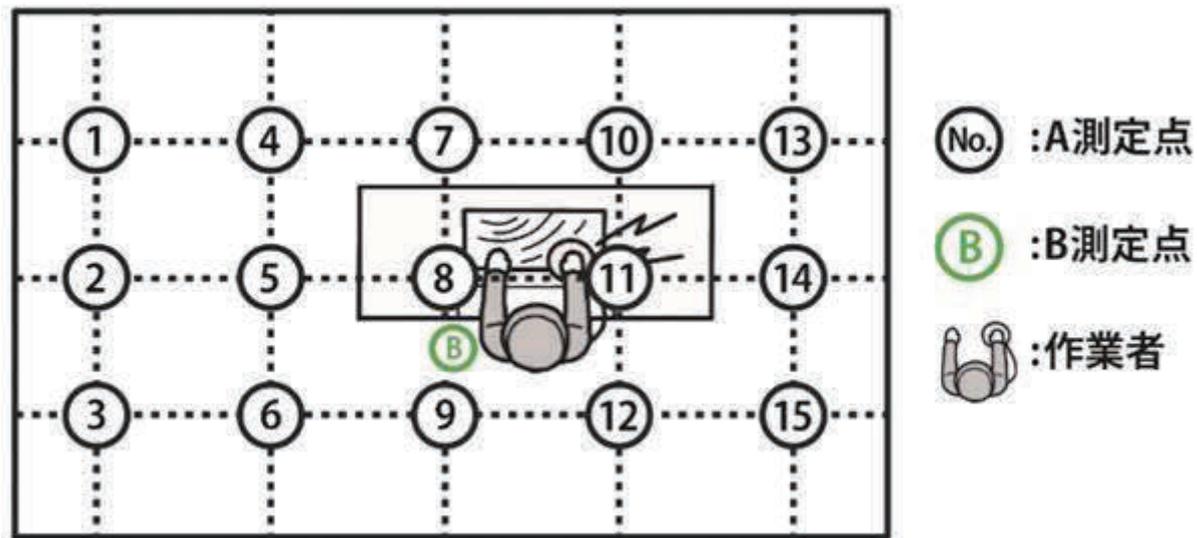


図 3-1：騒音測定の実際（中央労働災害防止協会「厚生労働省ガイドラインに基づく騒音障害防止のために 管理者教育用テキストより）

Q3-5 最近研磨装置が導入され騒音が発生するようになりました。耳栓着用と健康診断を行う予定ですが、作業環境測定も必要ですか。

A 研磨作業ということですので、表 3-1 の別表 2 の (2) 又は (3) の作業に相当すると考えられます。ガイドラインに従って、作業環境測定を実施してください。騒音発生源が最近導入された機械 1 箇所ということであれば事業所全体の大掛かりな測定は必要でないかもしれません。まず、その機械で作業する労働者の耳元の位置で B 測定を行い、どの程度の等価騒音レベルになっているか、現状を把握されるとよいと思います。

Q3-6 当工場の騒音作業は原則遠隔操作で行い、点検等のため 1 日に 10 分程度作業員が立ち入るだけですが、測定が必要でしょうか。

A ガイドラインでは騒音が発生する作業場を有する事業者の責務として騒音測定をはじめ適切な措置を行うことを定めていますので、作業時間によらず測定してください。

騒音測定は作業環境測定士が行うという規定はありません（安衛則第 590 条、第 591 条）。従って、産業医や衛生管理者などが、騒音計を用いて測定を行って構いません。外部の作業環境測定機関に依頼することも可能です。測定結果は、①測定日時、②測定方法、③測定箇所、④測定条件、⑤測定結果、⑥評価日時、⑦評価箇所、⑧評価結果、⑨測定および評価を実施した者の氏名、⑩測定および評価の結果に基づいて改善措置を講じたときは、当該措置の概要を記録し、3 年間（第Ⅱ管理区分又は第Ⅲ管理区分では 5 年間保存が望ましい）保存するように定められています。騒音計は等価騒音レベルが測定できるように積分機能の付いた、校正済みの騒音計を用いてください。騒音計等については、最寄りの都道府県産業保健総合支援センター又は地域窓口（各地域産業保健センター）に御相談ください。

Q3-7 騒音がありますが作業環境測定を行っていません。どうすればよいですか。

A 騒音測定は決して難しいものではありません。特定の資格（作業環境測定士等）が必要な測定でもありません。これまで測定したことがないために敷居が高いと感じているのかもしれませんが、労働者の聴力を守り、事業者の管理責任を果たすためにも、騒音測定は極めて重要です。

担当者自身が測定しても、外部機関に依頼してもどちらでも結構です。騒音計等については、最寄りの都道府県産業保健総合支援センター又は地域窓口（各地域産業保健センター）に御相談ください。

Q3-8 A 測定ではどのように測定ポイントを決めればよいですか。

A A 測定は 6 m 以下の格子点で 5 カ所以上図るようになっていますが、作業場内の実態がつかめるように測定点を決めてください。その際、機械等が設置されていて作業者が立ち入ることのできない場所は測定しなくてかまいませんので、**Q3-4**（図 3-1）のように、図面上で適切な測定点を定め、その測定箇所を記録に残してください。

Q3-9 6 m に満たない狭い部屋は 1 箇所だけ測定すればよいですか。

A 作業環境測定基準第 4 条の 2 の規定では、「A 測定の測定点は 5 以上とする。ただし、単位作業場所が著しく狭い場合であって、騒音レベルがほぼ均一であることが明らかなきはこの限りでない」と定められています。質問のような作業場所であれば、騒音レベルが均一であることを確認の上、A 測定は 5 に満たない測定箇所でもよいと考えられます。

一方、そのような狭い作業場では音源に近接して作業が行われると思いますので、騒音レベルが最も大きくなると思われる時間に、当該作業が行われる位置において B 測定を行ってください（作業環境測定基準第 4 条の 3）。

Q3-10 測定を行う高さは 1.2～1.5 m となっていますが、低すぎないでしょうか。

A 有機溶剤等では 0.5～1.5 m の高さで規定されていますが、騒音測定では耳の高さを考慮し 1.2～1.5 m の範囲で測定するよう定められています（作業環境測定基準（昭和 51 年労働省告示第 46 号）第 4 条）。世代と共に労働者の平均身長の変化はあるかと思いますが、その差が騒音測定に関して結果に大きく影響するとは考えにくく、従来の規定通りに行うことで問題ないと考えられます。

Q3-11 騒音計の時定数は Slow ではだめですか。

A 定常的な騒音であれば Fast、Slow のどちらでも構いません。この両者は動特性（時間重み付け特性）とあって、騒音計の指針の動く速さを示します。騒音レベルの変化が速い時には Slow の特性ではとらえきれず、実際より小さな値に表示される可能性が考えられます。

衝撃音が入る環境では Fast で衝撃音の強さを目視で確認する必要がありますので、測定には原則として Fast を使用してください。

Q3-12 ハンマーによる断続的な騒音があります。衝撃音のある騒音職場では基準が変わりますか。

A 衝撃音と定常騒音の両方の許容基準を満たす必要があります。衝撃音については、1労働日の衝撃騒音ばく露回数が100回以下なら120 dB(A)を許容基準とし、それ以上の回数の際は補正を行ってください¹²⁾。衝撃騒音の測定にはオシロスコープが必要になる等、やや専門的な測定、評価になる場合がありますので、そのような際には外部の検査機関に依頼されるのが良いと思います。騒音に変動のある場合、作業時間中の、なるべくその騒音を代表すると思われる時刻、又は騒音に係る問題を生じやすい時刻に騒音測定を実施してください。

Q3-13 スマホのアプリで騒音計機能を持ったものがありますが信頼できますか。

A 実際に10種類以上のアプリがあるようです。校正された騒音計との差は小さいものでも10 dBくらい誤差があり、特に騒音の周波数が高くなると誤差が大きくなる傾向があるようです（下記のホームページ参照）。また、スマホのマイクの指向性のために、向ける方向によって値が大きく影響され、周波数のA特性や時間特性のFastが設定できないという問題もあります。このような問題から、事業所の管理区分を判断する騒音測定には適しないといえます。ただし、日々の騒音の相対的な変化を確認するような使い方に限定すれば、手軽でよいかもしれません。

（日本騒音調査 ソーチャー ホームページ おすすめコンテンツ【検証】騒音計アプリでスマホが騒音計に？ 騒音計アプリの精度比較レビュー。おすすめのアプリは？ 参照）

Q3-14 測定結果の評価はどのようにすればよいですか。

A A測定及びB測定結果をもとに、いずれも85 dB(A)未満の場合では第Ⅰ管理区分、いずれかが85 dB(A)以上で、いずれも90 dB(A)未満の場合では第Ⅱ管理区分、いずれかが90 dB(A)以上の場合では第Ⅲ管理区分とします（表3-2）。

表 3-2 : 作業環境測定結果の評価 (騒音障害防止のためのガイドライン)

		B 測定		
		85 dB(A)未満	85 dB(A)以上 90 dB(A)未満	90 dB(A)以上
A測定 平均値	85 dB(A)未満	第Ⅰ管理区分	第Ⅱ管理区分	第Ⅲ管理区分
	85 dB(A)以上 90 dB(A)未満	第Ⅱ管理区分	第Ⅱ管理区分	第Ⅲ管理区分
	90 dB(A)以上	第Ⅲ管理区分	第Ⅲ管理区分	第Ⅲ管理区分

備考 :

- 1 「A測定平均値」は、測定値を算術平均して求めること。
- 2 「A測定平均値」の算定には、80dB(A)未満の測定値は含めないこと。
- 3 A測定のみを実施した場合は、表中のB測定の欄は85 dB(A)未満の欄を用いて評価を行うこと。

Q3-15 85 dB(A)以上の作業場があります。耳栓着用の表示しかしていないが、管理区分の表示も必要ですか。

A ガイドラインで、第Ⅱ管理区分以上では当該場所を標識によって明示するよう定められていますので騒音が生じていることを表示してください。

Q3-16 第Ⅱ管理区分のとき、作業環境管理、作業管理をどうしたらよいですか。第Ⅲ管理区分ではどうですか。

A 管理区分ごとに以下のように定められています。

第Ⅰ管理区分の場合、作業環境の維持に努める。

第Ⅱ管理区分の場合、騒音がある場所を標識によって明示する。騒音を減らすための必要な措置(表3-3参照)を講じ、第Ⅰ管理区分になるよう努める。必要に応じ、作業者に防音保護具を使用させる。

第Ⅲ管理区分の場合、騒音がある場所を標識によって明示する。騒音を減らすための必要な措置(表3-3参照)を講じ第Ⅰ又は第Ⅱ管理区分になるよう努める。改善措置を講じたときは再度測定し評価を行う。作業者に防音保護具を使用させる。防音保護具を使用するように見やすい場所に標識を掲示する。

表 3-3 代表的な騒音低減策（騒音障害防止のためのガイドライン）

分類	方法	具体例
1 騒音発生源対策	発生源の低騒音化	低騒音型機械の採用
	発生原因の除去	給油、不釣合調整、部品交換など
	遮音	防音カバー、ラギング
	消音	消音器、吸音ダクト
	防振	防振ゴムの取り付け
	制振	制振材の装着
	運転方法の改善	自動化、配置の変更など
2 伝ば経路策	対距離減衰	配置の変更など
	遮蔽効果	遮蔽物、防音塀
	吸音	建屋内部の消音処理
	指向性	音源の向きの変更
3 受音者対策	遮音	防音監視室
	作業方法の改善	作業スケジュールの調整、遠隔操作など
	耳の保護	耳栓、耳覆い

Q3-17 A 測定は 90 dB(A)未満で第Ⅱ管理区分相当、B 測定だけが 90 dB(A)を越えました。どうすればよいですか。

A 作業環境測定結果の評価（表 3-2）に従って第Ⅲ管理区分になります。Q3-16 を参考に対策を行ってください。

Q3-18 管理区分ⅡとⅢで異なる標識が必要ですか。

A 騒音作業場の標識について、安衛則第 583 条の 2 により、事業者は「当該屋内作業場が強烈的な騒音を発する場所であることを労働者が容易に知ることができるよう、標識によって明示する等の措置を講ずる」ことと、同第 595 条により、「耳栓その他の保護具の使用を命じたときは、当該保護具を使用しなければならない旨を、作業中の労働者が容易に知ることができるよう、見やすい場所に掲示しなければならない」という規定があります。この規定は第Ⅱから第Ⅲ管理区分までにおいて適応されますが、管理区分が第Ⅱ管理区分又は第Ⅲ管理区分のいずれであるかを分けた表示までは求められておりません。

Q3-19 作業環境の改善を行いたい。何をしたらよいですか。

A まず、騒音の発生源を特定してください。主要な原因について、それぞれ表 3-3 を参考にし、可能な対策を実施していくことが望まれます。

例えば、小規模事業場では、屋内でインパクトレンチ作業を行う作業者の近くに設置されていたコンプレッサーを屋外に移設して作業環境（騒音）が改善した事例があります。また、図 3-2a, b, c のような事例もあります。

対策を講じるに当たっては、最寄りの都道府県産業保健総合支援センター又は地域窓口（各地域産業保健センター）に御相談ください。なお、労働者数 50 人未満の小規模事業場の場合、無料で労働衛生工学専門員等（作業環境測定士又は労働衛生コンサルタント等）の専門家の派遣支援を受けることができます。

図 3-2a, b, c は労働者数 50 人未満の事業場の金属の機械加工が行われている作業場所の改善事例です。この作業場所では、ショットブラストが最大の騒音源となっていました。ショットブラストに十分な防火対策を講じ、その出入口にカーテンを設けたところ、入口付近の作業者の位置と出口付近の作業者の位置での騒音が低減しました。作業環境測定結果は、A 測定結果と B 測定値とが共に低減し、第Ⅲ管理区分から第Ⅱ管理区分に改善しました。



図 3-2a : ショットブラスト出入口にカーテンを設けたところ、周囲の騒音が低減



図 3-2b : 入口のカーテン



図 3-2c : 出口のカーテン

Q3-20 自動プレス機が騒音源だったので防音材で囲い騒音はある程度低減しました。しかし、搬入部・搬出部に10 cm四方の開口部があり閉じることができません。どうすればよいですか。

A 代表的な騒音低減策は表3-3の通りです。開口部からの音漏れが大きく遮音が不十分なようなら、開口部に可動式の吸音材をあてる方法等が考えられます。

個別対策の効果については、最寄りの都道府県産業保健総合支援センター又は地域窓口（各地域産業保健センター）に御相談ください。必要な場合、産業保健相談員（労働衛生工学）又は労働衛生工学専門員等の専門家の派遣支援を受けることができます（Q3-19を参照）。その他、有料ですが労働衛生コンサルタントに相談する方法もあります。専門家から良いアドバイスが得られると思います。

Q3-21 気吹き（エアブロー）の音がうるさいので改善したい。

A エアブローは使用中には90 dB(A)を超える騒音が出ることも少なくありません。しかし、機種によっては、低圧力で使えるものやノズルの工夫で騒音を低減させる効果をうたった機種も出ていますので試してみるとよいでしょう。変更前後の騒音レベルを測定しておくことを勧めます。

Q3-22 インパクトレンチ作業の音がうるさいので改善したい。騒音発生源を密閉することはできないが、作業者と発生源との間に遮へい物（ついたてのようなもの）を設けた場合、騒音対策として効果がありますか？

A ついたてのような遮へい物は音の伝搬を低減する効果があります。可能であれば、吸音率の大きい材質を用い、密閉できなくても、できるだけついたてを高く、開口部を狭くすると効果が高まります。

Q3-23 鉄板の作業台の上でインパクトレンチを使っています。騒音が振動を伴って最もうるさいようです。どうすればよいですか。

A 作業台が鉄板の場合、音の反響や振動も強く伴うことが危惧されます。可能であれば消音や防振効果（表3-3）を期待してゴム板を敷くなどの対策が考えられます。振動と騒音がともに加わると難聴を増悪させます（Q2-7参照）。ゴム板で振動や反響の部分だけでも減少させることができれば意義は大きいと思われまます。

個別対策の効果については、最寄りの都道府県産業保健総合支援センター又は地域窓口（各地域産業保健センター）に御相談ください。必要な場合、産業保健相談員（労働衛生工学）又は労働衛生工学専門員等の専門家の派遣支援を受けることができます（Q3-19, Q3-20を参照）。その他、有料ですが労働衛生コンサルタントに相談する方法もあります。

Q3-24 大企業では専用の施設に変更して、シャッターで騒音防御するという対策を講じていると聞きましたが、かえって騒音がひどくなりませんか。

A 表3-3に示す騒音対策の中でシャッターは、2. 伝ば経路策の遮蔽効果を期待したものです。騒音発生源と作業者の間をシャッターで仕切ることができれば、シャッターの材質にもよりますが、

効果的な騒音低減策の1つになります。勿論、シャッターの内側で作業をしては何もなりませんので、当該騒音作業が機械化されているなど、その場に作業者が立ち入らずに済むことが必要になります。

Q3-25 騒音レベルがある時間帯だけ 90 dB(A)になってしまいます。どうすればよいですか。

A まず、その時間帯に騒音が増加する原因を特定し、騒音自体を低減できるか考えることが第1になります。なお、対策を講じるに当たっては、最寄りの都道府県産業保健総合支援センター又は地域窓口（各地域産業保健センター）に御相談ください。

その時間帯の騒音がどうしても低減できない時には、次に作業管理を行います。その時間帯に現場に立ち入る時間を減らせないか、作業方法、手順などを検討してみるのも良いかもしれません。それも難しい時には、嚴重に耳栓等の聴覚保護具で耳を保護しての作業という対策になると思います。

騒音が生じるのは一部の時間帯だけであっても、対策はガイドラインに則って、作業環境管理、作業管理、健康管理並びに労働衛生教育を行ってください。

Q3-26 化学物質では第Ⅲ管理区分は第Ⅰ管理区分の管理濃度の1.5倍となっています。騒音では管理区分が85 dB(A)と90 dB(A)で分けられており、整合性はありますか。

A 第Ⅰ管理区分は作業環境管理が適切であると判断される状態、第Ⅱ管理区分は作業環境管理になお改善の余地があると判断される状態、第Ⅲ管理区分は作業環境管理が適切でないとは判断される状態を意味します。騒音に関しての基準値の根拠はQ8-3を参照してください。基準は有害因子によってさまざまですので、それぞれの基準に従ってください。

Q3-27 外部機関に作業環境測定を依頼する場合、監督官庁に提出できる公的な報告書を作成してもらえますか。

A 作業環境測定として実施する騒音測定について、事業者が、監督官庁である労働基準監督署から、騒音測定の実施状況の報告を求められることはあり得ますが、労働基準監督署にとっては騒音測定が実施されていることを確認するために報告を求めるのであって、騒音測定結果が必要なわけではありません。したがって、騒音測定結果が監督官庁（労働基準監督署）提出用の報告書として作成されることはありません。

外部機関は、作業環境測定を業として行うため、都道府県労働局に登録しなければなりません。都道府県労働局に問い合わせ登録されている作業環境測定機関を教えてください。また、作業環境測定機関が加入する団体として公益社団法人日本作業環境測定協会（作業環境測定法第36条）があり、日本作業環境測定協会のホームページには会員の作業環境測定機関が載っています。

ただし、騒音に関しては測定者の資格は不要ですので、ガイドラインで定められている測定基準に従って校正された機器を用いて適切に測定・評価を行えば、外部委託は必ずしも必要ではありません。環境に関する法令等に基づく報告や届出については、自治体の環境政策所管部署にお問合せいただく必要があります。

4. 作業管理（騒音性難聴防止対策）

Q4-1 騒音作業場があり、騒音を小さくすることができません。対策を教えてください。

A 作業環境管理として騒音自体を小さくできるのが最善ですが、それが難しいようであれば、次に、耳栓や耳覆い(イヤーマフ)の装着を徹底して耳を保護するか、又は騒音作業に従事する時間を短縮する作業管理を考えます。その際、労働者に対して、耳栓等は正しく装着しないと十分な効果が期待できないこと(図4-1)、作業時間を通して使用しないと保護効果が大きく損なわれることを十分教育することが大切です。



図4-1：耳栓の正しい装着法

(日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会産業・環境保健委員会作成：騒音性難聴教育用スライドより引用)
反対側の手で耳介を後上方に引っ張り、外耳道を真直ぐにして耳栓を十分深く押し込む。

Q4-2 耳栓と耳覆い(イヤーマフ)はどのような製品を選べばよいですか。

A 耳栓と耳覆いそれぞれ様々な製品が市場に出ています。JIS規格が2020年に改定され、名称も防音保護具から聴覚保護具へと変更になりました。従来、耳栓(一種、二種)、耳覆いのいずれかの分類しかなく適切な遮音値を持つ聴覚保護具を利用者が選べませんでした。この分類が廃止されました。

改正されたJIS T8161-1,2 2020では、(第1部¹³⁾)遮音値の測定方法ならびに(第2部¹⁴⁾)正しく装着した時に保護具着用者が聞こえる音の大きさの推定方法が規定されています。推定方法にはオクターブバンド法、HML法、SNR法の3つが挙げられており、JIS規格に対応した保護具には表4-1のいずれかの形式で遮音性能が表示されることになります。

(この他に、主に米国で用いられている単一の遮音性能NRR値を表示している製品もあります。両者は性能を算出する元の規格が異なりますが、正しく着用した時に、SNR値は約84%の人がこの数値以上の遮音効果が得られる、NRR値は約98%の人がこの数値以上の遮音効果が得られ

る値を示しており、同一製品ではSNRの方が5~6 dB程度大きな値になるようです。)

これらの数値を用いて、その作業場の騒音に必要な遮音性能を持つ保護具を選択すると良いでしょう(例①、②)。それほど大きな騒音ではないのに遮音性能が高すぎる保護具を選択すると、作業中の会話や作業音の確認等が困難になります。結果として、作業者は保護具を使わなくなってしまう恐れがあり、適切ではありません。

作業内容によっては防塵マスクや手袋を併用する場合もあり、どのような形状の耳栓が使いやすいか、耳栓と耳覆いのどちらが使いやすいかは、人によってあるいは作業場によって異なると思います。労働者1人1人の使いやすさ、作業のしやすさ、装着感、値段等をもとに選んでいただいで構いません。また、特に強大な騒音環境では耳栓と耳覆いの併用も効果が期待されます。

表 4-1 聴覚保護具の遮音性能表示例 (JIS T 8161-1:2020 による遮音性能より引用一部改変)

a) オクターブバンド法

周波数 Hz	125	250	500	1,000	2,000	4,000	8,000
平均遮音値 dB	33.1	36.3	38.4	38.7	39.7	48.3	44.4

b) HML法

高域周波遮音値 H=37 dB、中域周波遮音値 M=34 dB、低域周波遮音値 L=31 dB

c) SNR法

SNR=37 dB

SNRを用いた装着時に聞こえる音の大きさの推計方法

例①) C特性で95 dBの音圧レベルの作業場で、SNR 20 dBの耳栓を使用した時

作業者の聞こえる音の大きさ(推定値): $95 \text{ dB(C)} - 20 \text{ dB} = 75 \text{ dB}$

例②) C特性で110 dBの音圧レベルの作業場で、SNR 37 dBの耳覆いを使用した時

作業者の聞こえる音の大きさ(推定値): $110 \text{ dB(C)} - 37 \text{ dB} = 73 \text{ dB}$

※この推定値が70~80 dBの範囲になる聴覚保護具を選択するのが適切です。

Q4-3 職員が耳栓を着用するとコミュニケーションがとりにくいといっているがどのように指導したらよいですか。

A 耳栓の種類によっては、遮音効果の低いものや低周波域の会話音を通しやすい製品(表4-1参照)もあるので、それを使うことが方法の一つとして考えられます。また、コミュニケーションは必ずしも声だけでとるものではないので、指差し等、音声に頼らないコミュニケーション手段を用いる作業手順も検討してみるとよいと考えられます。

(参考) ノイズキャンセリング技術を応用した耳栓やヘッドホンも開発されてきていますが、騒音性難聴防止を目的としたものではありません。低音の定常的な騒音については一部低減できるかと思いますが、刻々と変動する騒音に対処することは技術的に容易ではなく、コストの問題もありますので、現時点でそのような機器を職場の騒音対策に用いるのは難しいと考えられます。

Q4-4 建屋内の一部しか 85 dB(A)以上になっていないのですが、耳栓の着用はどのように指導したらよいですか。

A 建屋内の一部だけが 85 dB(A)以上であっても、そこでだけ耳栓を着用し、頻回に脱着を繰り返しながら作業するのは現実には難しいのではないかと思います。耳を守るためには、建屋内に入る際に耳栓を着用するよう決めておいた方がよいと考えられます。

Q4-5 グラインダー作業時だけ騒音が発生します。その時だけ耳栓をすればよいですか。

A それ以外の時の騒音レベルが十分低く、騒音が発生する前に作業員全員が耳栓を装着することが可能な作業場であれば、そのような対策もあり得ると考えられます。しかしながら、誰かがグラインダー作業を始める時に周囲で作業している同僚が気づかなかつたり、頻回に着脱を繰り返すことが手間になって結局使われなくなったりということが危惧されます。

一部の時間でも耳栓をしなくて作業すると耳栓の保護効果は大きく損なわれます（Q4-10 参照）ので、実行可能な対策を取ってください。

Q4-6 第Ⅲ管理区分では耳栓着用は義務ですか。

A 第Ⅲ管理区分では作業に従事するすべての作業員が耳栓等の防音保護具を使用しなければなりません。これは、安衛則第 595 条に「事業者は、強烈な騒音を発する場所における業務においては、当該業務に従事する労働者に使用させるために、耳栓その他の保護具を備えなければならない。」とあるように、事業者の義務です。同条第 2 項には、当該保護具を使用しなければならない旨を見やすい場所に掲示しなければならないことが定められており、表示を行ってください。

着用を嫌がる作業員もいるかもしれませんが、それに対しても労働者に対して労働衛生教育を行うことがガイドラインに定められています。

Q4-7 騒音発生源近くでは 85 dB(A)以上ありますが、作業員の位置では 70 dB(A)程度です。音源から離れて作業する労働者にはどのように指導したらよいですか。

A 85 dB(A)以上の場所では騒音の標識が必要です。どの範囲で騒音が大きいかを把握した上で全体の作業を振り返ってみるとよいでしょう。騒音の大きい場所に作業員が立ち入ることがないか確認し、立ち入らずにすむように作業工程を変更できるか等を確認してください。

より根本的には、音源と作業位置が離れているのであれば、音の伝ば経路対策（表 3-3）として音源を遮蔽する等の対策も可能かもしれませんので、そのような作業環境管理を行うことも考慮してください。

上記のような管理が困難で、やはり作業員が一定時間音源の近くでも作業を行うようであれば、積極的に耳栓等の保護具着用を勧めてください。

Q4-8 難聴があり普段から補聴器を使用している労働者がいます。騒音作業を行うにあたって補聴器の上から耳覆い(イヤーマフ)を装着して作業をするのは適切ですか。

A 通常、難聴者は騒音下での言葉の聴き取りは低下していますので、たとえ補聴器を使って音が入ってきても騒音作業中の会話聴取は困難と考えられます。一方、補聴器の上から耳覆いを当てる

ことによって補聴器にハウリングが生じたり、補聴器の調整の状態によっては騒音が予想を超える大きな音に増幅されて耳に入る危険も否定はできません。有効性が乏しく、安全性に問題がありますのでご質問のような使い方は勧められません。難聴者もそれ以上の進行を防止するために騒音下では耳栓を使う必要があります。当該労働者とよく話をし、騒音作業中には補聴器を使わないことにするのがよいでしょう。

作業中の意思疎通には合図を決めておき身振りで伝える、又はホワイトボード等を用いて筆談するという方法もあります。

Q4-9 騒音職場には一週間に数回しか行きませんが、対策は必要ですか。

A ばく露時間が短ければ、それだけ難聴発症リスクは低下します。ただし、著しい強大音は短時間であっても音響外傷を起こすことがあります（Q2-1 参照）。また、難聴の起こりやすさ（強大音受傷性）には個人差があることが知られていますので、騒音レベルを測定し耳栓を含めて適切な対応をとるようにしてください。

Q4-10 耳栓・耳覆い（イヤーマフ）は付けたり外したりしてもよいですか。

A 耳栓・耳覆いは、作業時間を通して正しく使う必要があります。

例えば、遮音効果 20 dB の耳栓を使って等価騒音レベル 100 dB(A) の環境で働くとします。就業中、きちんと耳栓を使えば 80 dB(A) で安全なレベルになります。しかし、

$$(\text{未着用率}) p = (\text{未着用時間}) \div (\text{全就業時間})$$

とおくと、以下の式で実質的なばく露騒音レベルが求められます。

$$L_{eqA} = 10 \log(10^{10}p + 10^8(1 - p))$$

これを計算すると、僅か 3%（8 時間労働で約 14 分）の未着用率で騒音レベルは 86.0 dB(A) に増加し、10%（8 時間労働で 48 分）の未着用率になると 90.4 dB(A) となり、明らかに危険なレベルにまで達します。作業時間を通して着用しなければ十分な保護効果は期待できないことがお分かりいただけると思います。耳栓・耳覆いは騒音作業場に入る前に装着することを徹底してください。

5. 健康管理①（健康診断と聴力検査）

Q5-1 騒音作業従事者の聴力検査は年に1回ですか、半年に1回必要ですか。

A 一般健康診断の定期健康診断は安衛則44条に定められているように（表5-2）年に1回ですが、特定業務従事者（安衛則第13条：表5-1）においては6カ月以内ごとに1回（年に2回）健康診断を行うと定められています（安衛則45条）。表5-1の⑧に該当する職場は概ね90 dB(A)を超える騒音が発生する職場とされ、その場合、年に2回の健康診断は義務となります。

騒音作業は、じん肺のように個別の法令に基づく特殊健康診断ではなく、「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づき行われる行政指導による特殊健康診断の対象業務であり、85 dB(A)以上になることが想定される騒音作業に常時従事する労働者に対して、雇入時等健康診断と年に2回の定期健康診断（図5-1）が努力義務として定められています。これに関しても同様に遵守することが求められます。

表5-1：安衛則第13条に定められる特定業務

-
- ① 多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務
 - ② 多量の低温物体を取り扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務
 - ③ ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線にさらされる業務
 - ④ 土石、獣毛等の塵埃又は粉末を著しく飛散する場所における業務
 - ⑤ 異常気圧下における業務
 - ⑥ 削岩機、鋸打機等の使用によって、身体に著しい振動を与える業務
 - ⑦ 重量物の取扱い等重激な業務
 - ⑧ ボイラー製造等強烈な騒音を発する場所における業務
 - ⑨ 坑内における業務
 - ⑩ 深夜業を含む業務
 - ⑪ 水銀、砒素、黄りん、弗化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、青酸、苛性アルカリ、石炭酸その他これらに準ずる有害物を取り扱う業務
 - ⑫ 鉛、水銀、クロム、砒素、黄りん、弗化水素、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二硫化炭素、青酸、ベンゼン、アニリンその他これらに準ずる有害物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務
 - ⑬ 病原体によって汚染のおそれが著しい業務
 - ⑭ その他厚生労働大臣が定める業務
-

Q5-2 特殊健康診断として行われる定期健康診断の選別聴力検査で所見ありとなった労働者がいます。次にどうしたらよいですか。

A 図5-1のように定期健康診断の選別聴力検査で所見があれば、医師の判断を仰いでください。この際、評価及び健康管理上の指導は、耳科的知識を有する産業医又は耳鼻咽喉科専門医が行うこととされていますが、日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会認定騒音性難聴担当医が適任です。騒音性難聴担当医は耳鼻咽喉科専門医であり、かつ日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会が開催する講習会を受講

し試験に合格し認定された医師であり、令和4年7月31日現在全国に約1,000名おります。学会のホームページ (<http://www.jibika.or.jp/members/nintei/souon/souon.pdf>) ならびに巻末資料に掲載されていますので、お近くの担当医を探してみてください。健康診断については、最寄りの都道府県産業保健総合支援センター又は地域窓口（各地域産業保健センター）に御相談ください。

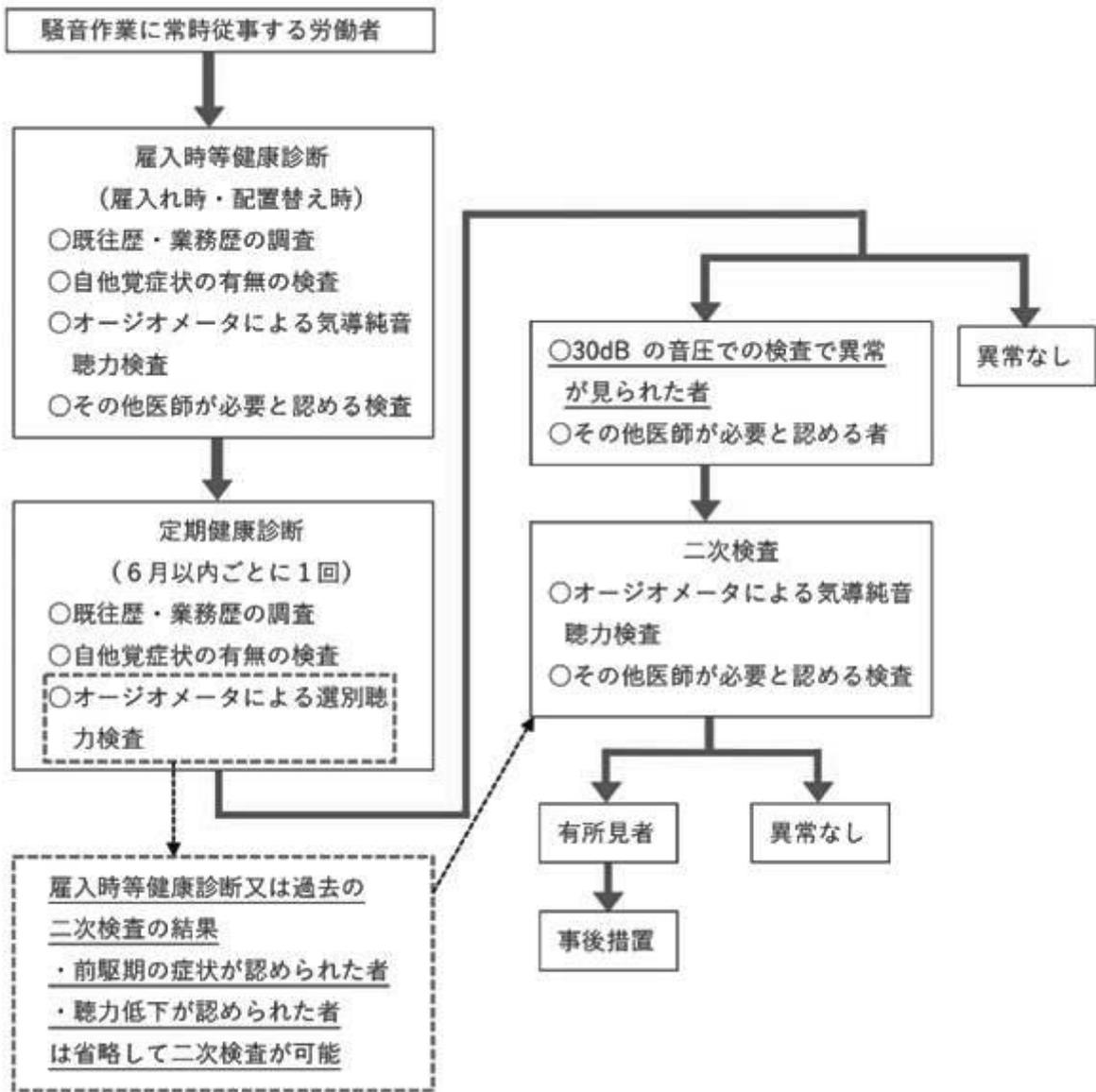


図 5-1 健康管理の体系（騒音障害防止のためのガイドラインより）

Q5-3 聴力検査はどのような人が行うことができますか。

A ガイドラインでは、選別聴力検査については、医師のほか、医師の指示のもとに、本検査に習熟した保健師、看護師等が行うことが適当であると記載されています。一方、250～8000 Hz の聴力検査については、医師のほか、医師の指示のもとに、本検査に習熟した保健師、看護師等が行うこととなっています。

つまり、選別聴力検査では、資格が必須とまでは定められていませんが、本検査に習熟していな

ければ正しい検査はできませんので、選別聴力検査の担当になる方は公益社団法人全国労働衛生団体連合会の選別聴力検査研修会、気導純音聴力検査の担当になる方は、一般社団法人日本聴覚医学会の聴力測定技術講習会を受講して学習していただくとよいと思います。

Q5-4 騒音職場を担当しています。いつ聴力検査を行えばよいですか。

A 音響による難聴には、時間とともに回復する部分（一過性閾値上昇：temporary threshold shift: TTS）と回復しない部分（永久的閾値上昇：permanent threshold shift: PTS）があります。健康診断の聴力検査で確認したいのはPTSです。騒音ばく露直後でTTSの影響が加わっている時間帯を避け、検査を行うことが勧められます。

Monday morning test、つまり週末の休業日に十分耳を休ませて、月曜日の朝の騒音作業始業前に検査を行うのが理想です。不可能な時には、その他の曜日の始業前や昼休憩後等、騒音ばく露の影響をできるだけ避けられる時間に検査を行うとよいでしょう。

Q5-5 1000 Hzでは30 dBが、4000 Hzでは40 dBが聞こえればよいのでしょうか。以前、4000 Hzでは30 dBが聞こえればよいと聞いた記憶があります。

A 表5-2をご覧ください。通常の労働者が受ける一般健康診断と騒音作業従事者が受ける特殊健康診断を区別して対応する必要があります。一般健康診断の聴力検査では安衛則第43条の規定により雇入れ時に全員に検査を行うこととなっています。この際には1000 Hzで30 dB、4000 Hzも30 dBが健常聴力の判定に必要となります。一般健康診断対象者のその後の定期検査では、1000 Hzで30 dB、4000 Hzは40 dBで判定します。

一方、騒音作業従事者の特殊健康診断では、ガイドラインの健康診断の体系（図5-1）に従い雇入れ時に気導純音聴力検査を行います。検査周波数は従来、250～8000 Hzをオクターブごとに測定していました。ガイドラインが改訂され、騒音性難聴の変化が現れやすい6000 Hzも測定するように追加されました。近年、若者の間でヘッドホン・イヤホン難聴の危険性が指摘されており（Q1-3参照）、騒音職場への就業前に難聴になっている労働者がいる可能性も考えられます。雇入時の正確な聴力の把握は極めて大切です。

その後の定期健康診断では1000 Hzで30 dB、4000 Hzは25, 30 dBで検査を行います。この際、25 dBの検査結果は参考値とし、30 dBで所見の有無を判断するようにガイドラインの改訂が行われました。高音域（4000 Hz）の結果で騒音性難聴を判断する基準はこれまでと変更ありません。従来、4000 Hz - 40 dBで選別聴力検査（一次検査）を行っていましたが、これだと、すでに初期の騒音性難聴になっている方が所見なしと誤って判断されることがあり、見直しによって選別聴力検査の感度を高めたこととなります。一方、前回の定期検査で所見ありとなった方は選別聴力検査を省略し、最初から気導純音聴力検査（二次検査）を行うように見直しが行われました（図5-1）。騒音性難聴は改善しないのが特徴ですので、一次検査を繰り返す無駄を省くことができると考えられます。二次検査は雇入時と同様に、6000 Hzを含む気導純音聴力検査を行います。騒音性難聴とする判断はこれまでと変わりませんが、6000 Hzに狭い周波数範囲の変化が生じた労働者も早期に発見できることが期待されます。

表 5-2 各種健康診断における聴力検査

	騒音作業従事労働者の特殊健康診断	一般健康診断
雇入時等健康診断	行政指導による健康診断	安衛則第 43 条
測定内容	250, 500, 1000, 2000, 4000, 6000, 8000 Hz の気導純音聴力検査	1000 Hz-30 dB 4000 Hz-30 dB
聴力検査以外	既往歴、・業務歴の調査 自他覚症状の有無の検査 その他必要とする検査	
定期健康診断	行政指導による健康診断	安衛則第 44 条
実施時期	半年ごとに 1 回	35 歳時, 40 歳時, 45 歳以降毎年 1 回
測定内容	1000 Hz-30 dB 4000 Hz-25, 30 dB (25 dB の値は参考値、30 dB で所見の有無を判断する)	1000 Hz-30 dB 4000 Hz-40 dB
聴力検査以外	既往歴、・業務歴の調査 自他覚症状の有無の検査	
医師が必要と認める者の二次検査	250, 500, 1000, 2000, 4000, 6000, 8000 Hz の気導純音聴力検査 その他必要とする検査	

なお、これとは別に、学校保健安全法に定める児童、生徒の聴力検査では 1000 Hz-30 dB、4000 Hz-25 dB を用いています。

Q5-6 定期健康診断で 4000 Hz-25, 30 dB の選別聴力検査は妥当ですか。

A 正常聴力の定義は平均聴力レベルで 25 dB 未満とされています¹⁵⁾。騒音性難聴の健康管理区分は会話領域、高音域ともに 30 dB で判断されます (**Q6-2** 参照)。選別聴力検査は一次検査であり、必要最小限の測定ポイントとして妥当だと考えられます。

これまでの 4000 Hz-40 dB の選別聴力検査で所見なしと判定された方の中に、4000 Hz の聴力レベルが 30~40 dB の初期の騒音性難聴が含まれていた可能性があり、ガイドライン見直しでは、4000 Hz-25, 30 dB で実施することが妥当と考えられました。

Q5-7 半年に 1 度の定期健康診断は、必ず選別聴力検査をしなければなりませんか。

A 騒音職場において特殊健康診断として行われる定期健康診断は半年に 1 度、図 5-1 の流れに従って行われます。ガイドライン見直しにより、前回検査で所見のあった方は最初から二次検査の気導純音聴力検査を行うこととなりましたので、その際、選別聴力検査は省略可能です (**Q5-6** 参照)。

Q5-8 作業環境測定で第 I 管理区分でした。特殊健康診断として求められる半年ごとの定期健康診断は必要ですか。

A 第 I 管理区分の屋内作業場（あるいは 85 dB(A) 未満の屋外の作業場）で業務に従事する労働者については、騒音障害防止のためのガイドラインに定める半年に 1 度の定期健康診断は省略しても差し支えないこととなっています。

ただし、作業機械の固定が緩む等、わずかな変化で気づかないうちに騒音レベルが高まっている場合もありますので、作業環境の維持に留意してください。

Q5-9 聴力検査の結果がマイナスで返ってきました。どういう意味ですか。

A 純音聴力検査では閾値（聞こえる一番弱い音のレベル）を調べ、聴力が悪いほど聴力レベルは大きな数字になります。それぞれの周波数で健常の人が聞こえる音の大きさを JIS 規格で 0 dBHL（ヒアリングレベル）として定義しており検査音が出力されますが、0 dBHL よりも小さな音まで聞こえる場合には結果がマイナスの値になります。

Q5-10 選別聴力検査で所見なしでした。耳鳴の訴えはありますが何もしなくてよいですか。

A 騒音職場での健康管理では聴力だけでなく、騒音のばく露歴や自覚症状の有無を確認することも大切です。選別聴力検査で 1,000 Hz と 4,000 Hz は基準内であっても、ごく初期の騒音性難聴のこともあり、あるいは 6,000 Hz 聴力がより強く障害されるケース等もあるので、選別聴力検査で所見がなくても騒音性難聴がないとはいえません。

耳鳴などの自覚症状が強く、騒音性難聴を疑うようであれば、専門の医療施設で精査が望ましいと考えられます。

Q5-11 選別聴力検査で片側だけ所見ありとなりました。どうすればよいですか。

A 図 5-1 の流れに沿って二次検査としての気導純音聴力検査を行ってください。

騒音性難聴では通常左右がほぼ対称な難聴になりますが、発症の初期には左右の聴力に差がみられることもあります。気導純音聴力検査では、選別聴力検査で所見なしであった耳の方にもわずかな聴力低下が認められるかもしれません。

もう一つ考えられるのは騒音以外の難聴が生じている可能性です。耳鼻咽喉科専門医（可能であれば騒音性難聴担当医）（Q5-2 参照）に評価してもらうように指示してください。

Q5-12 左右とも 250 Hz の聴力だけ低下している労働者が多数います。どうすればよいですか。

A 250 Hz の低音の検査では、周囲に雑音があるとき影響を受けて結果が悪くなりやすいことが知られています。ガイドラインでも 250 Hz における検査は省略しても差し支えないとされています。両側 250 Hz だけの低下は騒音性難聴とは考えなくて結構です。他の難聴疾患を疑うような自覚症状がなければ追加検査は不要です。何か気になる症状があれば専門の医療機関にご相談ください。

Q5-13 騒音健診の実施及び評価はだれに依頼すればよいですか。

A 聴力検査の実施については研修を受けた方（Q5-3 参照）が行ってください。健康診断結果の評価について、ガイドラインでは耳科的知識を有する産業医又は耳鼻咽喉科専門医が行うと記載されています。特に日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会認定騒音性難聴担当医（Q5-2 参照）がこの分野の

専門家であり最適です。騒音健診については、最寄りの都道府県産業保健総合支援センター又は地域窓口（各地域産業保健センター）に御相談ください。

Q5-14 健康診断を行いました。この後、何をすればよいですか。

A ガイドラインに定められた事後措置を行ってください（6. 健康管理②参照）。

健康診断の結果は5年間保存するように定められています。ただし、騒音性難聴が少なくとも5年から15年の長い経過で発症してくることを考慮すると、定められている5年の保存期間では足りないかもしれません。騒音性難聴を正しく診断し、更なる難聴の進行を予防し、起こってしまった難聴に対しては障害が公平に認定されるために、雇入れ時を含むこれまでの聴力の経過は極めて重要な根拠となります。より長期の保存が、労働者にとっても事業所にとっても望ましいと考えられます。

また、健康管理の結果は、遅滞なく所轄労働基準監督署長に報告することと定められています（Q6-3参照）。

Q5-15 騒音職場を離れた労働者の聴覚管理は、その後何年続ければよいですか。

A 騒音環境から離れば騒音性難聴はそれ以上進行しないと考えられます。したがって、離職後には特殊健康診断としての事業所における聴覚管理は不要です。ただし、年齢に応じた加齢性難聴の変化が加わるため、本人がかかりつけの耳鼻咽喉科を持ち、その聴力に応じた指示を受けることが望まれます。

Q5-16 健診機関に聴力検査を依頼していますが、正確にできているか疑問です。

A ガイドラインには、検査は検査音の聴取に影響を及ぼさない静かな場所で行うと定められており、通常、応接室等その事業所内で最も静かと考えられる場所で行います。それでも、医療機関内の防音室のような検査環境ではありませんので、健診場所の静寂が保たれるようにできるだけ配慮してください。正確に検査できていない疑いがあるとき（医師が必要と認めるとき）には、図5-1の流れに従って二次検査に進んでください。

Q5-17 難聴のふりをする労働者もいるかもしれません。どうすればよいですか。

A 労災が認められる等、検査結果が悪く出ることで何らかの利益が得られる場合、そのようなことも起こりえます¹⁶⁾（Q2-10参照）。通常、健康診断で用いられる検査は、検査を受ける人の応答によって判定をする自覚的聴力検査なので検査結果を偽ろうとする人を判断するのは困難です。そのような場合には二次検査において「その他必要とする検査」として専門的な検査¹⁷⁾を行うことができます。適切な医療機関（Q5-2参照）に御紹介ください。

6. 健康管理②（健康診断結果に基づく事後措置）

Q6-1 健康診断で所見ありの労働者が複数います。どうすればよいですか。

A 騒音障害防止のためのガイドラインに従って、1つ1つ実施していきます。まず、騒音レベルを測定します（第3章参照）。エリアごとの管理区分を明確化して適切な標識を設置します。騒音を低減させる努力も必要です。産業保健総合支援センターに問い合わせ、専門的な騒音低減のアドバイスを依頼するとよいと考えられます（Q3-19参照）。

騒音の作業環境が容易に改善できない場合には、次に作業管理を考えます。離れて遠隔操作ができないか、騒音作業の時間を短縮できないか等を考慮し、加えて実効性が高い対策として、耳栓等の聴覚保護具を着用します。耳栓等は第Ⅲ管理区分（90 dB(A)以上）では全員が就業時間を通して必須です。必ず耳栓等を使うよう見やすい場所に表示を出してください。また、第Ⅱ管理区分（85～90 dB(A)）でも、少なくとも聴力検査で既に所見がみられる者には耳栓等を着用させてください。

一次検査で有所見であれば、必ず二次検査を受けさせてください。難聴の程度および難聴の原因が騒音によるものかを適切に判断するために、日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会認定騒音性難聴担当医（Q5-2参照）の診察を受けることを勧めます。その結果、必要のある者には作業従事時間の短縮等の必要な措置を講ずることとなっています。

Q6-2 騒音特殊健診後の事後措置を教えてください。

A 聴力レベルに基づく健康管理区分（表6-1）に従って措置を行ってください。

表6-1 聴力レベルに基づく健康管理区分

聴力レベル		区分	措置
高音域	会話音域		
30 dB 未満	30 dB 未満	健常者	一般的聴覚管理
30 dB 以上 50 dB 未満		要観察者 (前駆期の症状が認められる者)	第Ⅱ管理区分に区分された場所又は等価騒音レベルが85 dB 以上90 dB 未満である場所においても聴覚保護具を使用させることその他必要な措置
50 dB 以上	40 dB 未満	要観察者 (軽度の聴力低下が認められる者)	
	40 dB 以上	要管理者 (中等度以上の聴力低下が認められる者)	聴覚保護具の使用、騒音作業時間の短縮、配置転換その他必要な措置

備考1. 高音域の聴力レベルは、4,000 ヘルツ及び6,000 ヘルツについての聴力レベルのうち、聴力低下がより進行している周波数の値を採用する。

2. 会話音域の聴力レベルは、3分法平均聴力レベル（500, 1000, 2000 Hz の3周波数の聴力レベルの平均）による。

Q6-3 労働基準監督署への報告の仕方を教えてください。

A 健康診断結果は、「指導勧奨による特殊健康診断結果報告書」（表 6-2）を用いて所轄労働基準監督署に遅滞なく報告します。この際、第一次健康診断欄の受診者数には本ガイドラインに基づく定期健康診断の受診者数を、有所見者数には二次検査（選別聴力検査を省略した場合を含む。）の有所見者数を記入し、第二次健康診断欄及び健康管理区分欄は空欄とします。

表 6-2 指導勧奨による特殊健康診断結果報告書

http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei36/dl/18_10.pdf

指導勧奨による特殊健康診断結果報告書

項 目		人 数				
従事労働者数		<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	人
第1次健康診断	受診者数	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	人
	上記のうち 有所見者数	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	人
第2次健康診断	対象者					人
	受診者数					人
健康管理区分	管理A該当者					人
	管理B該当者	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	人
	管理C該当者	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	人

Q6-4 聴力に左右差があり該当する健康管理区分が異なる時はどうすればよいですか。

A 騒音性難聴の聴力像は原則として左右差のない感音難聴です。ただし、初期の dip の深さなど多少の左右の非対称がみられることはありえます。健康管理区分は一人一人の労働者個人に対して定めるものであり、左右で区分が異なる場合には悪い方の区分に分類して措置を行ってください。

Q6-5 高音域聴力検査で 3,000 Hz や 6,000 Hz を測ったときも 4,000 Hz で判断するのですか。

A ガイドライン改訂により、気導純音聴力検査で 6,000 Hz も測ることになりました。3,000 Hz の聴力レベルは 4,000 や 6,000 Hz に比べると騒音性難聴の鋭敏な指標にはならないようです。

健康管理区分は表 6-1 に従い、高音域は 4,000 と 6,000 Hz いずれか悪い方で判定してください。

Q6-6 すでに騒音性難聴と診断されております。進行を防ぐにはどうすればよいですか。

A 既に難聴になっている労働者の場合、進行を防ぐためには健聴な労働者より厳密な措置が必要となります。どうせ聞こえないから耳栓をしなくても同じだと考えるのは間違いです。聴力レベ

ルに基づく健康管理区分とそれに対応する措置（表 6-1）に従って、進行を防ぐための教育・指導を行ってください（Q7-6 参照）。

Q6-7 難聴が大分進んでいるようです。どのように対応したらよいですか。

A ガイドラインの改訂により、高音域聴力の低下（30 dB 以上）が認められる又は中等度以上の聴力低下（会話領域が 40 dB 以上）が認められるものを要観察者又は要管理者に区分し（表 6-1）、措置として、聴覚保護具を適切に使用させ騒音ばく露を 85 dB 未満に低減させること、必要に応じ騒音作業に従事する時間の短縮や配置転換等により、騒音ばく露を抑制することが求められています。難聴が大分進んでいると周囲の方が感じる場合、まず正確な聴力評価が必要です。耳鼻咽喉科専門医（あるいは騒音性難聴担当医（Q5-2 参照））を受診し、診断ならびに聴力レベルを確認してください。

更なる進行を防ぐためには、聴覚保護具が正しく使用できているか厳重に指導することは勿論ですが、騒音作業時間を減らす対策も考えなければならないかもしれません。ただし、熟練の労働者の場合等、配置換えを本人も望まず、事業所としても代われる人がいないような例もあるかと思えます。ケースバイケースの判断にならざるを得ないかもしれませんが、その労働者の聴覚保護と職業継続の両立を支援するために最善の措置がとれるよう、本人、事業所、産業医、主治医等が連携して方針を決めていくことが望まれます。

主治医と産業医の意見に基づき、事業者が就業上の措置を決定するという枠組みの中で、産業医がどのような意見を述べたらよいか迷う場合には、産業保健総合支援センターに御相談ください。

7. 労働衛生教育

Q7-1 騒音について従業員教育を実施したい。どうすればよいですか。

A ガイドライン改訂により、事業者は、常時騒音作業に労働者を従事させようとするときは、当該労働者に対し、騒音の人体に及ぼす影響及び聴覚保護具の使用方法について労働衛生教育を行うこととされています。ポイントを絞った実務的な教育を行ってください。

また、事業者は、作業に従事する労働者の騒音障害防止対策を行う管理者を定め、当該管理者に対し、次の科目について労働衛生教育を行うこととされています。

- ① 騒音の人体に及ぼす影響
- ② 適正な作業環境の確保と維持管理
- ③ 聴覚保護具の使用及び作業方法の改善
- ④ 関係法令等

教育の実施は、騒音についての最新の知識並びに教育技法についての知識及び経験を有するものを講師として、上記の4つの科目ごとに表7-1に掲げる範囲及び時間で実施すると定められています。なお、工業団地や事業者団体等多数の事業場が、共同で労働者教育を実施する場合は、産業保健総合支援センターから講師を派遣する等の支援が得られることもありますので御相談下さい。

表7-1：騒音障害防止対策の管理者に対する労働衛生教育

科目	範囲	時間	教育内容の例
1 騒音の人体に及ぼす影響	(1) 影響の種類 (2) 聴力障害	30分	・生活や職場での騒音レベルとハイリスク作業の把握 ・様々な聴力障害と騒音性難聴の特徴
2 適正な作業環境の確保と維持管理	(1) 騒音の測定と作業環境の評価 (2) 騒音発生源対策 (3) 騒音伝ば経路対策 (4) 改善事例	80分	・等価騒音レベルの考え方 ・作業環境測定/個人ばく露測定の実務 ・屋外での騒音レベルの推計 ・低騒音の機械工具、設備 ・改善事例
3 聴覚保護具の使用及び作業方法の改善	(1) 聴覚保護具の種類及び性能 (2) 聴覚保護具の使用方法及び管理方法 (3) 作業方法の改善	40分	・聴覚保護具の特性と遮音値 ・作業に応じた聴覚保護具の選択 ・聴覚保護具の正しい装着方法 ・聴覚保護具のフィットテスト ・聴覚保護具の維持管理と交換時期 ・作業時間の短縮
4 関係法令等	騒音作業に係る労働衛生関係法令及び本ガイドライン	30分	・労働安全衛生規則に規定する措置義務 ・ガイドラインの主要事項

Q7-2 職場の衛生管理者が社内で教育を行いたいのですが問題ないでしょうか。事前に講習を受けるなど、教育を行う側の資格は必要ですか。参考資料があれば教えてください。

A 管理者は自らが表 7-1 に示す研修を受け、労働者への教育を行ってください。教育資材等は、中央労働災害防止協会が中心となって準備をしていますので参考にしてください。参考図書の例として以下のような書籍がありますので使いやすいものを御利用ください。

- ・青柳幹浩他：騒音障害を防ぐ（作業用テキスト）。第 2 版、中央労働災害防止協会編、2001。
- ・藤田周弥：騒音対策。産業医科大学産業医実務研修センター編、使える！健康教育・労働衛生教育 55 選、(社)日本労務研究会、2016。

ガイドラインでは労働衛生教育について、「騒音についての最新の知識並びに教育技法についての知識及び経験を有するものを講師として、表 7-1 に示された科目ごとに、指定された範囲及び時間で実施する」とされていますので、特別の資格が求められているわけではありません。職場の担当者がまだ慣れていないようであれば、産業保健総合支援センターに相談（Q7-1 参照）し、センター主催のセミナー等で最新の知識を学んだ上で、職員に情報を伝達してください。

Q7-3 労働衛生教育の実施方法を教えてください。教育機関はありますか。

A 労働者には、騒音の人体に及ぼす影響及び聴覚保護具の使用方法について教育し、一人一人が聴覚を守るための行動を主体的に取れるように促してください。管理者はその基礎となる詳しい労働衛生教育を受けていますので、その知識を自社の労働者に伝えてください。労働衛生教育については、最寄りの都道府県産業保健総合支援センター又は地域窓口（各地域産業保健センター）に御相談ください（Q7-1 参照）。

また、外部講師に依頼して実施する場合は、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会都道府県支部に問い合わせる講師を紹介してもらう方法があります。また、中央労働災害防止協会に講師派遣を依頼することもできます。こちらはいずれも有料になります。

Q7-4 運送会社では車中にて大音響で音楽を聴く運転手にはどう指導すればよいですか。

A 長時間の音へのばく露は、その音が職業性かそうでないかに関わらず、騒音性難聴の原因になります。職員の教育・研修などの際に、長時間・大きな音を聞くことは、例え本人が好んで聴いている音楽であっても難聴の危険があることを伝えてください。勿論、音楽のために周囲の音が聞こえなくなることにより運転中の危険回避が困難になる可能性についても指導していくことが求められます。

なお、運転手個人の嗜好で聞く音楽については業務起因性や業務遂行性が乏しく、難聴になったとしても労働災害と考えることは難しいでしょう。

Q7-5 イヤホンで交信しながら作業しており、難聴の原因になっているようです。

A サービス産業でも、著しい音響環境下で顧客対応等の業務を行う作業場では騒音性難聴の危険があることが指摘されています。このような場合には個人ばく露測定を行い、その労働者の作業環境を評価してください。

イヤホンの使用が必須であるならば、騒音性難聴を防ぐためには音量調節しかありません。最初

は音量が大きいと感じても、やがて慣れてしまいその音量で使い続けてしまう傾向があります。意識的に音量を小さめに保つように指導してください。イヤホンをしていても周囲の音が聞こえる程度の音量に維持することが目安になります。

Q7-6 4,000 Hz で所見ありです。一般の労働者と同じ指導でよいですか。

A 騒音性難聴の初期変化として 4,000 Hz 付近の dip 型の難聴が生じます。すでに所見ありであれば、当該作業者は少なくとも要観察者に該当し、それに対する措置（Q6-2、表 6-1 参照）が必要です。騒音ばく露を等価騒音レベル 85 dB 未満に抑制すること、作業環境が第 2 管理区分又は個人ばく露測定結果が 85 dB 以上となる場合には、聴覚保護具を適切に使用させることにより、騒音レベルを 85 dB 未満とすることを措置として実施してください。

更なる騒音ばく露から耳を守り、今後の進行を防ぐために、所見のない労働者よりも厳重な措置を講じる必要があることを当該労働者に教育する必要があります。

8. 法令・制度等

Q8-1 騒音性難聴に対する衛生管理者の役割を教えてください。

A 騒音性難聴は予防が可能です。そして、そのために騒音障害防止対策の管理者の役割はとても重要です。まず、作業環境管理として騒音を測定し、低減に取り組みます。次に作業管理として防音保護具の使用など労働者ができるだけ騒音ばく露を避ける作業の手順を工夫します。健康管理では全員がきちんと健康診断を受け、産業医（50人未満の事業所では産業保健総合支援センター又は地域窓口（地域産業保健センター）に相談）の判断に基づく事後措置を実行するよう促します。予防の重要性を理解していない方もいるかもしれませんので、一人一人が自発的に予防に取り組むように教育を行う必要があります。騒音障害防止のためのガイドライン並びに本冊子を参考に進めていただければと思います。

このような役割は管理者だけでできるものではなく、事業所が一丸となって取り組まなければなりません。事業主の理解を得るように努めてください。また、産業医や産業保健総合支援センター等の外部の力を積極的に活用して、騒音性難聴を起こさない、又は進行させない職場作りに取り組んでください。

Q8-2 騒音性難聴に対する産業医の役割を教えてください。

A 騒音性難聴予防のためには実態を把握することと正しい情報の提供が大切になります。まず、騒音測定を担当者に指示してください。次に耳栓の使用や騒音の標識が適切に行われているか確認してください。特殊健康診断として行われる定期健康診断の結果をみて、必要に応じて気導純音聴力検査等を行い、有所見者に対して事後措置を指示します。騒音性難聴であるか迷う例では耳鼻咽喉科専門医（可能であれば騒音性難聴担当医）へ受診勧奨し、その診断の下で事業主に適切な助言を行ってください。騒音性難聴予防のための教育にも積極的に取り組んでください。主治医と連携していただくと円滑に進めることができると考えられます。なお、騒音性難聴については、最寄りの都道府県産業保健総合支援センター又は地域窓口（各地域産業保健センター）に御相談ください。

Q8-3 騒音の大きさはどの程度まで許されますか。

A 騒音障害防止のためのガイドラインでは、望ましい作業環境（第Ⅰ管理区分）の基準として85 dB(A)未満を採用しています。この85 dB(A)という値は、日本産業衛生学会の許容濃度等の勧告（2016年度）⁹⁾において、1日8時間以内のばく露が常習的に10年以上続いた場合にも、永久的閾値上昇（Permanent Threshold Shift: PTS）の値が1 kHz以下の周波数で10 dB以下、2 kHzで15 dB以下、3 kHz以上の周波数で20 dB以下にとどめることが期待できる騒音レベルとして許容基準に定められています（本来、周波数分析を行い、その周波数に応じた値で判断することを原則としていますが、簡便法としてA特性等価騒音レベルを指標にしたときには、85 dB(A)が1日8時間ばく露での許容騒音レベルになっています。）。ただし、勧告（日本産業衛生学会 2016）にも述べられているように、許容レベルとは安全と危険の明らかな境界線ではなく、このレベルを越えたことのみを理由として騒音性難聴と判断してはならず、逆にこのレベルを超えていないことのみを理由として騒音性難聴でないと判断してはいけません。音による難聴の起こりやすさは個人

差が大きいことが知られていますので、許容レベルの意味を理解した上で用いる必要があります。国際的には 85 dB(A)又は 90 dB(A)を基準としている国がほとんどです。米国を例にとれば米国労働安全衛生局 (Occupational Safety and Health Administration: OSHA) の基準は 90 dB(A)ですが、それでは 25%の騒音性難聴のリスクがあり労働者の聴力を保護できないとして、米国立労働安全衛生研究所 (National Institute for Occupational Safety and Health: NIOSH) では法的強制力はありませんが、よりリスクの低い (発症リスク 8%とされています) 85 dB(A)を基準とすることを提唱¹⁸⁾しています。

Q8-4 ガイドラインの法的拘束力はどの程度ですか。

A 騒音障害防止のためのガイドライン¹⁹⁾ (令和 5 年 4 月 20 日 基発 0420 第 2 号) は事業者が守るべき基準として示されたものであり、行政指導の根拠となるものです。ガイドラインで対象としている事業所 (表 3-1) の内、別表第 1 に記載されている作業場は安衛則第 588 条に規定する 8 屋内作業場で法令に定められたものです。別表第 2 には、別表第 1 以外の作業場で、各種の測定結果から等価騒音レベル 85 dB(A)以上になる可能性が大きい作業場として 52 作業場を掲げています。85 dB 以上となる可能性の高いあらゆる作業場において、法令の定めの有無に係らず同等の騒音環境下では同じように騒音性難聴になるリスクがあります。

ガイドラインそのものは法令ではありません (罰則はない) が、労働者の健康を守るため、そして障害が生じたときの責任並びに補償の問題から事業者を守る意味でも、ガイドラインを遵守することが大切です。

Q8-5 ガイドラインに記載のない職場も同じような対応が必要ですか。

A 騒音障害防止のためのガイドラインは、別表第 1 並びに別表第 2 の作業場を掲げています (表 3-1) が、あくまでも例示であり、それ以外の作業場であっても、騒音レベルが高いと思われる業務を行う場合には、ガイドラインに基づく騒音障害防止対策と同様の対策が望まれます。作業場の種類によらず等価騒音レベル 85 dB(A)以上になりうるあらゆる作業場で対応してください。

Q8-6 常勤の騒音作業場の職員だけ健康管理の対象にすればよいですか。

A ガイドラインでは、事業者は騒音作業に常時従事する労働者に対し、雇入れ、配置換え、及び 6 カ月以内ごとに定期的に健康診断を行うと定めています。常時従事するとは、常勤の労働者のほか、「一定期間ごとに継続的に行われる業務であってもそれが定期的に反復される場合」も該当します。パートやアルバイトといった雇用形態による違いはありません²⁰⁾。近年の働き方の多様化に対して、適切な対応が求められています。

健康管理の目的は、労働者が常に健康な状態で働けるように、個人の健康管理を進める資料とすること、並びに集団としての騒音の影響を調べ、騒音管理を進める資料とすることですので、騒音作業に多少なりとも係る労働者に対しては同様の対応がなされることが望ましいと考えられます。

Q8-7 聴力検査で異常がわかっても受診しない本人や職場には罰則はありますか。

A 騒音障害防止のためのガイドラインは法令ではなく、労働基準局長名で発せられた通達です。

罰則はありません。ただし、騒音性難聴予防のために極めて重要な内容であり、法的な問題が生じたときにはガイドラインの過去の遵守状況が問われることとなります。罰則の有無に拘らず遵守し、かつ労働者にも指導、教育するようにしてください。

Q8-8 騒音のある場所で調査をする予定です。どのくらいの時間であればよいか教えてください。

A 少なくとも **85 dB(A)**を超えていれば、その環境に入る前から耳栓の確実な使用を行う必要があります。また、より大きい騒音の場合、**3 dB** 倍時間のルールがあるので参考にしてください。(表 8-1：日本産業衛生学会「許容濃度等の勧告（2016 年度）騒音の許容基準」)

具体的には、**85 dB(A)**の時には**8 時間**、**88 dB(A)**の時には**4 時間**、**91 dB(A)**の時には**2 時間**が許容時間になるということです。

表 8-1：日本産業衛生学会「許容濃度等の勧告（2016 年度）騒音の許容基準」から引用一部改変
騒音レベル（A 特性音圧レベル）による許容基準

1 日のばく露時間 時間-分	許容騒音レベル dB	1 日のばく露時間 時間-分	許容騒音レベル dB
24-00	80	2-00	91
20-09	81	1-35	92
16-00	82	1-15	93
12-41	83	1-00	94
10-04	84	0-47	95
<u>8-00</u>	<u>85</u>	0-37	96
6-20	86	0-30	97
5-02	87	0-23	98
4-00	88	0-18	99
3-10	89	0-15	100
2-30	90		

Q8-9 騒音職場で長時間労働している労働者がいます。どう管理すればよいですか。

A ガイドラインで示されている許容基準 **85 dB(A)**は1日8時間ばく露を想定したものです。長時間になればばく露される総エネルギーは増加しますので、難聴になる危険性も増加します。この際にも **3 dB** 倍時間のルールが目安になり、日本産業衛生学会「聴力保護のための騒音の許容基準」（表 8-1）に参考値として、例えば **12 時間 41 分**のばく露時間で **83 dB** が許容基準になると示されています。

勿論、長時間労働を削減する努力をしていただくことが大切ですが、騒音ばく露時間が **8 時間**を超えると考えられる場合には騒音低減を一層厳格にさせていただく必要があります。

Q8-10 **3 dB** 倍時間のルールは妥当ですか。

A 日本では日本産業衛生学会から「聴力保護のための騒音の許容基準」（Q8-8 参照）が勧告され

ており、そこでは 85 dB(A)/8 時間、3 dB/倍時間の基準が用いられています。騒音レベルは対数で表された数値ですので 3 dB の増加で計算上も約 2 倍のエネルギーとなり、時間を半分にしなければ許容できないというルールは妥当と考えられます。法令で定められたものではありませんが、対策を考える上では一つの指標になります。

Q8-11 選別聴力検査で所見がなければ何もしなくてよいですか。

A 選別聴力検査は 1,000 Hz と 4,000 Hz しか測定しません。騒音性難聴では、6,000 Hz dip 型の聴力像もあるので、4,000 Hz で所見がなくても騒音性難聴がないとはいえません。耳鳴等の自覚症状がある場合等、医師が必要と認める者に対しては図 5-1 に従って二次検査に進むことが定められています。

Q8-12 衝撃音がありますが、持続的な騒音と同じように考えてよいですか。

A 騒音障害防止のためのガイドラインでは衝撃音に対する作業環境管理の基準は示されていません。持続的な騒音に比べて衝撃騒音が聴覚に与える影響はより複雑になります。

日本産業衛生学会の許容濃度等の勧告(2016 年度)では衝撃騒音についてもピーク音圧レベル、持続時間、ばく露回数の許容基準を定義していますが、専門的な測定と評価が必要になりますので、適切な外部機関に許容基準を満たしているかの検査を依頼することを勧めます。著しい衝撃音が懸念される場合は、聴覚保護具を使用させてください。

Q8-13 労働基準監督署の立ち入り検査に備えて、何を実施しておけばよいですか。

A 半年以内に次の 2 点を行っていないようでしたら、(1) 作業環境測定による管理区分の確認と(2) 特殊健康診断を行ってください。特殊健康診断では、①既往歴の調査、②業務歴の調査、③自覚症状及び他覚症状の有無の検査、④ オージオメータによる 1,000 ヘルツ及び 4,000 ヘルツにおける選別聴力検査(1,000 ヘルツについては 30dB、4,000 ヘルツについては 25dB 及び 30dB の音圧での検査)が必要になります。詳しくは、図 5-1 並びに騒音障害防止のためのガイドラインを参照してください。

Q8-14 騒音性難聴の労災認定はどのようになされますか。

A これまでの業務記録や聴力検査の結果がわかる資料をもって、耳鼻咽喉科を受診してください。日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会認定騒音性難聴担当医(Q5-2 参照)の勤務する医療施設がお近くにあれば、その先生に診ていただくのが最善です。騒音ばく露歴、聴力検査結果とその経過、他疾患の除外等を踏まえて、診断が進められます。騒音性難聴の認定基準(昭和 61 年 3 月 18 日基発第 149 号:表 8-2)が参考となります。

騒音性難聴である可能性が示唆された場合、障害補償給付を請求するときには、担当した耳鼻咽喉科医に労働者災害補償保険障害補償給付支給請求書(様式第 10 号)(図 8-1, 2)に記載してもらい労働基準監督署に提出します。それを基に労働基準監督署が認定の可否を判断しますが、必要に応じて地域の労災病院等への受診命令を受けることがあります。

ただし、労災保険における「傷病が治ったとき」とは、傷病の症状が安定し、医学上一般に認め

られた医療を行ってもその効果が期待できなくなった状態をさし、この状態を労災保険では「治癒」（症状固定）といいます。労災補償障害認定必携²¹⁾によれば、「騒音性難聴については、強烈な騒音を発する場所における業務に従事している限り、その症状は漸次進行する傾向が認められるので、等級の認定は、当該労働者が強烈な騒音を発する場所における業務を離れた時に行うこととなる。」と書かれてあります。従って、騒音性難聴における労災補償の決定は退職（あるいは騒音業務を担当しない部署への配置換え）するまで延期されることとなります。

なお、障害補償給付は、傷病が治った日（つまり騒音性難聴においては退職の日）の翌日から5年を経過すると、時効により請求権が消滅しますので、注意が必要です。

表 8-2 騒音性難聴の認定基準（昭和 61 年 3 月 18 日基発第 149 号）

1. 著しい騒音にばく露される業務に長期間引続き従事した後に発生したものであること。
2. 次の(1)及び(2)のいずれにも該当する難聴であること。
 - (1) 鼓膜又は中耳に著変がないこと。
 - (2) 純音聴力検査の結果が次のとおりであること。
 - イ オーディオグラムにおいて気導値及び骨導値が障害され、気導値と骨導値に明らかな差がないこと。すなわち、感音難聴の特徴を示すこと。
 - ロ オーディオグラムにおいて聴力障害が低音域より 3,000 Hz 以上の高音域において大であること。
3. 内耳炎等による難聴でないと判断されるものであること。

解説：著しい騒音に起因した難聴には、騒音性難聴の他に爆発音などの強音にばく露によって急激に起こる音響外傷と騒音下に長期間ばく露されていて、ある日突然に高度の難聴が起こる騒音性突発難聴とがある。これらの難聴のうち、本認定基準によって取り扱われるものは騒音性難聴のみである。

1. 騒音性難聴の病態

聴力はある一定限度以上の騒音に繰り返しばく露されると次第に障害される。聴力障害は高音域から始まり、一般に初期の段階ではオクターブオーディオメトリーにおいてはオーディオグラムが C⁵ dip の型(4,000 Hz 付近に限局した聴力障害)を示す。

その高音域の聴力障害の進行は騒音ばく露の比較的早い時期において著明で、次第にその障害進行の速度は緩慢となる。さらに聴力障害は、ばく露期間に応じて、より高音域へ、次いで中音域、低音域へと拡がる。

騒音ばく露によって障害される部位は内耳である。内耳に起こる病的変化の発生機序に関しては必ずしも明らかになってはいないが、蝸牛基底回転におけるラセン器の変性であると考えられている。

騒音性難聴は、一般に両側性であり、騒音下の作業を離れるとほとんど増悪しない性質を有している。

なお、認定の対象となる如き騒音性難聴の治療については、現在までのところ、有効な治療法が確立されていないため、その治療は必要な療養とは認められない。

2. 騒音ばく露

(1) 本文記の1の「著しい騒音にばく露される業務」とは、作業者の耳の位置における騒音がおおむね 85 dB(A) 以上である業務をいう。

(2) 本文記の1の「長期間」とは、おおむね5年又はこれを超える期間をいう。

3. 聴力検査

(1) 本文記の2の(2)の「純音聴力検査」は日本聴覚医学会制定の「聴覚検査法(1990)1. 標準型オーディオメータによる純音聴力(閾値)レベル測定法」による。

(2) 聴力検査は騒音下作業直後を避け、作業前又は作業後1時間程度の安静の後に測定すること。

4. 聴力検査結果の評価

(1) 騒音性難聴のオーディオグラムは聴力障害の現れ方が両耳ほぼ同じである。しかし、作業態様等によっては両耳のオーディオグラムに差が認められるものもある。

(2) 騒音性難聴以外に伝音難聴を合併していると思われる混合難聴で、気導値と骨導値に差があり、骨導値に明らかな障害が認められる場合は、耳鏡検査、側頭骨エックス線撮影による検査、チンパノメトリーを行い、また、必要に応じて各種の中耳機能検査を行い、それらの結果を認定の際の参考とすること。

(3) 騒音性難聴以外の感音難聴を合併していると思われる場合又は機能性難聴が疑われる場合には、必要に応じて、語音聴力検査(日本オーディオロジー学会制定の検査法による。)、会話聴取検査(了解度)、内耳機能検査、後迷路機能検査、他覚的聴力検査又はステンゲル法等を行い、認定の際の参考とすること。

5. 本文記の3の「等」には次のようなものがある。

- (1) メニエール病
- (2) 薬物中毒
- (3) 爆(発)音、頭・頸部外傷等による内耳障害
- (4) 遺伝性・家族性難聴
- (5) 老人性難聴
- (6) 機能性難聴
- (7) その他騒音性難聴以外の感音難聴

6. その他認定に当たっての参考事項

(1) 前記2の(1)の85 dB(A)の基準は通常それ以下の騒音に1日8時間ばく露されても難聴が起りにくいレベルである。しかし、聴力障害は音の強さ、周波数成分のみならず個人差等種々の条件が関与するので、この基準以下でも発生することがあるので留意すること。

なお、衝撃音については、1日にばく露される回数及びその性質についても留意すること。

(2) 雇入れ時、配置換え時、定期の健康診断の際に測定された検査結果又は離職時に測定された検査結果が有る場合にはこれを参考とすること。

また、既往歴(特に聴力障害を生ずる可能性のある疾患について)、兵歴等の有無にも十分留意すること。

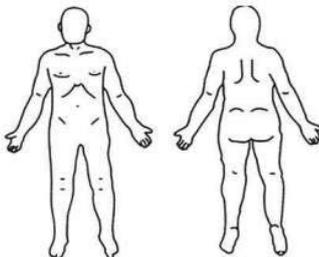
Q8-15 労災保険給付の申請書の書き方を教えてください。

A 傷病が治癒(症状固定)したとき、つまり騒音性難聴では騒音業務から離れたときに、職業性の騒音によって生じた聴覚障害に対して支給される障害補償給付支給を請求することになりますので、様式第10号(図8-1, 2)を用います。

請求書は、本人並びに事業主が記入します。診断書に医師が所見を記載します。

労働者災害補償保険 診 断 書

障害(補償)等給付請求用

氏 名		生 年 月 日	年 月 日
傷 病 名		負 傷 又 は 発 病 年 月 日	年 月 日
		初 診 年 月 日	年 月 日
障 害 の 部 位		治 ゆ (症 状 固 定) 年 月 日	年 月 日
既 往 症		既 存 障 害	
主 な 療 養 内 容 及 び 経 過			
障 害 の 状 態 及 び X P 等 の 所 見	(図で示すことができるものは図解して下さい。)		
			
労 災 保 険 制 度 の ア フ タ ー ケ ア の 必 要 性	有 無	(有無のいずれかに○をしてください。 なお、アフターケアの対象となるケガや病気は定められており、一定の障害等級などを対象者の要件としています。)	
関 節 の 機 能 障 害 の 有 無	有 無	(有無のいずれかに○をしてください。 なお、有の場合は裏面の「上下肢等関節角度測定表」に測定結果を記載して下さい。)	
〒 _____ 電話() _____			
上記のとおり診断します。			
所 在 地 _____			
年 月 日 _____ 名 称 _____			
診 断 担 当 者 氏 名 _____			

(裏 面 あり)

図 8-2 診断書 (障害補償給付請求用) (様式第 10 号用)

<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/001076661.pdf>

Q8-16 どのような種類の給付が受けられますか。

A 騒音性難聴に関して受けられるのは障害補償給付だけです。

騒音性難聴は死亡の原因や介護を必要と認められる疾患ではありませんので、遺族補償給付や介護補償給付の対象にはなりません。現在の医療でも改善が見込めない疾患ですので、通院の必要性は認められず、療養補償給付又は休業補償給付も受けられません。

Q8-17 どのくらいの給付が受けられますか。

A 障害等級によって異なります。表 8-3 は労働者災害補償保険法施行規則別表第一障害等級表から、騒音性難聴に関連する項目を抜粋したものです。この表をもとに障害等級が決められ、等級が 1～7 級では障害補償年金が、8～14 級では障害補償一時金が給付されます。これらの等級は、それぞれ対応する純音および語音聴力検査結果を基礎として認定します。純音聴力検査における平均聴力レベルの算出は 6 分法を用いてください。つまり、A: 500 Hz の聴力レベル、B: 1,000 Hz の聴力レベル、C: 2,000 Hz の聴力レベル、D: 4,000 Hz の聴力レベルから、以下のとおり計算します。

$$\frac{A + 2B + 2C + D}{6}$$

Q8-18 等級認定の聴力検査はどのように行うのですか。

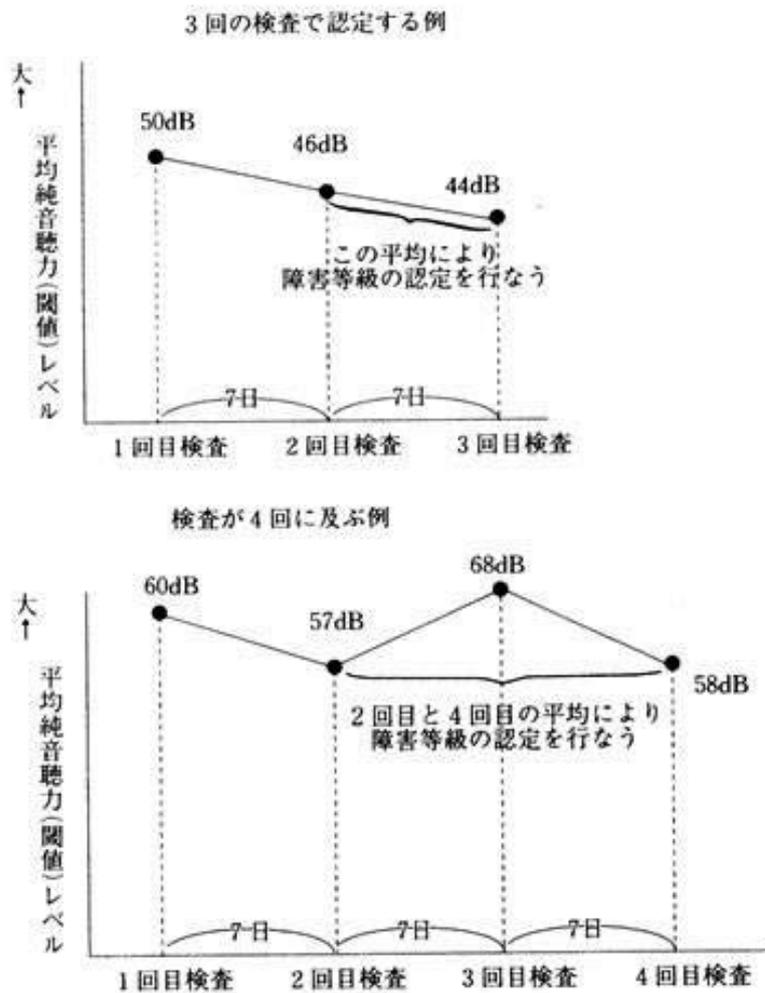
A 聴力のわずかな差が補償額の大きな差になりうることに注意が必要です。公平な認定のために正確な聴力評価が重要です。聴力検査の正確性を高めるために、以下の注意点¹⁶⁾を遵守します。

- ・聴力検査の実施時期は、騒音に曝された日以後 7 日間を行わない。
- ・障害等級認定のための純音聴力検査は「聴覚検査法 (2008)²²⁾」(日本聴覚医学会制定)により、語音聴力検査は「語音聴力検査法 (2003)²³⁾」(日本聴覚医学会制定)に従って行う。検査用語音は 57 式、67 式、57-S 式、67-S 式のいずれを用いても差し支えない。
- ・純音聴力検査は日を変えて 3 回施行し、2 回目と 3 回目の測定値の平均聴力レベルの平均により算出する。2 回目と 3 回目の測定値の平均聴力レベルに 10 dB 以上の差がある場合には、更に検査を重ね、2 回目以降の検査の中で、その差が最も小さい 2 つの平均純音聴力レベル (差は 10 dB 未満とする。) の平均により、障害認定を行う (図 8-3 : 障害認定必携第 16 版¹⁶⁾より引用)。
- ・検査の間隔は 7 日程度あれば足りる。
- ・語音聴力検査は、検査結果が適正と判断できる場合には 1 回で差支えない。

専門的な検査を追加することによって詐聴あるいは機能性難聴を評価する¹²⁾ことも可能ですので、検査結果に疑いがあるときにはそのような検査ができる医療機関で認定してもらってください。

表 8-3：騒音性難聴に関連する等級表¹⁶⁾（参考文献 16 より引用・改変）

障害等級	給付の内容	身体障害	検査所見 6分法平均純音聴力レベル (dB) および語音明瞭度 (%)
第4級	当該障害の存する期間1年につき給付基礎日額の213日分	両耳の聴力を全く失ったもの	・両耳 90 dB 以上 ・両耳 80 dB 以上かつ 30 %以下
第6級	同 156 日分	両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの	・両耳 80 dB 以上 ・両耳 50 dB 以上かつ 30 %以下
		1 耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が 40 センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの	・1 耳 90 dB 以上かつ他耳 70 dB 以上
第7級	同 131 日分	両耳の聴力が 40 センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの	・両耳 70 dB 以上 ・両耳 50 dB 以上かつ 50 %以下
		1 耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が 1 メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの	・1 耳 90 dB 以上かつ他耳 60 dB 以上
第9級	給付基礎日額の 391 日分	両耳の聴力が 1 メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの	・両耳 60 dB 以上 ・両耳 50 dB 以上かつ 70 %以下
		1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が 1 メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの	・1 耳 80 dB 以上かつ他耳 50 dB 以上
		1 耳の聴力を全く失ったもの	・1 耳 90 dB 以上
第10級	同 302 日分	両耳の聴力が 1 メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの	・両耳 50 dB 以上 ・両耳 40 dB 以上かつ 70 %以下
		1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの	・1 耳 80 dB 以上
第11級	同 223 日分	両耳の聴力が 1 メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの	・両耳 40 dB 以上
		1 耳の聴力が 40 センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの	・1 耳 70 dB 以上 ・1 耳 50 dB 以上かつ 50 %以下
第14級	同 56 日分	1 耳の聴力が 1 メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの	・1 耳 40 dB 以上



騒音性難聴の場合は 85 dB 以上の騒音にさらされた日以降 7 日間は聴力検査を行わない。

図 8-3 障害等級の認定 参考文献 16 より引用 一部改変

Q8-19 難聴はごく軽度ですが耳鳴りが強くて困っています。障害として認められますか。

A 騒音性難聴によって離職後も耳鳴りがある場合、難聴のレベルとしては認定に達しない場合にも、耳鳴りによる障害として認定される可能性があります。騒音性難聴と認定されており、耳鳴に係る検査（ピッチ・マッチ検査及びラウドネス・バランス検査）によって著しい耳鳴りが常時あると評価できるものについては第 12 級を、耳鳴りの自覚症状がありそれを合理的に説明できる騒音ばく露歴があるものについては第 14 級を、それぞれ準用することになっています。

Q8-20 もともと難聴のあった人も同じように認定されますか。

A 難聴の原因は騒音によるものだけではありません。その労働者が元来かかっていた耳疾患による難聴や、一部、職業性との関係のない難聴の関与が考えられるときには加重（障害認定必携第 16 版¹⁶⁾）の考え方に従いその分の減額が考慮されます。

参考文献

- 1) 日本聴覚医学会：聴覚検査の実際改訂第4版。2-10頁，南山堂，2017。
- 2) World Health Organization: New WHO-ITU standard aims to prevent hearing loss among 1.1 billion young people. <https://www.who.int/news-room/detail/12-02-2019-new-who-itu-standard-aims-to-prevent-hearing-loss-among-1.1-billion-young-people>
- 3) A WHO-ITU standard: Safe listening, Devices and systems. <https://news.itu.int/safe-listening-standard/>
- 4) NIOSH: Criteria for a recommended standard...occupational noise exposure, revised criteria 1998. <https://www.cdc.gov/niosh/nioshtic-2/20000050.html>
- 5) European Directive 2003/10/EC <http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:02003L0010-20081211>
- 6) Leensen MCJ, van Duivenbooden JC, Dreschler WA: A retrospective analysis of noise-induced hearing loss in the Dutch construction industry. *Int Arch Occup Environ Health* 84: 577-590, 2011.
- 7) 鈴鹿有子、他：騒音職場の現況。pp39-45、第22回日耳鼻産業・環境保健講習会（騒音性難聴の部）講演集。一般社団法人日本耳鼻咽喉科学会、2016。
- 8) 佐藤恒正。その他、特定条件下における急性音響性難聴、ことに銃火器による急性聴器障害、pp169-176、志多享、野村恭也編、音響性聴器障害 金原出版 1993。
- 9) 立木孝 他：日本人聴力の加齢変化の研究。 *Audiology Japan* 45, 241-250, 2002。
- 10) 日本聴覚医学会：聴覚検査の実際改訂第4版。17-33頁，南山堂，2017。
- 11) Lim HW, et al: Vulnerability to acoustic trauma in the normal hearing ear with contralateral hearing loss. *Annals Oto Rhinol Laryngol* 123, 286-292, 2014。
- 12) 日本産業衛生学会：許容濃度等の勧告（2016年度）。*産業衛生学雑誌* 58: 181-212, 2016。
- 13) JIS T 8161-1：聴覚保護具（防音保護具）第1部：遮音値の主観的測定方法。
<https://kikakurui.com/t8/T8161-1-2020-01.html>
- 14) JIS T 8161-2：聴覚保護具（防音保護具）第2部：着用時の実効A特性重み付け音圧レベルの推定。
<https://kikakurui.com/t8/T8161-2-2020-01.html>
- 15) 難聴対策委員会：難聴対策委員会報告—難聴（聴覚障害）の程度分類について—。
Audiology Japan 57: 258-263, 2014。
- 16) 調所廣之、岡本和人。詐聴—その背景と診断—。*JOHNS* 6: 85-91, 1990。
- 17) 和田哲郎、原晃。詐聴、機能性難聴をいかにして見抜くか。診断・治療に必要な耳鼻咽喉科臨床検査—活用のpointとpitfall—。*MB ENT* 179: 25-31, 2015。
- 18) 米国立労働安全衛生研究所ホームページ：
<https://www.cdc.gov/niosh/topics/noise/preventhearingloss/hearlosspreventprograms.html>

19) 騒音障害防止のためのガイドライン（基発 0420 第 2 号 令和 5 年 4 月 20 日）

<https://www.mhlw.go.jp/content/001089239.pdf>

20) 厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課：騒音障害防止のためのガイドラインの一部改正案及び騒音障害防止のためのガイドラインの解説の一部改正案に関する御意見募集の結果について。令和 5 年 4 月 20 日

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000252889>

21) 部位別障害等級の認定方法。第 2 節 耳（内耳等及び耳介）労災補償 障害認定必携第 16 版。109-124 頁，労災サポートセンター，東京，2016。

22) 日本聴覚医学会：オーディオメータによる純音聴力（閾値）レベル測定法（2008）。聴覚検査の実際。177-183 頁，南山堂，東京，2011。

23) 日本聴覚医学会：語音聴覚検査法（2003）。聴覚検査の実際。184-198 頁，南山堂，東京，2011。

卷末資料

資料1 騒音障害防止のためのガイドラインの改訂について
(令和5年4月20日付基発0420第2号)

資料2 日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会認定騒音性難聴担当医名簿
(2022年7月31日現在)
最新版は一般社団法人日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会の
ホームページを御覧ください。

基 発 0 4 2 0 第 2 号
令 和 5 年 4 月 2 0 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

騒音障害防止のためのガイドラインの改訂について

職場における騒音については、有害な作業環境の1つとして、健康障害防止のため、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）の規定により、所定の作業場における作業環境測定の実施、騒音を発する場所の明示、騒音の伝ば防止、保護具の備え付け等を義務付けるとともに、平成4年10月1日付け基発第546号「騒音障害防止のためのガイドラインの策定について」において、事業者が自主的に講ずることが望ましい騒音障害防止対策を体系化した「騒音障害防止のためのガイドライン」（以下「旧ガイドライン」という。）を定め、その定着を図ってきたところである。

しかしながら、騒音障害防止対策は、その取組が進んでいる業種はあるものの、騒音障害防止対策の対象となる作業場において広く浸透しているとは言い難く、更なる対策を進める必要がある。また、旧ガイドライン策定後における技術の発展や知見の蓄積もあることから、これらも踏まえ、従来からの騒音障害防止対策を見直し、今般、別添のとおり「騒音障害防止のためのガイドライン」を改訂した。

については、関係事業場に対し、あらゆる機会を通じて本ガイドラインの周知を図るとともに、必要に応じて労働災害防止団体等と連携し、騒音障害防止対策の一層の推進に遺憾なきを期されたい。

また、別紙1から4までのとおり関係団体の長あて、別紙5により林野庁長官あてに要請を行ったので申し添える。

なお、平成4年10月1日付け基発第546号「騒音障害防止のためのガイドラインの策定について」は、本通達をもって廃止する。

騒音障害防止のためのガイドライン

1 目的

本ガイドラインは、労働安全衛生法令に基づく措置を含め、騒音障害防止対策を講ずることにより、騒音作業に従事する労働者の騒音障害を防止することを目的とする。

2 騒音作業

本ガイドラインの対象とする騒音作業は、別表第1及び別表第2に掲げる作業場における業務とする。

なお、別表第1及び別表第2に掲げる作業場以外の作業場であっても、騒音レベルが高いと思われる業務を行う場合には、本ガイドラインに基づく騒音障害防止対策と同様の対策を講ずることが望ましい。

3 事業者の責務

別表第1又は別表第2に掲げる作業場を有する事業者（以下「事業者」という。）は、当該作業場について、本ガイドラインに基づき適切な措置を講ずることにより、騒音レベルの低減化等に努めるものとする。

4 機械設備等製造業者の留意事項

機械設備等製造業者は、騒音源となる機械設備等について、設計及び製造段階からの低騒音化に努めるとともに、騒音レベルに関する情報を公表することが望ましい。

5 労働衛生管理体制

(1) 騒音障害防止対策の管理者の選任

事業者は、衛生管理者、安全衛生推進者等から騒音障害防止対策の管理者（以下「管理者」という。）を選任し、本ガイドラインで定める事項に取り組みさせること。

(2) 元方事業者の責務

建設工事現場等において、元方事業者は、関係請負人が本ガイドラインで定める事項を適切に実施できるよう、指導・援助を行うこと。

6 作業環境管理

(1) 別表第1に掲げる作業場

ア 事業者は、別紙1「作業環境測定による等価騒音レベルの測定」に基づき、測定、評価、措置及び記録を行うこと。

イ 事業者は、測定を6月以内ごとに1回、定期に行うこと。ただし、施設、設備、作業工程又は作業方法を変更した場合は、その都度、測定すること。

(2) 別表第2に掲げる作業場

ア 屋内作業場

- (ア) 事業者は、別紙1「作業環境測定による等価騒音レベルの測定」に基づき、測定、評価、措置及び記録を行うこと。
- (イ) 騒音源が移動する場合等においては、(ア)に代えて、別紙3「個人ばく露測定による等価騒音レベルの測定」に基づき、測定、措置及び記録を行うことができる。
- (ウ) 事業者は、測定を6月以内ごとに1回、定期に行うこと。ただし、第I管理区分に区分されることが継続している場所又は等価騒音レベルが継続的に85dB未満である場所については、当該定期に行う測定を省略することができる。
- (エ) (ウ)の規定に関わらず、施設、設備、作業工程又は作業方法を変更した場合は、その都度、測定を行うこと。

イ 坑内の作業場

- (ア) 事業者は、別紙2「定点測定による等価騒音レベルの測定」に基づき、測定、措置及び記録を行うこと。
- (イ) 騒音源が移動する場合等においては、(ア)に代えて、別紙3「個人ばく露測定による等価騒音レベルの測定」に基づき、測定、措置及び記録を行うことができる。
- (ウ) 事業者は、測定を6月以内ごとに1回、定期に行うこと。ただし、等価騒音レベルが継続的に85dB未満である場所については、当該定期に行う測定を省略することができる。
- (エ) (ウ)の規定に関わらず、施設、設備、作業工程又は作業方法を変更した場合は、その都度、測定を行うこと。

ウ 屋外作業場

- (ア) 事業者は、別紙2「定点測定による等価騒音レベルの測定」又は別紙3「個人ばく露測定による等価騒音レベルの測定」に基づき、測定、措置及び記録を行うこと。
- (イ) 地面の上に騒音源があつて、周辺に建物や壁等がない場所については、(ア)に代えて、別紙4「等価騒音レベルの推計」に基づき、騒音レベルを推計し、その推計値を測定値とみなして、措置及び記録を行うことができる。
- (ウ) 事業者は、測定を6月以内ごとに1回、定期に行うこと。ただし、等価騒音レベルが継続的に85dB未満である場所については、当該定期に行う測定を省略することができる。
- (エ) (ウ)の規定に関わらず、施設、設備、作業工程又は作業方法を変更した場合は、その都度、測定を行うこと。

7 作業管理

(1) 聴覚保護具の使用

ア 事業者は、聴覚保護具については、日本産業規格（JIS）T8161-1に規定する試験方法により測定された遮音値を目安に、必要かつ十分な遮音値のものを選定すること。

なお、危険作業等において安全確保のために周囲の音を聞く必要がある場合や会話の必要がある場合は、遮音値が必要以上に大きい聴覚保護具を選定しないよう配慮すること。

イ 事業者は、管理者に、労働者に対し聴覚保護具の正しい使用方法を指導させた上で、目視等により正しく使用されていることを確認すること。

(2) 作業時間の管理

事業者は、作業環境を改善するための措置を講じた結果、第I管理区分とならない場合又は等価騒音レベルが85 dB未満とならない場合は、次の表を参考に、労働者が騒音作業に従事する時間の短縮を検討すること。

等価騒音レベル (dB)	85	86	87	88	89	90	91	92
1日のばく露時間	8時間 00分	6時間 20分	5時間 02分	4時間 00分	3時間 10分	2時間 30分	2時間 00分	1時間 35分
等価騒音レベル (dB)	93	94	95	96	97	98	99	100
1日のばく露時間	1時間 15分	1時間 00分	0時間 47分	0時間 37分	0時間 30分	0時間 23分	0時間 18分	0時間 15分

※ 日本産業衛生学会の「許容濃度等の勧告（2022年度）」の中の、VI. 騒音の許容基準にある、「表V1-2. 騒音レベル（A特性音圧レベル）による許容基準」の一部抜粋

8 健康管理

(1) 騒音健康診断

ア 雇入時等健康診断

事業者は、騒音作業に常時従事する労働者に対し、その雇入れの際又は当該業務への配置替えの際に、次の項目について、医師による健康診断を行うこと。

- ① 既往歴の調査
- ② 業務歴の調査
- ③ 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- ④ オーディオメータによる250ヘルツ、500ヘルツ、1,000ヘルツ、2,000ヘルツ、4,000ヘルツ、6,000ヘルツ及び8,000ヘルツにおける聴力の検査
- ⑤ その他医師が必要と認める検査

イ 定期健康診断

事業者は、騒音作業に常時従事する労働者に対し、6月以内ごとに1回、定期的に、次の項目について、医師による健康診断を行うこと。ただし、第I管理区分に区分されることが継続している場所又は等価騒音レベルが継続的に85dB未満である場所において業務に従事する労働者については、省略することができる。

- ① 既往歴の調査
- ② 業務歴の調査
- ③ 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- ④ オーディオメータによる1,000ヘルツ及び4,000ヘルツにおける選別聴力検査（1,000ヘルツについては30dB、4,000ヘルツについては25dB及び30dBの音圧での検査）

事業者は、上記の定期健康診断の結果、30dBの音圧での検査で異常が認められる者その他医師が必要と認める者については、次の項目について、医師による二次検査を行うこと。なお、雇入時等健康診断又は過去の二次検査の結果、前駆期の症状が認められる者及び聴力低下が認められる者については、上記④の選別聴力検査を省略して、二次検査を行うこととして差し支えない。

- ① オーディオメータによる250ヘルツ、500ヘルツ、1,000ヘルツ、2,000ヘルツ、4,000ヘルツ、6,000ヘルツ及び8,000ヘルツにおける聴力の検査
 - ② その他医師が必要と認める検査
- (2) 騒音健康診断結果に基づく事後措置

事業者は、健康診断の結果の評価に基づき、次に掲げる措置を講ずること。

- ア 前駆期の症状が認められる者及び軽度の聴力低下が認められる者に対しては、第II管理区分に区分された場所又は等価騒音レベルが85dB以上90dB未満である場所においても、聴覚保護具を使用させるほか、必要な措置
- イ 中等度以上の聴力低下が認められる者に対しては、聴覚保護具を使用させるほか、騒音作業に従事する時間の短縮、配置転換その他必要な措置

- (3) 騒音健康診断結果の記録及び報告

事業者は、健康診断を実施したときは、その結果を記録し、5年間保存すること。

また、定期健康診断については、実施後遅滞なく、その結果を所轄労働基準監督署長に報告すること。

9 労働衛生教育

- (1) 管理者に対する労働衛生教育

事業者は、管理者を選任しようとするときは、当該者に対し、次の科目について労働衛生教育を行うこと。

- ① 騒音の人体に及ぼす影響
- ② 適正な作業環境の確保と維持管理
- ③ 聴覚保護具の使用及び作業方法の改善
- ④ 関係法令等

(2) 騒音作業に従事する労働者に対する労働衛生教育

事業者は、騒音作業に労働者を常時従事させようとするときは、当該労働者に対し、次の科目について労働衛生教育を行うこと。ただし、第Ⅰ管理区分に区分されることが継続している場所又は等価騒音レベルが継続的に 85 dB未満である場所において業務に従事する労働者については、当該教育を省略することができる。

- ① 騒音の人体に及ぼす影響
- ② 聴覚保護具の使用

10 計画の届出

事業者は、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 88 条の規定に基づく計画の届出を行う場合において、当該計画が別表第 1 又は別表第 2 に掲げる作業場に係るものであるときは、届出に騒音障害防止対策の概要を示す書面又は図面を添付すること。

(別表第1)

- (1) 鋌打ち機、はつり機、鋳物の型込機等圧縮空気により駆動される機械又は器具を取り扱う業務を行う屋内作業場
- (2) ロール機、圧延機等による金属の圧延、伸線、ひずみ取り又は板曲げの業務（液体プレスによるひずみ取り及び板曲げ並びにダイスによる線引きの業務を除く。）を行う屋内作業場
- (3) 動力により駆動されるハンマーを用いる金属の鍛造又は成型の業務を行う屋内作業場
- (4) タンブラーによる金属製品の研磨又は砂落としの業務を行う屋内作業場
- (5) 動力によりチェーン等を用いてドラム缶を洗浄する業務を行う屋内作業場
- (6) ドラムバーカーにより、木材を削皮する業務を行う屋内作業場
- (7) チッパーによりチップする業務を行う屋内作業場
- (8) 多筒抄紙機により紙をすく業務を行う屋内作業場

(別表第2)

- (1) インパクトレンチ、ナットランナー、電動ドライバー等を用い、ボルト、ナット等の締め付け、取り外しの業務を行う作業場
- (2) ショットブラストにより金属の研磨の業務を行う作業場
- (3) 携帯用研削盤、ベルトグラインダー、チップングハンマー等を用いて金属の表面の研削又は研磨の業務を行う作業場
- (4) 動力プレス（油圧プレス及びプレスブレーキを除く。）により、鋼板の曲げ、絞り、せん断等の業務を行う作業場
- (5) シャーにより、鋼板を連続的に切断する業務を行う作業場
- (6) 動力により鋼線を切断し、くぎ、ボルト等の連続的な製造の業務を行う作業場
- (7) 金属を溶融し、鋳鉄製品、合金製品等の成型の業務を行う作業場
- (8) 高圧酸素ガスにより、鋼材の溶断の業務を行う作業場
- (9) 鋼材、金属製品等のロール搬送等の業務を行う作業場
- (10) 乾燥したガラス原料を振動フィーダーで搬送する業務を行う作業場
- (11) 鋼管をスキッド上で検査する業務を行う作業場
- (12) 動力巻取機により、鋼板又は線材を巻き取る業務を行う作業場
- (13) ハンマーを用いて金属の打撃又は成型の業務を行う作業場
- (14) 圧縮空気を用いて溶融金属を吹き付ける業務を行う作業場
- (15) ガスバーナーにより金属表面のキズを取る業務を行う作業場
- (16) 丸のこ盤を用いて金属を切断する業務を行う作業場
- (17) 内燃機関の製造工場又は修理工場で、内燃機関の試運転の業務を行う作業場
- (18) 動力により駆動する回転砥石を用いて、のこ歯を目立てする業務を行う作業場
- (19) 衝撃式造形機を用いて砂型を造形する業務を行う作業場
- (20) バイブレーター又はランマーにより締め固めの業務を行う作業場

- (21) 振動式型ばらし機を用いて砂型より鋳物を取り出す業務を行う作業場
- (22) 動力によりガスケットをはく離する業務を行う作業場
- (23) 瓶、ブリキ缶等の製造、充てん、冷却、ラベル表示、洗浄等の業務を行う作業場
- (24) 射出成型機を用いてプラスチックの押し出し又は切断の業務を行う作業場
- (25) プラスチック原料等を動力により混合する業務を行う作業場
- (26) みそ製造工程において動力機械により大豆の選別の業務を行う作業場
- (27) ロール機を用いてゴムを練る業務を行う作業場
- (28) ゴムホースを製造する工程において、ホース内の内糸を編上機により編み上げる業務を行う作業場
- (29) 織機を用いてガラス繊維等原糸を織布する業務を行う作業場
- (30) ダブルツイスター等高速回転の機械を用いて、ねん糸又は加工糸の製造の業務を行う作業場
- (31) カップ成型機により、紙カップを成型する業務を行う作業場
- (32) モノタイプ、キャスター等を用いて、活字の鋳造の業務を行う作業場
- (33) コルゲータマシンによりダンボール製造の業務を行う作業場
- (34) 動力により、原紙、ダンボール紙等の連続的な折り曲げ又は切断の業務を行う作業場
- (35) 高速輪転機により印刷の業務を行う作業場
- (36) 高圧水により鋼管の検査の業務を行う作業場
- (37) 高圧リムーバを用いてICパッケージのバリ取りの業務を行う作業場
- (38) 圧縮空気を吹き付けることにより、物の選別、取り出し、はく離、乾燥等の業務を行う作業場
- (39) 乾燥設備を使用する業務を行う作業場
- (40) 電気炉、ボイラー又はエアコンプレッサーの運転業務を行う作業場
- (41) ディーゼルエンジンにより発電の業務を行う作業場
- (42) 多数の機械を集中して使用することにより製造、加工又は搬送の業務を行う作業場
- (43) 岩石又は鉱物を動力により破砕し、又は粉砕する業務を行う作業場
- (44) 振動式スクリーンを用いて、土石をふるい分ける業務を行う作業場
- (45) 裁断機により石材を裁断する業務を行う作業場
- (46) 車両系建設機械を用いて掘削又は積込みの業務を行う坑内の作業場
- (47) バイブレーター、さく岩機、ブレーカ等手持動力工具を取り扱う業務を行う作業場
- (48) コンクリートカッタを用いて道路舗装のアスファルト等を切断する業務を行う作業場
- (49) チェーンソー又は刈払機を用いて立木の伐採、草木の刈払い等の業務を行う作業場
- (50) 丸のこ盤、帯のこ盤等木材加工用機械を用いて木材を切断する業務を行う作業場

- (51) 水圧バーカー又はヘッドバーカーにより、木材を削皮する業務を行う作業場
- (52) 空港の駐機場所において、航空機への指示誘導、給油、荷物の積込み等の業務を行う作業場

作業環境測定による等価騒音レベルの測定

1 作業環境測定の方法

- (1) 作業環境測定基準（昭和51年労働省告示第46号）第4条第1号及び第2号に定める方法による等価騒音レベルの測定（以下「A測定」という。）を行い、騒音源に近接する場所において作業が行われる単位作業場所にあつては、加えて作業環境測定基準第4条第3号に定める方法による等価騒音レベルの測定（以下別紙1において「B測定」という。）を行うこと。
- (2) 測定は、作業が定常的に行われている時間帯に、1測定点について10分間以上継続して行うこと。

2 測定結果の評価

事業者は、1による作業環境測定を行った後、単位作業場所ごとに、次の表により、結果の評価を行うこと。

		B測定		
		85dB 未満	85dB 以上 90dB 未満	90dB 以上
A測定 平均値	85dB 未満	第Ⅰ管理区分	第Ⅱ管理区分	第Ⅲ管理区分
	85dB 以上 90dB 未満	第Ⅱ管理区分	第Ⅱ管理区分	第Ⅲ管理区分
	90dB 以上	第Ⅲ管理区分	第Ⅲ管理区分	第Ⅲ管理区分

備考

- 1 「A測定平均値」は、測定値を算術平均して求めること。
- 2 「A測定平均値」の算定には、80dB 未満の測定値は含めないこと。
- 3 A測定のみを実施した場合は、表中のB測定の欄は85dB 未満の欄を用いて評価を行うこと。

3 評価結果に基づく措置

事業者は、2による評価の結果に基づき、管理区分ごとに、それぞれ次の措置を講ずること。なお、手持動力工具を使用する業務については、第Ⅰ管理区分に区分されることが継続している場所である場合を除き、当該業務に従事する労働者に対し、聴覚保護具を使用させること。

(1) 第Ⅰ管理区分の場合

当該場所における作業環境の継続的維持に努めること。

(2) 第Ⅱ管理区分の場合

ア 標識によって、当該場所が第Ⅱ管理区分であることを明示する等の措置を講ずること。

イ 施設、設備、作業工程又は作業方法の点検を行い、その結果に基づき、施設又は設備の設置又は整備、作業工程又は作業方法の改善その他の作業環境を改善するため必要な措置を講じ、管理区分が第Ⅰ管理区分となるよう努めること。

ウ 騒音作業に従事する労働者に対し、必要に応じ、聴覚保護具を使用させること。

(3) 第Ⅲ管理区分の場合

ア 標識によって、当該場所が第Ⅲ管理区分であることを明示する等の措置を講ずること。

イ 施設、設備、作業工程又は作業方法の点検を行い、その結果に基づき、施設又は設備の設置又は整備、作業工程又は作業方法の改善その他の作業環境を改善するため必要な措置を講じ、管理区分が第Ⅰ管理区分又は第Ⅱ管理区分となるよう努めること。

なお、作業環境を改善するための措置を講じたときは、その効果を確認するため、当該場所について、当該措置を講ずる直前に行った作業環境測定と同様の方法で作業環境測定を行い、その結果の評価を行うこと。

ウ 騒音作業に従事する労働者に聴覚保護具を使用させた上で、その使用状況を管理者に確認させるとともに、聴覚保護具の使用について、作業中の労働者が容易に知ることができるよう、見やすい場所に掲示すること。

4 測定結果等の記録

事業者は、作業環境測定を実施し、測定結果の評価を行ったときは、その都度、次の事項を記録して、これを3年間保存すること。

- ① 測定日時
- ② 測定方法
- ③ 測定箇所
- ④ 測定条件
- ⑤ 測定結果
- ⑥ 評価日時
- ⑦ 評価箇所
- ⑧ 評価結果
- ⑨ 測定及び評価を実施した者の氏名
- ⑩ 測定及び評価の結果に基づいて措置を講じたときは、当該措置の概要

定点測定による等価騒音レベルの測定

1 定点測定の方法

- (1) 騒音源に近接する場所において作業が行われている時間のうち、騒音レベルが最も大きくなると思われる時間に、当該作業が行われる位置において、作業環境測定基準第4条第3号に定める方法による等価騒音レベルの測定（以下別紙2及び4において「定点測定」という。）を行うこと。
- (2) 測定は、作業が定常的に行われている時間帯に、1測定点について10分間以上継続して行うこと。

2 測定結果に基づく措置

事業者は、1による定点測定の結果に基づき、次の措置を講ずること。なお、手持動力工具を使用する業務については、等価騒音レベルが継続的に85dB未満である場合を除き、当該業務に従事する労働者に対し、聴覚保護具を使用させること。

(1) 85dB未満の場合

当該場所における作業環境の継続的維持に努めること。

(2) 85dB以上90dB未満の場合

ア 施設、設備、作業工程又は作業方法の点検を行い、その結果に基づき、施設又は設備の設置又は整備、作業工程又は作業方法の改善その他の作業環境を改善するため必要な措置を講じ、等価騒音レベルが85dB未満となるよう努めること。

イ 騒音作業に従事する労働者に対し、必要に応じ、聴覚保護具を使用させること。

(3) 90dB以上の場合

ア 施設、設備、作業工程又は作業方法の点検を行い、その結果に基づき、施設又は設備の設置又は整備、作業工程又は作業方法の改善その他の作業環境を改善するため必要な措置を講じ、等価騒音レベルが85dB未満となるよう努めること。

なお、作業環境を改善するための措置を講じたときは、その効果を確認するため、当該場所について、当該措置を講ずる直前に行った定点測定と同様の方法で定点測定を行うこと。

イ 騒音作業に従事する労働者に聴覚保護具を使用させた上で、その使用状況を管理者に確認させるとともに、聴覚保護具の使用について、作業中の労働者が容易に知ることができるよう、当該作業場の見やすい場所に掲示すること。

3 測定結果等の記録

事業者は、定点測定を実施したときは、その都度、次の事項を記録して、これを3年間保存すること。

① 測定日時

- ② 測定方法
- ③ 測定対象となる騒音作業
- ④ 測定箇所
- ⑤ 測定条件
- ⑥ 測定結果
- ⑦ 測定を実施した者の氏名
- ⑧ 測定結果に基づいて措置を講じたときは、当該措置の概要

個人ばく露測定による等価騒音レベルの測定

1 個人ばく露測定の方法

(1) 使用する機器

ア 測定に使用するばく露計は等価騒音レベルを測定できる必要があることから、JIS C1509-1 又は IEC 61252 に規定する精度を満たすものとする。

イ 場所によっては、防爆性能を有するばく露計を選定して使用する必要があること。

(2) 測定方法

ア 同種の業務を行うグループごとに1台以上のばく露計による測定を行うこと。

イ ばく露計のマイクロホン部分を測定対象者の頭部、首又は肩の近くに装着すること。

ウ 測定者は、測定対象者に、終日又は半日、ばく露計を装着させたままで騒音作業を行わせることにより、騒音作業に従事する時間の等価騒音レベルを測定すること。ただし、2時間ごとに反復継続する作業を行うことが明らかな場合等、一定時間の測定を行うことで作業時間全体の等価騒音レベルを算定することが可能な場合は、測定の開始から終了までの時間が1時間以上であれば、測定時間を短縮して差し支えない。

エ 測定者は、測定を開始する前に、測定対象者にばく露計が正しく装着されていることを確認すること。測定対象者は、測定中にばく露計が落下したり、マイクロホン部分が作業着等で覆われたりすることがないように、注意すること。なお、測定をしている間、測定者の立会いは不要であること。

2 測定結果に基づく措置

事業者は、1による測定の結果に基づき、次の措置を講ずること。なお、手持動力工具を使用する業務については、等価騒音レベルが継続的に85dB未満である場合を除き、当該業務に従事する労働者に対し、聴覚保護具を使用させること。

(1) 85dB未満の場合

当該場所における作業環境の継続的維持に努めること。

(2) 85dB以上90dB未満の場合

ア 施設、設備、作業工程又は作業方法の点検を行い、その結果に基づき、施設又は設備の設置又は整備、作業工程又は作業方法の改善その他の作業環境を改善するため必要な措置を講じ、等価騒音レベルが85dB未満となるよう努めること。

イ 騒音作業に従事する労働者に対し、必要に応じ、聴覚保護具を使用させること。

(3) 90dB以上の場合

ア 施設、設備、作業工程又は作業方法の点検を行い、その結果に基づき、施設又は設備の設置又は整備、作業工程又は作業方法の改善その他の作業環境を改善するため必要な措置を講じ、等価騒音レベルが 85dB 未満となるよう努めること。

なお、作業環境を改善するための措置を講じたときは、その効果を確認するため、当該場所について、当該措置を講ずる直前に行った個人ばく露測定と同様の方法で個人ばく露測定を行うこと。

イ 騒音作業に従事する労働者に聴覚保護具を使用させた上で、その使用状況を管理者に確認させるとともに、聴覚保護具の使用について、作業中の労働者が容易に知ることができるよう、当該作業場の見やすい場所に掲示すること。

3 測定結果等の記録

事業者は、個人ばく露測定を実施したときは、その都度、次の事項を記録して、これを3年間保存すること。

- ① 測定日時
- ② 測定方法
- ③ 測定対象となる騒音作業及び対象者
- ④ 測定箇所
- ⑤ 測定条件
- ⑥ 測定結果
- ⑦ 測定を実施した者の氏名
- ⑧ 測定結果に基づいて措置を講じたときは、当該措置の概要

等価騒音レベルの推計

1 推計の方法

等価騒音レベルの推計は、対象となる騒音作業ごとに、次の式により行うこと。

音響パワーレベルは、機械等の騒音源が放射する音のエネルギーをレベル表示したものであり、機械等に騒音値として表示されているものを参考にする。

なお、周囲に建物や壁等がある場合、音の反響の影響から、当該推計値と比較して、騒音レベルが高くなる可能性が大きいことから、等価騒音レベルの把握方法として推計を用いることは適切でないことに留意すること。

$$L_p = L_w - 20 \log_{10} r - 8$$

L_p (dB) : 推計値
 L_w (dB) : 音響パワーレベル
 r (m) : 騒音源からの距離

2 推計結果に基づく措置

事業者は、1による推計の結果に基づき、次の措置を講ずること。なお、手持動力工具を使用する業務については、等価騒音レベルが継続的に 85dB 未満である場合を除き、当該業務に従事する労働者に対し、聴覚保護具を使用させること。

(1) 85dB 未満の場合

当該場所における作業環境の継続的維持に努めること。

(2) 85dB 以上 90dB 未満の場合

ア 施設、設備、作業工程又は作業方法の点検を行い、その結果に基づき、施設又は設備の設置又は整備、作業工程又は作業方法の改善その他の作業環境を改善するため必要な措置を講じ、等価騒音レベルが 85dB 未満となるよう努めること。

イ 騒音作業に従事する労働者に対し、必要に応じ、聴覚保護具を使用させること。

(3) 90dB 以上の場合

ア 施設、設備、作業工程又は作業方法の点検を行い、その結果に基づき、施設又は設備の設置又は整備、作業工程又は作業方法の改善その他の作業環境を改善するため必要な措置を講じ、等価騒音レベルが 85dB 未満となるよう努めること。

なお、作業環境を改善するための措置を講じたときは、その効果を確認するため、当該場所について改めて推計又は定点測定若しくは個人ばく露測定を行うこと。

イ 騒音作業に従事する労働者に聴覚保護具を使用させた上で、その使用状況を管理者に確認させるとともに、聴覚保護具の使用について、作業中の労働者が容易に知ることができるよう、当該作業場の見やすい場所に掲示すること。

3 推計結果等の記録

事業者は、推計を実施したときは、その都度、次の事項を記録して、これを3年間保存すること。

- ① 推計日時
- ② 推計方法
- ③ 推計対象となる騒音作業
- ④ 推計箇所
- ⑤ 推計条件
- ⑥ 推計結果
- ⑦ 推計を実施した者の氏名
- ⑧ 推計結果に基づいて措置を講じたときは、当該措置の概要

騒音障害防止のためのガイドラインの解説

本解説は、「騒音障害防止のためのガイドライン」の趣旨、運用上の留意点及び内容の説明を記したものである。

1 「2 騒音作業」について

「騒音作業」とは、別表第1及び別表第2に掲げる作業場における業務をいい、騒音を発する機械、工具等を操作する業務に限らず、当該作業場において行われるその他の業務を含むものである。

別表第1は、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第588条及び第590条の規定に基づき、6月以内ごとに1回、定期的に、等価騒音レベルを測定することが義務付けられている屋内作業場を掲げたものであり、別表第2は、労働安全衛生規則上の義務付けはなされていないが、等価騒音レベルが85dB以上になる可能性が大きい作業場を掲げたものである。

2 「5 労働衛生管理体制」について

(1) 騒音障害防止対策の管理者

騒音障害防止対策の管理者として選任できる者には、衛生管理者、安全衛生推進者のほか、ライン管理者、職長等が含まれる。

(2) 元方事業者が行う指導・援助

元方事業者が行う「指導・援助」とは、例えば、関係請負人が使用する機械・工具は低騒音なものを選定するよう促す、工事現場において関係請負人へ支給・貸与する設備等の騒音によるばく露を低減するための措置を講ずる、聴覚保護具の使用が求められる関係請負人の労働者に対してその着用を促す、関係請負人に対する教育や健康診断に関する情報提供や受講・受診機会を提供するよう配慮すること等がある。

3 「6 作業環境管理」について

(1) 用語

ア 騒音レベル

音は音圧で表すことができ、騒音レベルは、特定の時間 t における、A特性音圧の実効値の2乗を基準の音圧の2乗で除した値の常用対数の10倍で、次の式による（JIS Z8731:2019）。

騒音レベルは、デシベル（dB）で表す。

$$L_A(t) = 10 \log_{10} \frac{P_A^2(t)}{P_0^2}$$

$P_A(t)$: A特性音圧の実効値 (Pa)

P_0 : 基準の音圧 (20 μ Pa)

イ 等価騒音レベル

等価騒音レベルは、ある時間 T ($t_1 \sim t_2$) について、変動する騒音の騒音レベルをエネルギー的な平均値として表した量で、次の式による (JIS Z8731:2019)。

等価騒音レベルは、デシベル (dB) で表す。

$$L_{Aeq,T} = 10 \log_{10} \left[\frac{1}{t_2 - t_1} \int_{t_1}^{t_2} \frac{P_A^2(t)}{P_0^2} dt \right]$$

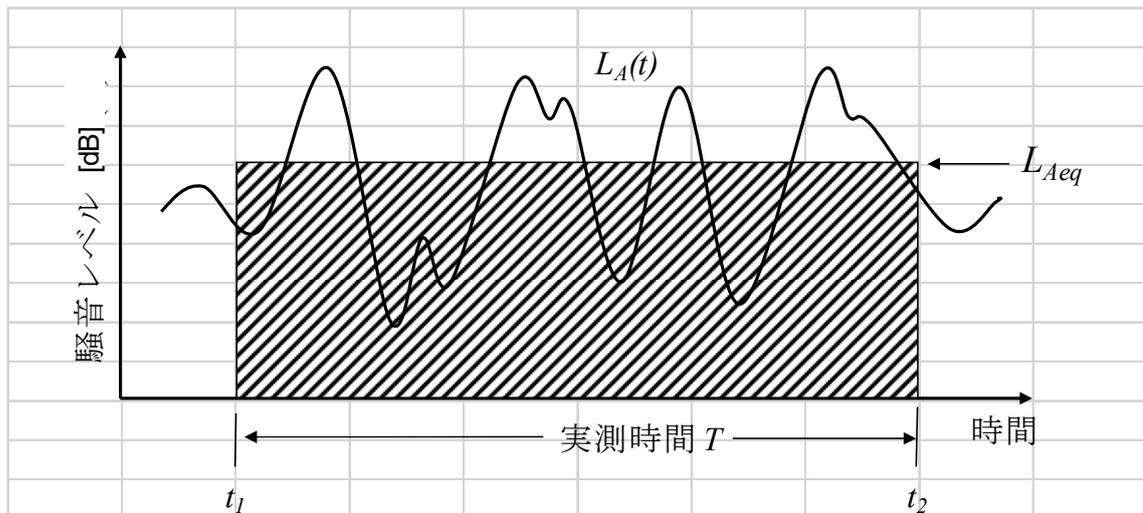
$P_A(t)$: A特性音圧の瞬時値 (Pa)

P_0 : 基準の音圧 ($20 \mu\text{Pa}$)

等価騒音レベルの物理的意味は、図1に示すように、時間とともに変動する騒音 ($L_A(t)$) がある場合、そのレベルを、ある時間 ($T = t_2 - t_1$) の範囲内でこれと等しいエネルギーをもつ定常騒音の騒音レベルで表現する (図1の斜線部) ということである。

等価騒音レベルは、一般環境や作業環境における騒音の大きさを表す代表値として広く用いられている。

図1 等価騒音レベルの意味



(2) 等価騒音レベルの測定

ア 等価騒音レベルの測定については、特に測定の実施者を定めていないが、測定結果が対策の基礎となることから、適正に行う必要がある。このため、当該測定は、作業環境測定士や衛生管理者等、事業場における労働衛生管理の実務に直接携わる者を実施させるか、又は作業環境測定機関に委託して実施することが望ましい。

イ 等価騒音レベルは、積分型騒音計を用いれば直接求めることができるが、普通騒音計を用いて、実測時間全体にわたって一定時間間隔 Δt ごとに騒音レベルを測定し、その結果から次の式により求めることもできる。

$$L_{Aeq,T} = 10 \log_{10} \left[\frac{1}{n} (10^{\frac{L_{A_1}}{10}} + 10^{\frac{L_{A_2}}{10}} + \dots + 10^{\frac{L_{A_n}}{10}}) \right]$$

$L_{A_1}, L_{A_2}, L_{A_3}, \dots, L_{A_n}$: 騒音レベルの測定値

n : 測定値の総数

ウ 作業環境測定について、A測定は、単位作業場所の平均的な作業環境を調べるのが目的であるので、作業が定常的に行われている時間に行う必要がある。また、時間の経過に伴う作業環境の状態の変化も同時に調べるために、測定点ごとに測定時刻をずらして行うのが望ましい。

しかし、単位作業場所によっては、平均的な作業環境状態からは予測しにくい大きい騒音にさらされる危険がある。B測定は、このような場合を想定し、音源に近接する場所において作業が行われる単位作業場所にあつては、その作業が行われる時間のうち、騒音レベルが最も大きくなるとされる時間に、当該作業が行われる位置における等価騒音レベルを測定するものである。

エ 等価騒音レベルの推計で用いる音響パワーレベルは、機械等に貼付されたシールや銘板、カタログ、取扱説明書、ウェブサイト等で表示されていることがある。

また、音響パワーレベルではなく、特定位置における音圧レベルが表示されている場合もある。この場合は、式 $L_p = L_w - 20 \log_{10} r - 8$ の L_p に音圧レベルを、 r に特定位置までの距離を代入することにより、音響パワーレベル (L_w) の概算値を求めることができる。

オ 「騒音源が移動する場合等」とは、例えば、手持動力工具を使用する場合等が想定される。手持動力工具を使用する業務を行う作業場については、別紙3「個人ばく露測定による等価騒音レベルの測定」に基づき、測定、措置及び記録を行うことが望ましい。

カ 屋外作業場においては、日々作業内容が変わることが考えられるが、「施設、設備、作業工程又は作業方法を変更した場合」とは、例えば、基礎工事から仮設工事に作業工程が移行する場合等、大きな工程の変更があった場合が想定される。また、関係請負人が騒音源となる機器を作業場に持ち込む度に測定を行う必要はなく、騒音源となる機器に着目し、6月以内に他の工事現場等で実施した測定結果又は推計結果がある場合は、当該結果を準用できるものとする。

キ 別表第2に掲げる作業場であつて、「第I管理区分に区分されることが継続している」及び「等価騒音レベルが継続的に85dB未満である」とは、測定の結果、単に第I管理区分に区分される又は等価騒音レベルが85dBを下回るだけでなく、毎日の機械等の運転状況や様々な作業状況に照らして、継続して第I管理区分に区分される又は等価騒音レベルが85dB未満である可能性が非常に高い場合に限られるものである。

(3) 結果に基づく措置

ア 施設、設備、作業工程等における騒音発生源対策及び伝ば経路対策並びに騒音作業に従事する労働者に対する受音者対策の代表的な方法は表1のとおりである。

なお、これらの対策を講ずるに当たっては、改善事例を参考にするとともに、労働衛生コンサルタント等の専門家を活用することが望ましい。

表1 代表的な騒音対策の方法

分類	方法	具体例
1 騒音発生源対策	発生源の低騒音化 発生原因の除去 遮音 消音 防振 制振 運転方法の改善	低騒音型機械の採用 給油、不釣合調整、部品交換等 防音カバー、ラギング等の取り付け 消音器、吸音ダクト等の取り付け 防振ゴムの取り付け 制振材の装着 自動化、配置の変更等
2 伝ば経路対策	距離減衰 遮蔽効果 吸音 指向性	配置の変更等 遮蔽物、防音塀等の設置 建屋内部の消音処理 音源の向きの変更
3 受音者対策	遮音 作業方法の改善 耳の保護	防音監視室の設置 作業スケジュールの調整、遠隔操作化等 耳栓、耳覆いの使用

イ 第Ⅱ管理区分又は第Ⅲ管理区分に区分された作業場について、「標識によって、(中略)明示する等」とは、第Ⅱ管理区分又は第Ⅲ管理区分に区分された場所とそれ以外の場所を、区画物に標識を付し、又は床上に白線、黄線等を引くことにより区画することをいう。なお、屋内作業場の入り口等に、騒音レベルの高い屋内作業場である旨を掲示すること等の措置を講ずることでも差し支えない。

また、第Ⅱ管理区分及び第Ⅲ管理区分に区分された場所が混在する場合には、これらの場所を区別することなく、ひとつの場所として明示しても差し支えない。

ウ 「手持動力工具」とは可搬型の動力工具を指し、騒音性難聴の新規労災認定者が扱っていた手持動力工具としては、バイブレーター、ブレーカー、グラインダー、チェーンソー、インパクトレンチ、チップパー、電動ドリル、丸のこ等がある。

(4) 測定結果等の記録

ア 作業環境測定(別紙1「作業環境測定による等価騒音レベルの測定」)

a 「② 測定方法」とは、測定器の種類、形式等をいう。

b 「③ 測定箇所」の記録は、測定を行った作業場の見取図に測定箇所を記入する。

- c 「④ 測定条件」とは、測定時の作業の内容、稼働していた機械、設備等の名称及びその位置、測定結果に最も影響を与える騒音源の名称及びその位置のほか、マイクロホンの設置高さ、窓などの開閉状態等をいう。
- d 「⑤ 測定結果」については、A測定の測定値、その算術平均値及びB測定の測定値を記録する。
- e 「⑧ 評価結果」については、第Ⅰ管理区分から第Ⅲ管理区分までの各区分のうち、該当する区分を記録する。
- イ 定点測定（別紙2「定点測定による等価騒音レベルの測定」）
 - a 「② 測定方法」とは、測定器の種類、形式等をいう。
 - b 「④ 測定箇所」の記録は、測定を行った作業場の見取図に測定箇所を記入する。
 - c 「⑤ 測定条件」とは、測定時の作業の内容、稼働していた機械、使用していた工具等の名称及びその位置、測定結果に最も影響を与える騒音源の名称及びその位置のほか、マイクロホンの設置高さ、坑口からの距離等をいう。
- ウ 個人ばく露測定（別紙3「個人ばく露測定による等価騒音レベルの測定」）
 - a 「② 測定方法」とは、測定器の種類、形式等をいう。
 - b 「④ 測定箇所」の記録は、測定を行った作業場の見取図に測定箇所を記入する。
 - c 「⑤ 測定条件」とは、測定時の作業の内容、周辺の建物や壁等の状況、稼働していた機械、使用していた工具等の名称及びその位置、測定結果に最も影響を与える騒音源の名称及びその位置のほか、測定機器の取付位置等をいう。
- エ 推計（別紙4「等価騒音レベルの推計」）
 - 「⑤ 推計条件」とは、使用する機械等の名称及び音響パワーレベル、騒音源からの距離及びその計測方法等をいう。

4 「7 作業管理」について

(1) 聴覚保護具の使用

聴覚保護具の使用に当たっては、次の点に留意する必要がある。

- ア 聴覚保護具は、騒音発生源対策、伝ば経路対策等による騒音レベルの低減化を十分に行うことができない場合に、二次的に使用するものであること。
- イ 聴覚保護具には耳栓と耳覆い（イヤーマフ）があり、耳栓と耳覆いのどちらが適切であるかは、作業の性質や騒音の特性で決まるが、非常に強烈な騒音に対しては耳栓と耳覆いとの併用が有効であること。
- ウ 耳栓を使用する場合、人によって耳の穴の形や大きさが異なるので、その人に適したものを使用すること。
- エ 聴覚保護具は、装着の緩みや隙間があると十分な効果が得られないので、正しく使用すること。また、作業中、緩んだ場合には、その都度装着し直すこと。
- オ 騒音作業を有する作業場では、会話によるコミュニケーションが阻害される場合が多いが、聴覚保護具の使用はさらにこれを増大させる可能性があるため、

適切な意思伝達手段を考える必要があること。また、非常の際の警報には音響ではなく、赤色回転灯などを用い二次災害の防止に配慮すること。

(2) 作業時間の管理

本ガイドラインの表「等価騒音レベル（A特性音圧レベル）による許容基準」は、日本産業衛生学会の「許容濃度等の勧告（2022年度）」の中の、VI. 騒音の許容基準にある、「表 V1-2. 騒音レベル（A特性音圧レベル）による許容基準」に基づくものであり、この基準以下であれば、1日8時間以内のばく露が常習的に10年以上続いた場合にも、騒音性永久閾値移動を1,000ヘルツ以下の周波数で10dB以下、2,000ヘルツで15dB以下、3,000ヘルツ以上の周波数で20dB以下にとどめることが期待できるとされる。このため、85dB以上の騒音へのばく露時間は、同表に示された時間数よりも可能な限り短くすることが求められる。

なお、「1日のばく露時間」の算出は以下によって行う。

- ① 1日のばく露が連続的に行われる場合には、同表の「等価騒音レベル」に対応する「1日のばく露時間」を用いること。
- ② 1日のばく露が断続的に行われる場合には、騒音の実効休止時間を除いた1日のばく露時間の合計を、連続ばく露の場合と等価なばく露時間とみなして、同表の「等価騒音レベル」に対応する「1日のばく露時間」を用いること。なお、実効休止時間とは騒音レベルが80dB未満にとどまっている時間をいう。

5 「8 健康管理」について

(1) 騒音健康診断の目的

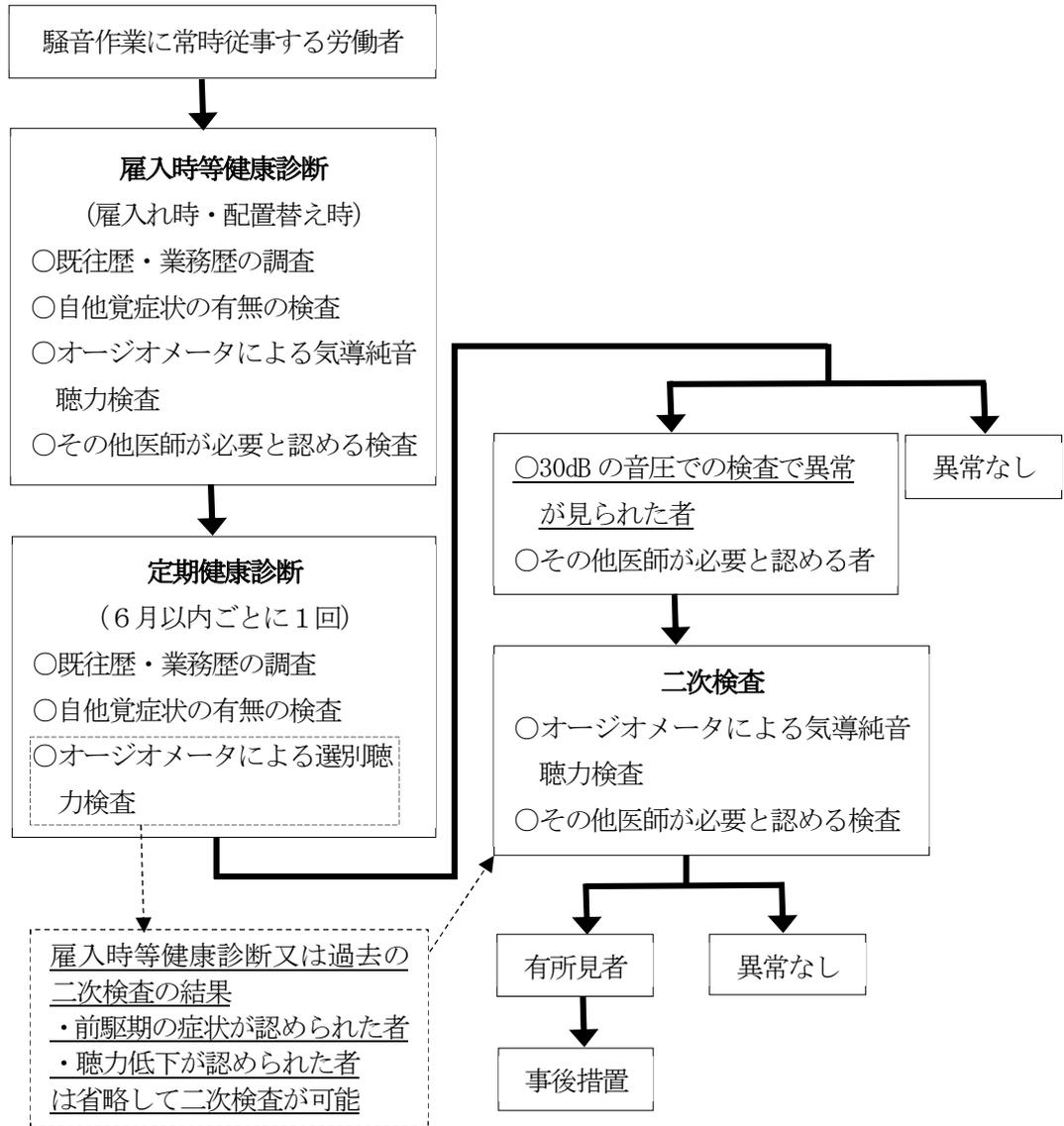
騒音健康診断の目的は、以下の2つに大別できる。

- ① 騒音作業に従事する労働者の聴力の程度、変化、耳鳴り等の症状及び騒音ばく露状況を調べ、個人の聴覚管理を進める資料とすること。
- ② 集団としての騒音の影響を調べ、騒音管理を進める資料とすること。

(2) 健康管理の体系

健康管理の体系は、図2のとおりである。

図2 健康管理の体系



(3) 騒音健康診断の種類

ア 雇入時等健康診断

騒音作業に常時従事する労働者を新たに雇い入れ、又は当該業務へ配置転換するとき（以下「雇入れ時等」という。）に実施する聴力検査の検査結果は、将来にわたる聴覚管理の基準として活用されることから極めて重要な意味を持つものである。このため、雇入時等健康診断においては、定期健康診断の選別聴力検査に代えて、250 ヘルツから 8,000 ヘルツまでの聴力の検査を行うこととしたものである。

したがって、雇入れ時等以前に、既に中耳炎後遺症、頭頸部外傷後遺症、メニエール病、耳器毒（耳に悪影響を及ぼす毒物）の使用、突発性難聴等で聴力が低下している者、あるいは過去に騒音作業に従事してすでに騒音性難聴を示している者、日常生活においてヘッドホン等による音楽鑑賞を行うことにより

聴力障害の兆候を示す者については、周波数ごとの正確な聴力を把握することが特に重要となる。

イ 定期健康診断

騒音作業に従事する労働者の聴力の経時的変化を調べ、個人及び集団としての騒音の影響をいち早く知り、聴覚管理の基礎資料とするとともに、作業環境管理及び作業管理に反映させることが重要である。聴力低下のごく初期段階を把握するため、4,000ヘルツにおける検査の音圧を、40dB から 25dB 及び 30dB に変更した。

本ガイドラインに基づく定期健康診断は6月以内ごとに1回、定期に行うことが原則であるが、労働安全衛生規則第44条又は第45条の規定に基づく定期健康診断が6月以内に行われた場合（オーディオメータを使用して、1,000ヘルツについては30dB、4,000ヘルツについては25dB及び30dBの音圧での選別聴力検査が行われた場合に限る。）には、これを本ガイドラインに基づく定期健康診断（ただし、オーディオメータによる1,000ヘルツ及び4,000ヘルツにおける選別聴力検査の項目に限る。）とみなして差し支えない。

ウ 離職時等健康診断

離職時又は騒音作業以外の作業への配置転換時（以下「離職時等」という。）の聴力の程度を把握するため、離職時等の前6月以内に本ガイドラインに基づく定期健康診断を行っていない場合には、同じ項目の検査を行うことが望ましい。

(4) 検査の方法

ア 既往症・業務歴の調査及び自覚症状の有無の検査

聴力検査を実施する前に、あらかじめ騒音のばく露歴、特に現在の騒音作業の内容、騒音レベル及び作業時間について調査するとともに、耳栓、耳覆い等の聴覚保護具の使用状況も把握しておく。さらに、現在の自覚症状として、耳鳴り、難聴の有無あるいは最近の疾患などについて問視診により把握する。

イ 250ヘルツ、500ヘルツ、1,000ヘルツ、2,000ヘルツ、4,000ヘルツ、6,000ヘルツ及び8,000ヘルツにおける聴力の検査

オーディオメータによる気導純音聴力レベル測定法による。

なお、250ヘルツにおける検査は省略しても差し支えない。

ウ 1,000ヘルツ及び4,000ヘルツにおける選別聴力検査

検査音の聴取に影響を及ぼさない静かな場所で行う。

エ 二次検査

騒音作業終了後、半日以上が経過した後に実施する。

(5) 聴力検査の担当者

ア 250ヘルツ、500ヘルツ、1,000ヘルツ、2,000ヘルツ、4,000ヘルツ、6,000ヘルツ及び8,000ヘルツにおける聴力の検査については、医師のほか、医師の指示のもとに、本検査に習熟した保健師、看護師、言語聴覚士等が行う。

イ 選別聴力検査については、医師のほか、医師の指示のもとに、本検査に習熟した保健師、看護師、言語聴覚士等が行うことが適当である。

(6) 健康診断結果の評価

ア 評価及び健康管理上の指導は、耳科的知識を有する産業医又は耳鼻咽喉科専門医が行う。評価を行うに当たっては、異常の有無を判断し、異常がある場合には、それが作業環境の騒音によるものか否か、障害がどの程度か、障害の進行が著明であるかどうか等を判断する。

なお、耳科学と産業医学の両方の専門的知識を有する医師として、日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会が騒音性難聴担当医を認定している。

イ 250 ヘルツ、500 ヘルツ、1,000 ヘルツ、2,000 ヘルツ、4,000 ヘルツ、6,000 ヘルツ及び8,000 ヘルツにおける聴力の検査を行った場合には、会話音域の聴き取り能力の程度を把握するため、次の式により3分法平均聴力レベルを求めて記載しておく。

$$3 \text{分法平均聴力レベル} = (A + B + C) \times 1 / 3$$

A : 500 ヘルツの聴力レベル

B : 1,000 ヘルツの聴力レベル

C : 2,000 ヘルツの聴力レベル

(7) 健康診断結果に基づく事後措置

健康診断結果に基づく事後措置は、聴力検査の結果から表2に示す措置を講ずることを基本とするが、この際、耳科的既往歴、騒音業務歴、現在の騒音作業の内容、聴覚保護具の使用状況、自覚症状等を参考にするとともに、さらに、生理的加齢変化、すなわち加齢性難聴の影響を考慮する必要がある。

表2 聴力レベルに基づく管理区分

聴力レベル		区分	措置
高音域	会話音域		
30dB 未満	30dB 未満	健常者	一般的聴覚管理
30dB 以上 50dB 未満		要観察者 (前駆期の症状が認められる者)	
50dB 以上	40dB 未満	要観察者 (軽度の聴力低下が認められる者)	85dB 以上 90dB 未満である場所においても聴覚保護具を使用させること その他必要な措置
	40dB 以上	要管理者 (中等度以上の聴力低下が認められる者)	

備考

- 1 高音域の聴力レベルは、4,000 ヘルツ及び6,000 ヘルツについての聴力レベルのうち、聴力低下がより進行している周波数の値を採用する。

2 会話音域の聴力レベルは、3分法平均聴力レベルによる。

(8) 健康診断結果の報告

健康診断の結果報告については、「指導勧奨による特殊健康診断結果報告書様式」を用いる。

本報告書の第一次健康診断欄の受診者数には本ガイドラインに基づく定期健康診断の受診者数を、有所見者数には二次検査（選別聴力検査を省略した場合を含む。）の有所見者数を記入し、第二次健康診断欄及び健康管理区分欄は空欄とする。

6 「9 労働衛生教育」について

(1) 管理者に対する労働衛生教育

ア 教育の講師は、既に選任されている管理者、労働衛生コンサルタント等、騒音についての知識並びに騒音対策の実務についての知識及び経験を有する者とする。

イ 教育は、本ガイドラインに示された科目ごとに、表3に掲げる範囲及び時間で実施する。

表3 騒音障害防止対策の管理者に対する労働衛生教育

科目	範囲	時間
1 騒音の人体に及ぼす影響	(1) 影響の種類 (2) 聴力障害	30分
2 適正な作業環境の確保と維持管理	(1) 騒音の測定と作業環境の評価 (2) 騒音発生源対策 (3) 騒音伝ば経路対策 (4) 改善事例	80分
3 聴覚保護具の使用及び作業方法の改善	(1) 聴覚保護具の種類及び性能 (2) 聴覚保護具の使用方法及び管理方法 (3) 作業方法の改善	40分
4 関係法令等	騒音作業に係る労働衛生関係法令及び本ガイドライン	30分

(計3時間)

(2) 騒音作業に常時従事する労働者に対する労働衛生教育

ア 教育の講師は、当該作業場の管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、ライン管理者、職長等、騒音についての知識を有する者とする。

イ 科目のうち、「騒音の人体に及ぼす影響」の範囲は、影響の種類、聴力障害、「聴覚保護具の使用」の範囲は、聴覚保護具の種類及び性能、聴覚保護具の使用方法及び管理方法とする。

ウ 時間は表3の該当科目の時間を目安とするが、短縮しても差し支えない。

日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会認定 騒音性難聴担当医名簿

2022.7.31 1005名

	氏名	郵便番号	所在地	施設名	電話番号	センター名
北海道 43名	愛宕 義浩	064-0915	札幌市中央区南15条西19丁目1-7 緑新興産ビル2F	あたご耳鼻咽喉科	011-552-3387	札幌
	安部 裕介	065-0031	札幌市東区北31条東16丁目1-2	あべ耳鼻咽喉科アレルギー科 クリニック	011-785-5533	札幌
	飯塚さとし	001-0925	札幌市北区新川5条1丁目1番1号	新川駅前みんなの耳鼻咽喉科	011-700-3070	
	石井 秀幸	085-8533	釧路市中園町13-23	釧路労災病院	0154-22-7191	釧路
	石川 忠孝	080-0015	帯広市西五条南24丁目18番地	いしかわ耳鼻咽喉科クリニック	0155-24-1717	
	稲村 直哉	060-8604	札幌市中央区北11条西13丁目1番1号	市立札幌病院	011-726-2211	
	上村 明寛	040-8577	函館市中島町7番21号	共愛会病院	0138-51-2111	
	大橋 正實	007-0840	札幌市東区北40条東1丁目	耳鼻咽喉科麻生病院	011-731-4133	札幌
	柏村 正明	065-0024	札幌市東区北24条東21丁目5-1 グリーンメディカルモール1F	かしわむら耳鼻咽喉科クリニック	011-785-2421	札幌
	川浪 貢	068-0030	岩見沢市10条西4丁目1-1	かわなみ耳鼻咽喉科	0126-32-3387	岩見沢 滝川
	工藤 仁美	061-1373	恵庭市恵み野西2丁目2-16 恵の野ビル2階	恵の野耳鼻咽喉科クリニック	0123-36-1000	札幌東
	熊井 恵美	070-0030	旭川市宮下通9丁目 たまメディカルビル3F	くまいクリニック	0166-24-8733	旭川
	郷 充	063-0827	札幌市西区発寒7条12丁目3-46 発寒クリニックビル 2F	ごう耳鼻咽喉科クリニック	011-669-4133	
	小西 正訓	060-8570	札幌市中央区南1条西14丁目	中村記念病院	011-231-8555	札幌 札幌東
	佐久間信行	057-0007	浦河郡浦河町東町ちのみ3丁目1番8号	北海道浦河保健所	0146-22-3071	
	櫻田 理佳	002-8072	札幌市北区 あいの里2条 5丁目	北海道医療大学病院	011-778-7575	
	佐々木卓也	001-0925	札幌市北区新川5条1丁目1-1	医療法人暖和会 新川駅前みんなの耳鼻咽喉科	011-700-3070	
	佐藤 信清	042-0941	函館市深堀町26-2	佐藤耳鼻咽喉科医院	0138-51-7850	函館 札幌
	志藤 文明	053-0006	苫小牧市新中野町3-9-8	苫小牧耳鼻咽喉科クリニック	0144-34-4133	苫小牧 日高
	新谷 朋子	060-0061	札幌市中央区南1条西16丁目1-246 ANNEレーベンビル2F	とも耳鼻科クリニック	011-616-2000	札幌
	鈴木 敏夫	047-0036	小樽市長橋2-17-16	おたるイアクリニック	0134-33-0301	小樽 南後志
	高橋 国広	061-1443	恵庭市栄恵町126	高橋耳鼻咽喉科	0123-34-3387	札幌 札幌東
	武市 紀人	002-8022	札幌市北区篠路2条4丁目 メディアコア篠路2F	しのろ耳鼻咽喉科クリニック	011-773-3387	札幌
	竹澤 裕之	080-2469	帯広市西19条南3丁目35-4	たけざわ耳鼻咽喉科	0155-41-2001	帯広
	千田 英二	063-0051	札幌市西区宮の沢1条1丁目1-3 宮の沢1条ビル3F	ちだ耳鼻咽喉科	011-669-3387	札幌
	寺島 邦男	078-8214	旭川市4条通19丁目右1号	寺島耳鼻咽喉科医院	0166-33-6051	旭川
	中島 築	061-1448	恵庭市相生町133番地	なかじま耳鼻科クリニック	0123-39-3387	
	永沼 久夫	003-8510	札幌市白石区菊水4条1丁目9-22	勤医協札幌病院	011-811-2246	札幌
	中村 晃	078-8353	旭川市東光13-2-1-22	なかむら耳鼻咽喉科医院	0166-33-3387	旭川
	早川 博樹	044-0004	虻田郡倶知安町北4条東1丁目2番地	倶知安厚生病院	0136-22-1141	
	坂東 伸幸	080-0833	帯広市稲田町基線7-5	北斗病院 耳鼻咽喉科・頭頸部外科	0155-48-8000	帯広
	北南 和彦	085-0052	釧路市中園町13-23	釧路労災病院	0154-22-7191	釧路
	間口 四郎	061-3251	石狩市花川南8条1丁目2-7	石狩湾耳鼻科	0133-75-1187	札幌
	村田 保博	007-0840	札幌市東区北40条東1-1-7	耳鼻咽喉科麻生病院	011-731-4133	札幌
	山川 聡	080-0011	帯広市西1条南12丁目-10	帯広耳鼻咽喉科	0155-22-1928	帯広
	山口 治浩	049-0122	北斗市東浜2丁目14-14	治耳鼻咽喉科医院	0138-74-4133	函館
	山崎 徳和	041-0806	函館市美原1丁目17-20	やまざき耳鼻咽喉科	0138-83-8718	
	山下 恵司	041-8680	函館市港町1-10-1	市立函館病院	0138-43-2000	
	山本 哲夫	005-0003	札幌市南区澄川3条2丁目4-15	やまもと耳鼻咽喉科	011-831-9885	札幌
	吉田 瑞生	060-8543	札幌市中央区南1条西16丁目	札幌医科大学	011-611-2111	
	吉村 理	060-8604	札幌市中央区北11条西13丁目1	市立札幌病院	011-726-2211	札幌
	依田 明治	007-0840	札幌市東区北40条東1丁目	耳鼻咽喉科麻生病院	011-731-4133	札幌
	渡邊 一正	066-8550	千歳市北光2丁目1番1号	市立千歳市民病院	0123-24-3000	
青森	秋田 二郎	036-8274	弘前市南城西2-5-12	あきた耳鼻咽喉科クリニック	0172-32-2332	東青 弘前・黒石 五所川原
11名	秋田三和興	036-8155	弘前市中野2-1-15	よした耳鼻科・小児科	0172-33-2306	東青 八戸 五所川原

日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会認定 騒音性難聴担当医名簿

	氏名	郵便番号	所在地	施設名	電話番号	センター名
	小笠原 眞	034-0091	十和田市西十一番町22-11	とわだ耳鼻いんこう科医院	0176-25-3341	十和田・三沢
	鎌田 重輝	036-0541	黒石市北美町1-70	黒石市国保黒石病院	0172-52-2121	弘前・黒石
	北村 剛一	031-0802	八戸市小中野3丁目1番30	医療法人 北村耳鼻咽喉科医院	0178-22-2551	弘前・黒石
	佐々木 亮	036-8563	弘前市本町53	弘前大学医学部附属病院	0172-33-5111	弘前・黒石
	佐々木 一葉	034-0031	十和田市東三番町10-70	十和田第一病院	0176-22-5511	弘前・黒石
	高畑 淳子	036-8563	弘前市本町53	弘前大学医学部附属病院	0172-33-5111	弘前・黒石
	南場 淳司	036-8084	青森県弘前市高田5丁目2-3	なんば耳鼻咽喉科	0172-55-8749	弘前・黒石
	円山 宏洋	030-0919	青森市はまなす2-6-11	八重田医院	017-726-1188	東青
	宮腰 靖始	035-8601	むつ市小川町1-2-8	むつ総合病院	0175-22-2111	むつ
岩手 9名	石川 健	020-0015	盛岡市本町通1-12-10	いしかわ耳鼻咽喉科めまいクリニック	019-626-4187	盛岡 二戸・久慈
	岩間 充	027-0061	宮古市西町2-2-3	岩間耳鼻咽喉科医院	0193-63-4100	宮古
	大河 由佳	028-3695	紫波郡矢巾町医大通2-1-1	岩手医科大学	019-613-7111	盛岡
	亀井 昌代	028-3695	紫波郡矢巾町医大通2-1-1	岩手医科大学	019-613-7111	盛岡
	小林有美子	028-3695	紫波郡矢巾町医大通2-1-1	岩手医科大学	019-613-7111	盛岡
	樋口 明文	023-0033	奥州市水沢不断町11	耳鼻咽喉科樋口医院	0197-23-2034	一ノ関 花巻
	堀 晃	026-0021	釜石市只越町2-5-24	堀耳鼻咽喉科眼科医院	0193-22-1005	釜石・遠野 気仙
	堀 亨	026-0021	釜石市只越町2-5-24	堀耳鼻咽喉科眼科医院	0193-22-1005	釜石・遠野 気仙
	水川 敦裕	024-0071	北上市上江釣子15地割213	みずかわ耳鼻咽喉科医院	0197-72-6760	花巻
宮城 16名	大石 哲也	980-8574	仙台市青葉区星陵町1-1	東北大学	022-717-7304	塩釜 石巻
	大山 健二	981-8563	仙台市青葉区台原4-3-21	東北労災病院	022-275-1111	塩釜
	織田 潔	981-8563	仙台市青葉区台原4-3-21	東北労災病院	022-275-1111	塩釜
	川瀬 哲明	980-8574	仙台市青葉区星陵町1-1	東北大学大学院医工学研究科	022-717-7303	塩釜
	神林 潤一	981-0952	仙台市青葉区中山4-25-22	神林耳鼻咽喉科医院	022-277-2377	塩釜
	佐藤 輝幸	983-8536	仙台市宮城野区福室1丁目15番1号	東北医科薬科大学病院	022-290-8850	仙南
	佐藤 美栄子	981-1107	仙台市太白区東中田4-5-5	中田公園前クリニック	022-241-5555	仙南
	東海林 史	983-8512	仙台市宮城野区福室1-12-1	東北医科薬科大学病院	022-259-1221	仙南
	鈴木 淳	980-8574	仙台市青葉区星陵町1-1	東北大学病院	022-717-7304	仙南
	高梨 芳崇	984-0042	仙台市若林区大和町3-1-19	大和耳鼻咽喉科医院	022-239-8508	塩釜地区
	高橋 薫	981-0954	仙台市青葉区川平3-41-16	川平耳鼻咽喉科クリニック	022-344-8033	仙南
	武田 広誠	982-0012	仙台市太白区長町南1-1-8	たけだ耳鼻咽喉科	022-746-8733	塩釜地区
	西川 仁	981-1242	名取市高館吉田字前沖211番地4	かくた西川耳鼻咽喉科クリニック	022-797-9393	仙南
	宮崎 浩充	982-0012	仙台市太白区長町南4丁目22-1-1	長町南めまい耳鼻咽喉科クリニック	022-290-1227	仙南
	山崎 宗治	983-8512	仙台市宮城野区福室1-12-1	東北医科薬科大学病院	022-259-1221	仙南
	六郷 正暁	986-0826	石巻市鑄銭場5-35	六郷耳鼻咽喉科	0225-22-5012	石巻
秋田 9名	浅野 義一	015-0802	由利本荘市表尾崎町17-4	浅野耳鼻咽喉科医院	0184-22-5883	由利本荘
	坂本 賢生	016-0851	能代市緑町5-22	JCHO秋田病院	0185-52-3271	能代山本
	東 紘一郎	010-0201	湯上市天王字上江川47	藤原記念病院	0188-78-3131	秋田市
	平野 敏一	014-0325	仙北市角館町東勝楽丁17	大野医院	0187-53-2066	大曲仙北
	蒔苗 公利	017-0846	大館市盤木町17-8	耳鼻咽喉科まきなえクリニック	0186-42-3341	大館
	棚山 淳子	019-0502	横手市十文字町西原二番町1-4	阿部耳鼻咽喉科医院	0182-42-3341	横手市湯沢市雄勝郡
	山崎 一春	010-0001	秋田市中通3-4-10	山崎耳鼻咽喉科医院	018-834-3010	秋田市
	山崎 義春	010-0001	秋田市中通3-4-10	山崎耳鼻咽喉科医院	018-834-3010	秋田市
	山田 昌次	015-0051	由利本荘市川口字家後38	由利組合総合病院	0184-27-1200	由利本荘
山形 7名	市毛 明彦	992-8502	米沢市相生町6-36	米沢市立病院	0238-22-2450	置賜
	大竹 祐輔	990-2443	山形市南三番町7-18	おおたけ医院	023-633-2571	山形
	鈴木 八郎	990-0813	山形市檜町2-6-19	檜町鈴木耳鼻咽喉科	023-681-3387	山形

日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会認定 騒音性難聴担当医名簿

	氏名	郵便番号	所在地	施設名	電話番号	センター名
	鈴木 豊	998-8501	酒田市あきほ町30	日本海総合病院	0234-26-2001	酒田
	古川 孝俊	996-0025	新庄市若葉町12-55	山形県立新庄病院	0233-22-5525	
	本田 学	997-0044	鶴岡市新海町13-24	本田耳鼻咽喉科医院	0235-25-1133	鶴岡
	横田 雅司	990-2323	山形市桜田東2-10-40	横田耳鼻咽喉科医院	023-629-8585	山形
福島 13名	大石 剛資	973-8403	いわき市内郷綴町川原田122	おおいし耳鼻咽喉科	0246-45-3387	いわき
	大河内幸男	960-8117	福島市入江町11-31	福島赤十字病院	024-534-6101	福島
	大槻 好史	963-8053	郡山市八山田西1-93	医療法人おおつき耳鼻咽喉科 クリニック	024-990-2033	福島
	尾股 丈夫	961-0972	白河市立石143-1	尾股耳鼻咽喉科医院	0248-23-1333	白河
	鹿野 真人	960-8026	福島市大町6-1	大原総合病院	024-526-0330	福島
	熊谷 陽子	960-0612	伊達市保原町宮下75-2	熊谷耳鼻咽喉科医院	024-576-3435	福島
	黒田 令子	960-1295	福島市光が丘1	福島県立医科大学	024-547-1325	福島
	佐藤 勇	963-4312	田村市船引町船引字堰田82-18	さとう耳鼻咽喉科クリニック	0247-81-1333	郡山
	谷 亜希子	969-1133	本宮市本宮南町裡149	谷病院	0243-33-2721	郡山
	鶴岡 美果	963-8501	郡山市大町2-1-16	星総合病院	024-923-3711	郡山
	仲江川 雄太	960-1295	福島市光が丘1	福島県立医科大学	024-547-1325	
	馬場 陽子	969-1404	二本松市油井字福岡441-2	ばばクリニック	0243-24-7122	福島
	深谷 浩大	971-8124	いわき市小名浜住吉字瀬23-1	ふかや耳鼻咽喉科	0246-58-1187	いわき
茨城 30名	青柳 安典	310-0903	水戸市堀町字新田940-1	わたり耳鼻咽喉科クリニック	029-350-2550	太田
	安達 忠治	310-0851	水戸市千波町233-3	安達耳鼻咽喉科医院	029-241-2022	水戸 太田
	新井 雅之	310-0021	水戸市南町3-2-51	新井耳鼻咽喉科医院	029-221-3664	水戸 茨城県西
	伊東 善哉	315-0052	かすみがうら市下稲吉2633-172	伊東クリニック	0299-59-1187	土浦 常総
	上前泊 功	305-8575	つくば市天王台1-1-1	筑波大学	029-853-3147	古河 茨城県北
	宇佐神正海	311-3116	東茨城郡茨城町長岡3652-306	宇佐神クリニック	029-219-0033	水戸
	大久保 英樹	300-0412	稲敷郡美浦村大字宮地596	美浦中央病院	029-885-3551	茨城県北 茨城県南
	片山 雄二	300-0331	稲敷郡阿見町阿見2670-1	かたやま耳鼻咽喉科	029-887-3349	土浦 茨城県南
	国広 美紀	305-0035	つくば市松代4-8-1	まつしろ耳鼻咽喉科クリニック	029-897-3310	常総
	貞安 令	319-1112	那珂郡東海村大字村松2081-2	村立東海病院	029-282-2188	水戸
	嶋田 和人	305-8505	つくば市千現2-1-1	JAXA筑波宇宙センター「医学」	050-3362-6220	土浦
	瀬成田雅光	311-3193	東茨城郡茨城町桜の郷280	水戸医療センター	029-240-7711	水戸
	瀬端 宏	308-0031	筑西市丙219	瀬端耳鼻咽喉科医院	0296-25-3387	茨城県西
	高根 智之	310-0026	水戸市泉町3-7-1	高根耳鼻咽喉科医院	029-221-2215	水戸
	高橋 和彦	301-0042	龍ヶ崎市長山7-7-2	北竜台耳鼻咽喉科クリニック	0297-95-3387	茨城県南
	高橋 邦明	023-0053	奥州市水沢大手町3丁目1番地	奥州市総合水沢病院	0197-25-3833	茨城県西 鹿行 水戸
	田淵 経司	305-8575	つくば市天王台1-1-1	筑波大学	029-853-3147	鹿行
	辻 茂希	300-0341	稲敷郡阿見町うずら野4-27-5	つじ耳鼻咽喉科クリニック	029-801-3387	土浦
	飛田 忠道	310-0851	水戸市千波町2599-1	とびた耳鼻咽喉科	029-241-4133	古河
	中馬越 真理子	270-0034	松戸市新松戸2-115-1 松本ビル5F	こばやし耳鼻咽喉科	047-374-6066	
	中村 和隆	305-0816	つくば市学園の森2-39-2	耳鼻咽喉科 学園の森クリ ニック	029-855-4133	
	西村 文吾	309-1793	笠間市鯉淵6528	茨城県立中央病院	0296-77-1121	太田
	根本 祥子	313-0123	常陸太田市久米町200	根本医院	029-476-2255	土浦
	原 晃	305-8575	つくば市天王台1-1-1	筑波大学	029-853-3153	土浦
	広瀬 由紀	305-8575	つくば市天王台1-1-1	筑波大学	029-853-3147	常総
	古橋 靖夫	304-0023	下妻市大串120-2	古橋耳鼻咽喉科医院	0296-45-0777	茨城県西
	村下 秀和	341-0037	埼玉県三郷市高州1-181-2	むらした耳鼻咽喉科	048-948-3387	茨城県南
	柳澤 晴子	300-0012	土浦市神立東2-27-8	日立製作所土浦診療健診セ ンタ	029-831-5830	茨城県北
	和田 哲郎	305-8575	つくば市天王台1-1-1	筑波大学	029-853-3147	古河 鹿行

日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会認定 騒音性難聴担当医名簿

	氏名	郵便番号	所在地	施設名	電話番号	センター名
	岡岡 亮太	338-0837	さいたま市桜区田島4-35-17	医療法人社団 松弘会 三愛病院	048-866-1717	
	中村 真美子	331-0804	さいたま市北区土呂町2-12-20 コスモスクエア3F	なかむら耳鼻咽喉科クリニック	048-663-3387	
	畑 仁美	350-2201	鶴ヶ島市富士見1-2-1 ワカハウク2階メディアルーム内	よしなみ耳鼻科クリニック	049-279-3387	
	馬場 完仁	355-0062	東松山市西本宿1986	高坂耳鼻咽喉科医院	0493-35-5410	
	原 睦子	362-8588	上尾市柏座1-10-10	上尾中央総合病院	048-773-1111	
	深谷 和正	355-0072	東松山市石橋1816-9	深谷耳鼻咽喉科クリニック	0493-24-3387	川越
	星田 茂	346-8530	久喜市上早見418-1	社会医療法人社団 埼玉巨樹の会 新久喜総合病院	0480-26-0033	
	細田兵之助	357-0024	飯能市緑町18-12	細田耳鼻咽喉科医院	042-972-1441	所沢
	丸山 敬史	368-0033	秩父市野坂町1-20-31	丸山耳鼻咽喉科医院	0494-25-3341	
	南 和彦	351-0022	朝霞市東弁財1-5-18 カロータ2F	朝霞駅駅前みなみ耳鼻咽喉科	048-474-8733	
	三宅 孝功	332-0012	川口市本町4-4-16 リビオアक्सプレイス302	三宅耳鼻咽喉科	048-224-3341	
	山口晋太郎	344-8588	春日部市中央6-7-1	春日部市立医療センター	048-735-1261	
	山本 大喜	331-0054	さいたま市西区島根299-1	さいたま市民医療センター	048-626-0011	大宮
	吉住 登	364-0023	北本市緑4-154	福音診療所	048-592-2862	大宮
	吉田 尚弘	330-8503	さいたま市大宮区天沼町1-847	自治医科大学附属さいたま医療センター	048-647-2111	大宮
	渡邊 一夫	330-0081	さいたま市中央区新都心4-7 林ビル1F	けやき耳鼻咽喉科クリニック	048-851-1333	与野
千葉 33名	浅野 尚	287-0002	佐原市北3-12-13	浅野耳鼻咽喉科医院	0478-55-1133	印旛香取
	阿彦 智明	270-1176	我孫子市柴崎台1-18-5	あひこ耳鼻咽喉科医院	04-7184-5833	
	石毛 俊行	284-0005	四街道市四街道1551-25	いしげ耳鼻咽喉科医院	043-424-7306	印旛香取
	伊藤 宏文	274-0824	船橋市前原東4-13-3	いとう耳鼻咽喉科	047-473-8733	
	太田 豊	263-0031	千葉市稲毛区稲毛東4-2-2	太田耳鼻咽喉科医院	043-304-5352	千葉市
	岡 愛子	286-0124	成田市畑ヶ田852	国際医療福祉大学成田病院	0476-35-5600	
	岡本 秀彦	286-8686	成田市公津の杜 4-3	国際医療福祉大学	0476-20-7701	
	折原 廣己	266-0005	千葉市緑区誉田町2-2307	おりはら耳鼻咽喉科	043-300-3387	千葉市
	金井 健吾	286-0124	成田市畑ヶ田852	国際医療福祉大学成田病院	0476-35-5600	
	工藤 典代	262-0033	千葉市花見川区幕張本郷2-36-21ワンダーランド2A	アリス耳鼻咽喉科	043-350-3387	千葉市
	小林 憲明	277-0852	柏市旭町7-1-5	豊四季耳鼻咽喉科	04-7199-5511	東葛北部
	佐久間龍良	276-0023	八千代市勝田台1-7-1 京成サンロードD202	佐久間耳鼻咽喉科医院	0474-85-1805	船橋
	渋谷真理子	260-0042	千葉市中央区椿森4-1-2	千葉医療センター	043-251-5311	
	杉田 佳信	297-0023	茂原市千代田町2-8	杉田耳鼻咽喉科医院	0475-22-2443	山武長生夷隅
	鈴木 晴彦	275-0006	習志野市泉町3-1-5	すずき耳鼻咽喉科	047-455-4133	船橋
	角南 滋子	275-0016	習志野市津田沼5-5-25	習志野第一病院	047-454-1511	市原
	関田 恭子	260-8670	千葉市中央区亥鼻1-8-1	千葉大学	043-226-2137	
	丹野 美穂	290-0512	市原市鶴舞575	千葉県循環器病センター	0436-88-3111	
	鶴岡 三佳子	298-0223	夷隅郡大多喜町上原786	大多喜病院	0470-82-2714	
	内藤 準哉	288-0815	銚子市三崎町2-2609-1	たむら記念病院	0479-25-1611	
	中村 彰男	272-0034	市川市市川1-3-18 明治生命市川ビル1F	中村耳鼻咽喉科医院	047-322-2301	船橋
	中村 寧	270-0111	流山市江戸川台東2-314	中村耳鼻咽喉科クリニック	04-7178-3387	
	野口 佳裕	286-0124	成田市畑ヶ田852	国際医療福祉大学成田病院	0476-35-5600	
	馬場 俊吉	292-0812	木更津市矢部4490-5	アクアリハビリテーション病院	0438-53-8800	印旛香取
	日野 剛	289-1115	八街市八街ほ215-3	日野耳鼻咽喉科医院	043-440-6450	印旛香取
	前田 恭世	276-8524	八千代市大和田新田477-96	東京女子医科大学	047-450-6000	
	前田陽一郎	261-0004	千葉市美浜区高洲1-16-12 横山ビル1F	まえた耳鼻咽喉科	043-238-1133	千葉市
	宮尾源二郎	275-0016	習志野市津田沼1-21-31	宮尾耳鼻咽喉科	047-475-3387	
	宮嶋 啓輔	273-0107	鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷1-18-5 デイ・ヴェルジュ2F	新鎌ヶ谷耳鼻咽喉科	047-441-3387	船橋
	村川 康子	277-0882	柏市柏の葉3-1-34	クリニック柏の葉	04-7132-8881	東葛北部

日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会認定 騒音性難聴担当医名簿

	氏名	郵便番号	所在地	施設名	電話番号	センター名
	吉田 友英	285-8741	佐倉市下志津564-1	東邦大学医療センター佐倉病院	043-462-8811	印旛香取
	吉田 泰行	284-0027	四街道市栗山906-1	栗山中央病院	043-421-0007	印旛香取
	吉田 隆一	270-2225	松戸市東松戸3-1-2 ミュプランシェ1B	よしだ耳鼻咽喉科	047-330-8733	
東京 122名	新井 寧子	164-0002	中野区上高田2-9-11	新井五行堂医院	03-3387-0893	
	生井 明浩	222-0801	横浜市 神奈川区六角橋1-6-14-3F	はくらく耳鼻咽喉科・アレルギー科クリニック	045-633-1984	
	石井 正則	162-0821	新宿区津久戸町5-1	JCHO東京メディカルセンター	03-3269-8111	
	石黒 彩	144-0035	大田区南蒲田2-19-2	JCHO東京蒲田医療センター	03-3738-8221	東京産業保健総合支援センター
	泉 優里	107-0052	港区赤坂1-8-1	医療法人社団 赤坂虎の門クリニック	03-3583-8080	
	一瀬 晴子	140-0005	品川区広町2-1-19	JR東日本健康保険センター	03-3771-7573	
	猪 忠彦	152-0031	目黒区中根2-12-1 K&Kビル2F	いの耳鼻咽喉科	03-5701-3387	都南
	井上 彰子	143-8541	大田区大森西6-11-1	東邦大学医療センター大森病院	03-3762-4151	
	岩井 久幸	174-0075	板橋区桜川3-23 コメディア2F	いわい耳鼻咽喉科クリニック	03-5399-1133	
	岩崎 朱見	103-0013	中央区日本橋人形町2-35-5DJ人形町ビル3F	人形町耳鼻咽喉科めまいクリニック	03-3527-2501	
	岩村 均	183-8524	府中市武蔵台2-8-29	東京都立多摩総合医療センター	0423-23-5111	
	岩村 美生	160-0004	新宿区四谷1-3 ビル2F	よつや耳鼻咽喉科	03-6380-4633	
	植草 康浩	103-0025	中央区日本橋茅場町2-8-10 碧山ビル3F	日本橋茅場町耳鼻咽喉科・アレルギー科	03-3669-2085	
	上杉 恵介	178-0064	練馬区南大泉4-48-7	医社)恵瑛会 上杉耳鼻咽喉科医院	03-5978-2676	
	宇田川友克	105-8461	港区西新橋3-25-8	東京慈恵会医科大学	03-3433-1111	
	歌橋 弘哉	194-0013	町田市原町田4-2-2-2F	うたはし耳鼻咽喉科	042-705-7654	
	大津有二郎	183-0056	府中市寿町1-1-3 ミツ木寿町ビル6階	府中駅前耳鼻科	042-367-4025	
	大塚 健司	204-0022	清瀬市松山1-40-21	大塚耳鼻咽喉科医院	042-492-0287	
	大場 俊彦	104-0045	中央区築地1-13-11	慶友銀座クリニック	03-3542-3387	
	岡坂 健司	116-0001	荒川区 町屋3-9-12 町屋ビル2階201 3階301	まちや耳鼻咽喉科クリニック	03-3800-1133	
	岡部 英子	142-0062	品川区小山2-8-16	岡部耳鼻咽喉科医院	03-3782-2060	
	岡本 康秀	108-0073	港区三田1-4-17	済生会中央病院	03-3451-8211	
	奥野敬一郎	158-0082	世田谷区等々力3-5-2 エビル2階	おくの耳鼻咽喉科	03-5758-3311	
	奥野 妙子	101-0024	千代田区神田和泉町1	三井記念病院	03-3862-9111	
	奥野 秀次	165-0032	中野区鷺宮3-20-10-103	鷺ノ宮耳鼻咽喉科	03-5327-4187	
	小幡 葉子	144-0051	大田区西蒲田4-30-19	おばた整形外科耳鼻咽喉科クリニック	03-5700-0788	
	笠木 寛美	169-0075	新宿区高田馬場1-32-14 UKビル3階	高田馬場耳鼻咽喉科	03-5291-8841	
	香取 公明	190-0023	立川市柴崎町2-1-6 エルター-好6F	かとり耳鼻咽喉科	042-526-3387	
	門脇 誠一	116-8567	荒川区西尾久2-1-10	東京女子医科大学東医療センター	03-3810-1111	
	加納 章子	113-0033	文京区本郷3-1-3	順天堂大学附属順天堂病院	03-3813-3111	
	加納 有二	116-0001	荒川区町屋2-2-21 第3小田ビル2F	かのう耳鼻咽喉科	03-3894-3387	足立・荒川
	河合 真	192-0364	八王子市南大沢2-2 ハオレ5F	医療法人社団かわい耳鼻咽喉科	042-674-1133	八王子
	菅家 稔	177-0044	練馬区上石神井3-4-11	菅家耳鼻咽喉科	03-3594-8733	
	神崎 晶	152-8902	目黒区東が丘2-5-1	国立病院機構東京医療センター	03-3411-0111	
	菊地さおり	115-0053	北区赤羽台4-17-56	東京北医療センター	03-5963-3311	
	菊地 仁	173-0023	板橋区大山町9-6	医療法人社団 丁林会 栗山の おやま耳鼻咽喉科・アレルギー科	03-3972-3387	
	木田 渉	183-8524	府中市武蔵台2-8-29	都立多摩総合医療センター	042-323-5111	
	工藤 葉子	145-0062	大田区北千束1-50-17 相川ビル101	くどう耳鼻咽喉科	03-5726-3387	
	熊川 孝三	107-0052	港区赤坂1-8-1 赤坂インターシティAIR B1	赤坂虎の門クリニック	03-3583-8080	
	栗山 純一	114-0023	北区滝野川1-37-12	栗山耳鼻咽喉科医院	03-3910-4367	
	小河原 剛	183-0055	府中市府中町1-6-2 三和第二ビル1F	あおぞら耳鼻咽喉科	042-354-8733	
	小関 芳宏	150-0001	渋谷区神宮前6-1-5	神宮前耳鼻科クリニック	03-3400-3022	
	小林 一女	142-8666	品川区旗の台1-5-8	昭和大学病院	03-3784-8563	

日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会認定 騒音性難聴担当医名簿

氏名	郵便番号	所在地	施設名	電話番号	センター名
近藤 律男	113-8677	文京区本駒込3-18-22	がん・感染症センター都立駒込病院	03-3823-2101	
齋藤 達矢	272-0111	市川市 妙典4-2-12	妙典さいとう耳鼻咽喉科	047-390-3387	
酒井 陽子	152-0002	目黒区目黒本町6-1-2 友愛ビル3F	むさしこやま耳鼻咽喉科	03-6452-3066	
佐久間文子	105-0003	港区西新橋1-2-9 日比谷セントラルビル2F	公益財団法人日産厚生会診療所	03-3504-1641	
佐々木優子	213-0011	川崎市高津区久本1-2-5	もぎたて耳鼻咽喉科	044-865-4187	
島田 理恵	170-0011	豊島区池袋本町1-45-16	田村医院	03-3971-4922	
清水 俊行	124-0024	葛飾区新小岩2-9-14	医療法人社団 真洋会 新小岩ゆり医院	03-5662-8301	
白幡 裕子	124-0024	葛飾区新小岩1-40-8	新小岩耳鼻咽喉科クリニック	03-3651-8733	
杉内 智子	152-0035	目黒区自由が丘2-7-4	自由が丘杉内医院	03-5726-8241	
鈴木 春男	133-0061	江戸川区篠崎町4-3-5	(開業)	03-3676-1150	
関 良武	136-0074	江東区東砂7-19-13 ヘルコモン南砂302	せき耳鼻咽喉科医院	03-5653-0555	
高野 信也	278-8501	野田市横内29-1	小張総合病院	04-7124-6666	
高松真奈美	336-0027	さいたま市南区沼影1-10-1-2F	たかまつ耳鼻咽喉科	048-845-1133	
瀧口洋一郎	169-0075	新宿区高田馬場1-32-14 UKビル3階	高田馬場耳鼻咽喉科	03-5291-8841	
竹内 直信	108-0023	港区芝浦3-19-19 オー・アイ・芝浦2F	田町芝浦耳鼻咽喉科	03-5418-8733	
田崎 京子	113-8421	文京区本郷2-1-1	順天堂大学病院	03-3813-3111	
田村 篤	154-8532	世田谷区池尻1-2-24	自衛隊中央病院	03-3411-0151	
中条 恭子	104-8560	中央区明石町9-1	聖路加国際病院	03-3541-5151	
角田 篤信	177-0033	練馬区高野台3-1-10	順天堂大学附属練馬病院	03-5923-3111	
鐵田 晃久	158-0081	世田谷区深沢5-23-19 スグロビル1F	テツダ耳鼻咽喉科	03-3704-2157	
時田 江里香	156-0057	世田谷区上北沢3-29-22	上北沢耳鼻咽喉科	03-6379-8705	
鳥居 直子	132-0035	江戸川区平井3-23-18	医療法人社団 だいだい 平井すばるクリニック	03-5875-1161	
内藤 文士	101-0054	千代田区神田錦町3-16-3	内藤耳鼻咽喉科医院	03-3291-3422	
内藤 理恵	183-0042	府中市武蔵台2-6-1	都立神経病院	042-323-5110	多摩東部
永井 賀子	153-8581	目黒区三田1-11-7	厚生中央病院	03-3713-2141	
中井川弘毅	124-0001	葛飾区小菅4-10-6 下井ビル1F	綾瀬耳鼻咽喉科医院	03-5680-1133	東部地域産業保健センター
中川 悠子	188-0011	西東京市田無町4-29-8	耳鼻咽喉科ヒロクリニック	042-463-8711	
永田美也子	176-0001	練馬区練馬1-27-7	ながたクリニック	03-5912-1187	
中村 裕子	212-0027	川崎市幸区新塚越201	よしかわ耳鼻咽喉科	044-520-3311	
鳴戸 理佐	141-0022	品川区東五反田5-28-10 五反田第二花谷ビル7F	五反田なると耳鼻咽喉科	03-6432-5644	
西山 信宏	160-0023	新宿区西新宿6-7-1	東京医科大学	03-3342-6111	
丹羽 洋二	270-2261	松戸市常盤平5-11-17	丹羽耳鼻咽喉科医院	047-387-1373	
根岸 正之	193-0803	八王子市檜原町1483-12	医療法人社団根岸耳鼻咽喉科気管食道科医院	042-625-3394	八王子
畑 裕子	140-8522	品川区東大井6-3-22	東京品川病院	03-3764-0511	
波多野 篤	156-0056	世田谷区八幡山1-11-4	はたのクリニック	03-3302-8443	
花澤 秀行	125-0061	葛飾区亀有3-26-1 リリオ館6F	医療法人 リリオみみはなのどクリニック	03-3838-4333	
林 振堂	178-0065	練馬区西大泉5-2-5	林耳鼻咽喉科医院	03-3925-3387	東京城北
原 稔	101-0063	千代田区神田淡路町2-25	医療法人財団 神尾記念病院	03-3253-3351	
原口美穂子	151-0073	渋谷区笹塚2-10-4Y笹塚かビル2階	陣内耳鼻咽喉科クリニック	03-3770-6635	
春山 琢男	279-0021	浦安市富岡2-1-1	順天堂大学浦安病院	047-353-3111	東京中央
平井 良治	101-0021	千代田区外神田5-2-3 アンソルティ末広町1階	末広町ヒライ耳鼻咽喉科	03-3836-3387	
平山 方俊	155-0032	世田谷区代沢3-12-23	ひらやまクリニック耳鼻咽喉科	03-5779-1835	
弘重 哉子	157-0067	世田谷区喜多見8-19-14喜多見フォーラムII 4F	耳鼻咽喉科弘重クリニック	03-5494-6565	
廣瀬 壯	181-0001	三鷹市井の頭2-1-17 石伊ビル202	三鷹台ヒルズクリニック	0422-76-7722	
藤野 睦子	146-8531	大田区池上6-1-19	池上総合病院	03-3752-3151	
藤本 千里	113-8655	文京区本郷7-3-1	東京大学医学部耳鼻咽喉科	03-5800-8665	

日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会認定 騒音性難聴担当医名簿

	氏名	郵便番号	所在地	施設名	電話番号	センター名
	古屋 英彦	140-0014	品川区大井2-12-1	耳鼻咽喉科・アレルギー科・気管 食道科 古屋医院	03-3776-4192	
	星野 志織	162-8655	新宿区戸山1-21-1	国立国際医療研究センター病院	03-3202-7181	
	堀切 教平	113-8655	文京区本郷7-3-1	東京大学医学部附属病院	03-3815-5411	
	本村 朋子	160-8582	新宿区信濃町35	慶應義塾大学病院	03-5363-3827	
	横 大輔	192-0032	八王子市石川町1838	東海大学八王子病院	042-639-1111	
	松田 絵美	143-0015	文京区千駄木1-1-5 マチノマ大森3F	マチノマ耳鼻咽喉科大森	03-5763-5173	
	松田 雄大	103-0013	中央区日本橋人形町2-2-3 アライヴ人形町2階	人形町まつだ耳鼻咽喉科	03-6264-9762	
	松延 毅	113-8603	文京区千駄木1-1-5	日本医科大学付属病院	03-3822-2131	
	松本 恭子	101-0063	千代田区神田淡路町2-25	神尾記念病院	03-3253-3351	東京中央
	三浦康士郎	101-0063	千代田区神田淡路町2-25	神尾記念病院	03-3253-3351	
	三浦 怜央	173-8610	板橋区大谷口上町30-1	日本大学医学部附属板橋病 院	03-3972-8111	
	三澤 建	105-8470	港区虎ノ門2-2-2	虎の門病院	03-3588-1111	港地域産業保健センター
	三谷 美樹	140-0015	品川区西大井4-11-7	さくらクリニック	03-3774-3597	
	都川 知之	146-0094	大田区東矢口1-16-21	都川耳鼻咽喉科	03-3730-6918	
	宮崎日出海	168-0063	杉並区和泉3-4-7 永福町駅前クリニックモール 2F	耳鼻咽喉科・小児耳鼻咽喉科 宮崎クリニック	03-3322-1110	
	宮地麻美子	157-0061	世田谷区北鳥山2-14-20	久我山病院	03-3309-1111	
	三輪 正人	112-0012	文京区大塚1-5-18	はりまぎかクリニック	03-6304-1510	
	向井 康朗	114-0031	北区十条仲原1-4-12	向井医院	03-3907-3387	
	森田 一郎	358-0054	昭島市田中町562-8 昭島昭和第1ビル北館1階	昭島駅前耳鼻咽喉科	042-519-4387	
	諸星 咲子	184-0003	小金井市緑町1-6-53 うさぎビル	もろほしクリニック	042-387-3104	
	八木 昌人	102-8798	千代田区富士見2-14-23	東京通信病院	03-5214-7111	
	八島 隆敏	140-0013	品川区南大井6-28-12 ヒューリック大森ビル5F	大森耳鼻咽喉科	03-6410-8633	
	矢部 健介	173-8610	板橋区大谷口上町30-1	日本大学医学部附属板橋病 院	03-3972-8111	
	矢部多加夫	107-0062	港区南青山5-10-19-5F	やべ耳鼻咽喉科表参道	03-3409-3387	
	山川 卓也	107-0062	港区南青山3-3-16 ハレアカラ南青山	南青山みみのクリニック	03-5772-6450	
	山口 展正	167-0042	杉並区西荻北3-19-10	山口内科耳鼻咽喉科	03-3301-8714	
	山崎 竜一	133-0051	江戸川区北小岩6-9-6	医療法人社団 山崎耳鼻咽喉 科診療所	03-3658-0636	
	山田智佳子	166-0001	杉並区阿佐ヶ谷北1-4-6コルスィエ北阿佐ヶ谷1F	あさがや耳鼻咽喉科	03-3338-4133	
	湯浅 貴文	102-0085	千代田区六番町3-1 協和ビル3F	六番町耳鼻咽喉科	03-3222-4133	
	横井 尚子	103-0027	中央区日本橋2-1-10 柳屋ビルB1	上田診療所	03-3271-2775	
	横森 恵夏	142-8666	品川区旗の台1-5-8	昭和大学	03-3784-8563	大田
	吉見健二郎	116-0003	荒川区南千住8-4-5-102	汐入耳鼻咽喉科	03-3802-8733	
	若林 聡子	177-0034	練馬区富士見台2-34-4	富士見台診療所	03-3998-4322	
神奈川	愛甲 健	239-0842	横須賀市長沢3-3-10	倉田耳鼻咽喉科	0468-48-8741	
57名	朝比奈紀彦	227-0062	横浜市青葉区青葉台1-13-5	朝比奈耳鼻咽喉科医院	045-981-3322	横浜北
	飯田 政弘	259-1193	伊勢原市下糟屋143	東海大学附属病院	0463-93-1121	県央
	飯田祐起子	142-0062	東京都品川区小山2-8-16	岡部耳鼻咽喉科医院	03-5323-0252	
	池田 このみ	243-8588	厚木市水引1-16-36	厚木市立病院	046-221-1570	
	池間 陽子	235-0016	横浜市磯子区磯子3-13	磯子耳鼻咽喉科クリニック	045-750-4187	
	生駒 亮	236-0037	横浜市金沢区六浦東1-21-1	横浜南共済病院	045-628-6100	平塚 三浦半島 横浜南
	出井 教雄	232-0067	横浜市南区弘明寺町134 GMビル1F	いでい耳鼻咽喉科医院	045-715-4133	横浜西
	猪 健志	252-5188	相模原市緑区橋本台4-3-1	相模原協同病院	042-761-6020	
	井上 周一	232-0064	横浜市南区別所3-8-3 クリニックビル	井上耳鼻咽喉科	045-716-1133	横浜西
	江口 哲	233-0013	横浜市港南区丸山台2-3-11	江口耳鼻咽喉科医院	045-845-5666	
	榎本 治幸	253-0024	茅ヶ崎市平和町13-7	えのもと耳鼻咽喉科	0467-85-0332	
	大上麻由里	253-0106	高座郡寒川町宮山193	寒川神社寒川病院	0467-75-0632	湘南

日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会認定 騒音性難聴担当医名簿

	氏名	郵便番号	所在地	施設名	電話番号	センター名
	大田 隆之	224-0041	横浜市都築区仲町台1-2-28コハマパレス202	おおた耳鼻咽喉科	045-942-3387	横浜西
	大橋 枝	236-0031	横浜市金沢区六浦4-17-28	大橋耳鼻咽喉科医院	045-781-9543	
	大平 真也	247-8533	鎌倉市岡本1370-1	医療法人 沖縄徳洲会 湘南鎌倉総合病院	0467-46-1717	
	岡田 智幸	216-8511	川崎市宮前区菅生2-16-1	聖マリアンナ医科大学	044-977-8111	横浜西
	岡本 和人	184-0003	小金井市緑町1-6-53 うさぎビル	もろほしクリニック	042-385-3341	
	荻原 敦子	252-0344	相模原市南区小淵16-6-11K'Sビル3階	おぎはら耳鼻咽喉科	042-750-3387	
	沖久 衛	240-0013	横浜市保土ヶ谷区帷子町2-49-2	保土ヶ谷耳鼻咽喉科	045-332-5090	横浜西
	尾谷 良博	245-0063	横浜市戸塚区原宿4-15-7 粟田ビル2F	おたに耳鼻咽喉科	045-852-7087	
	河野 敏朗	245-8560	横浜市戸塚区汲沢町56	西横浜国際総合病院	045-871-8855	平塚 横浜南
	北村 達也	223-0062	横浜市港北区日吉本町1-17-3 スウェルテビル1F	普通部通りみみ・はな・のどクリニック	045-624-8185	横浜北 川崎北
	小勝 敏幸	231-0066	横浜市中区日ノ出町1-200 日ノ出サクス207	日ノ出耳鼻咽喉科クリニック	045-261-3387	平塚
	後藤 享也	211-8666	川崎市中原区下沼部1753	日本電気玉川事業場玉川健康管理センター	044-435-1022	川崎北
	小松崎 靖	230-0051	横浜市鶴見区鶴見中央1-26-3	井澤耳鼻咽喉科医院	045-502-1380	鶴見
	小森 学	216-8511	川崎市宮前区菅生2-16-1	聖マリアンナ医科大学	044-977-8111	
	斉藤 彰	257-0043	秦野市栄町5-4	斉藤医院	0463-81-0538	平塚
	酒井 亜希子	245-0062	横浜市戸塚区汲沢町56	西横浜国際総合病院	045-871-8855	
	笹野 恭之	216-8511	川崎市宮前区菅生2-16-1	聖マリアンナ医科大学	044-977-8111	
	三瓶 由美	242-0005	大和市西鶴間1-19-8	泉の森クリニック	046-271-7070	
	杉尾雄一郎	211-8510	川崎市中原区木月住吉町1-1	関東労災病院	044-411-3131	川崎北 川崎南
	曾 由布	211-8510	川崎市中原区木月住吉町1-1	関東労災病院	044-411-3131	
	高橋 郷	234-0054	横浜市港南区港南台4-7-29	港南台耳鼻咽喉科	0465-34-3175	横浜北
	高畑 喜延	246-0022	横浜市瀬谷区三ツ境1	高畑耳鼻咽喉科医院	045-391-5000	横浜西
	武田 啓介	258-0019	足柄上郡大井町金子1375	武田耳鼻咽喉科クリニック	0465-83-7733	県西地区
	田辺 輝彦	244-0003	横浜市戸塚区戸塚町6005-1 フローリッシュテラス1階	戸塚耳鼻咽喉科クリニック	045-865-0088	
	土田 吉史	254-0063	平塚市諏訪町25-25	土田医院	0463-31-0576	平塚
	寺崎 雅子	250-8558	小田原市久野46	小田原市立病院	0465-34-3175	県西地区 湘南 県央
	中川 千尋	247-0005	横浜市栄区桂町132-2	横浜栄共済病院	045-891-2171	横浜西
	野島 雄介	236-0004	横浜市金沢区3-9	横浜市立大学	045-787-2800	
	横道 淳	242-0024	大和市福田1965-2	ひょうどう耳鼻咽喉科	046-279-5333	県西地区
	平山 裕	215-0004	川崎市麻生区万福寺6-7-2メディカルモリノビル	ひらやま耳鼻咽喉科クリニック	044-955-3349	川崎南
	松井 和夫	240-8521	横浜市保土ヶ谷区岩井町215	聖隷横浜病院	045-715-3111	横浜西
	松山 祐子	252-0825	藤沢市瀬郷188	御所見総合クリニック	0466-47-0543	
	宮澤 昌行	224-8503	横浜市都築区茅ヶ崎中央35-1	昭和大学横浜市北部病院	045-949-7000	
	茂木立 学	213-0011	川崎市高津区久本1-2-5、関口第一ビル401	もぎたて耳鼻咽喉科	044-865-4187	川崎北
	望月 幸子	242-0007	大和市中央林間4-20-4	望月耳鼻咽喉科	046-271-3387	
	森 牧子	254-8502	平塚市追分9-11	平塚共済病院	0463-32-1950	
	矢吹健一郎	239-0842	横須賀市長沢3-3-10	倉田耳鼻咽喉科	046-848-8741	三浦半島
	山崎 健	252-0804	藤沢市湘南台1-12-1 6F	山崎耳鼻咽喉科	0466-46-1033	湘南
	山田 良宣	216-0033	川崎市宮前区宮崎2-10-2 第2隆祥ビル3階	さくら坂やまだ耳鼻咽喉科	044-888-8800	横浜北
	弓削 勇	250-0872	小田原市中里72-1	ゆげ耳鼻咽喉科	0465-27-3325	県西地区
	吉川 琢磨	212-0027	川崎市幸区新塚越201 リエ新川崎3F	よしかわ耳鼻咽喉科	044-520-3311	川崎南
	吉原 重光	223-0052	横浜市港北区綱島東2-8-4	吉原耳鼻咽喉科クリニック	045-531-4187	横浜北
	米本 正明	222-0013	横浜市港北区錦が丘16-16 YKビル3F	よねもと耳鼻咽喉科	045-434-3347	横浜北
	和田 昂	236-0004	横浜市金沢区福浦3-9	横浜市立大学	045-787-2800	
新潟	五十嵐良和	943-0896	上越市大字飯2538-2	おひさま耳鼻咽喉科	025-546-7114	上越
17名	泉 修司	951-8510	新潟市中央区旭町通1-757	新潟大学	025-227-2306	新潟

日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会認定 騒音性難聴担当医名簿

	氏名	郵便番号	所在地	施設名	電話番号	センター名
	今井美知子	950-0088	新潟市中央区万代町1-2-14	万代シティ耳鼻科	025-247-1880	新潟
	大滝 一	950-0932	新潟市中央区長潟3-1-17	大滝耳鼻科クリニック	025-287-1831	新潟
	沖田 渉	943-0833	上越市大町4-4-12	耳鼻咽喉科おきた医院	025-522-3711	上越
	小野 茂樹	959-2644	胎内市大川町15-10	小野耳鼻科医院	0254-44-3387	
	川名 正博	950-0891	新潟市東区上木戸1-2-15	川名クリニック	025-279-0030	新潟
	佐藤 斎	951-8068	新潟市中央区上大川前通6番町1212-1	本町ふるまち耳鼻科	025-210-8520	新潟
	佐藤 弥生	950-2002	新潟市西区青山5-10-25	さとう耳鼻科クリニック	025-267-8733	
	佐藤雄一郎	951-8580	新潟市中央区浜浦町1-8	日本歯科大学新潟生命歯学部	025-267-1500	新潟
	篠田 秀夫	955-0823	三条市東本成寺21-38	篠田耳鼻咽喉科医院	0256-33-5875	三条
	関 聡	957-0061	新発田市住吉町4-20-2	関耳鼻科クリニック	0254-20-5225	新発田
	土屋乃理子	955-0055	三条市塚野目5-1-62	厚生連三条総合病院	0256-32-1131	三条
	野々村直文	940-0026	長岡市石内1-1-1	野々村医院	0258-32-8733	長岡
	藤崎 俊之	955-0082	三条市西裏館1-8-8	藤崎医院	0256-32-1753	三条
	森田 由香	951-8510	新潟市中央区旭町通1-757	新潟大学	025-227-2306	新潟
	渡邊 一道	953-0041	新潟市西蒲区巻甲2513	耳鼻咽喉科渡辺医院	0256-72-8833	新潟
富山 12名	阿河 光治	939-8076	富山市太郎丸西町1-13-6	医療法人社団城南会富山城 南温泉病院	076-491-3366	
	赤荻 勝一	930-0859	富山市牛島本町2-1-58	富山赤十字病院	076-433-2222	富山
	加納 晃	937-0041	魚津市吉島1-4-23	加納耳鼻咽喉科	0765-23-1633	魚津
	加納 滋	930-0061	富山市一番町4-18	加納耳鼻咽喉科	076-495-8733	富山
	木村 寛	931-0194	富山市杉谷2630	富山大学附属病院	076-434-2281	
	黒田 一	930-0827	富山市上飯野13-18	黒田耳鼻咽喉科	076-452-9287	富山
	渋谷 和郎	930-0138	富山市呉羽町2417-8	耳鼻咽喉科しぶたに医院	076-436-3387	富山
	長崎 正男	939-0287	射水市赤井40-5	ながさきクリニック	0766-52-8800	高岡
	藤坂実千郎	930-0194	富山市杉谷2630	富山大学医学部	076-434-7368	富山
	堀 正人	933-0023	高岡市末広町13-15	高の宮病院	0766-22-0282	高岡
	真鍋 恭弘	939-0243	射水郡大門町下若89-10	真生会富山病院	0766-52-2156	高岡
	山本 憲	934-0053	射水市朴木20	射水市民病院	0766-82-8100	高岡
石川 14名	石丸 正	920-0845	金沢市瓢箪町2-13	ひょうたん町耳鼻咽喉科医院	076-231-1958	石川中央
	上出 文博	923-0806	小松市小寺町乙139-3	上出耳鼻咽喉科医院	0761-24-3387	小松能美
	木下 裕子	920-0265	河北郡内灘町大学1-1	金沢医科大学	076-286-2211	石川中央
	熊井 理美	920-0293	河北郡内灘町大学1-1	金沢医科大学	076-286-3511	石川中央
	小林 英士	920-8641	金沢市宝町13-1	金沢大学附属病院	076-265-2413	石川中央
	小森 貴	920-0911	金沢市橋場町3-9	小森耳鼻咽喉科医院	076-221-5027	石川中央
	塚谷 才明	924-8588	白山市倉光3-8	公立松任石川中央病院	076-275-2222	石川中央
	土定 建夫	923-0965	小松市串町丙101-1	串耳鼻咽喉科医院	0761-43-3433	小松能美
	長山 郁生	920-0348	金沢市松村1-7 プラザ・ハイツ	長山耳鼻科医院	076-266-3387	石川中央
	堀口 章子	923-0945	小松市末広町238	堀口歯科耳鼻いんこう科医院	0761-21-2207	加賀江沼
	宮澤 徹	920-0811	金沢市小坂町中83	金沢医科大学	076-286-2211	石川中央
	八尾 亨	920-0265	河北郡内灘町大学1-1	医療法人社団浅ノ川 浅ノ川 総合病院	076-252-2101	石川中央
	山田健太郎	929-0323	河北郡津幡町津幡口5-10	山田耳鼻咽喉科医院	076-288-2084	中能登
	渡辺 宏	921-8815	石川郡野々市町本町4-9-12	渡辺耳鼻咽喉科	076-246-3331	石川中央
福井 5名	斉藤 武久	910-0016	福井市大宮2-27-22	さいとう耳鼻咽喉科クリニック	0776-61-8407	福井 嶺南 南越、奥越
	坪川 俊仁	910-0854	福井市御幸2-20-25	坪川耳鼻咽喉科医院	0766-21-7373	福井
	長谷川博紀	918-8503	福井市和田中町舟橋7-1	福井県済生会病院	0776-23-1111	福井
	本多 德行	910-0303	坂井市丸岡町猪爪2-207	本多耳鼻科クリニック	0776-68-1233	福井
	松本 順雄	913-0016	坂井市三国町三国東5-2-3	まつもと耳鼻咽喉科クリニック	0776-81-8733	

日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会認定 騒音性難聴担当医名簿

	氏名	郵便番号	所在地	施設名	電話番号	センター名
山梨 5名	黄 淳一	400-0832	甲府市増坪町366	市立甲府病院	055-244-1111	中北 峡東 峡南
	白倉 真人	405-0024	山梨市歌田319-5	白倉耳鼻咽喉科医院	0553-23-3339	中北 峡東
	中澤 勉	400-0035	甲府市飯田2-3-9	なかざわ耳鼻咽喉科クリニック	055-233-8744	中北 峡南
	森山 元大	400-8506	甲府市 富士見1-1-1	山梨県立中央病院	055-253-7111	中北 峡東 峡南、郡内
	山内 祥生	400-0115	甲斐市竜王町篠原68-7	山内耳鼻咽喉科医院	055-279-3339	中北 峡南
長野 13名	有賀あや子	390-0825	松本市並柳2-14-18	ひまわりクリニック耳鼻咽喉科	0263-87-6565	松本
	出浦美智恵	386-1325	上田市中野29-2	共和会塩田病院	0268-38-2221	上小
	窪田 志功	392-0022	諏訪市高島1-31-3	くぼた耳鼻咽喉科医院	0266-57-1187	
	小林 克彦	390-0851	松本市島内3427-19	小林耳鼻咽喉科医院	0263-47-8733	松本
	佐藤 圭司	399-0014	松本市平田東3-4-8	佐藤耳鼻咽喉科医院	0263-58-3341	松本
	高木 範男	974-8232	いわき市錦町落合1-1	呉羽総合病院	0246-63-2181	
	工 穰	390-8621	松本市旭3-1-1	信州大学	0263-37-2666	松本
	中島 淳治	395-0002	飯田市上郷飯沼779	かみさと耳鼻咽喉科医院	0265-52-3933	飯伊地区
	平林 源	398-0004	大町市常磐5897-27	平林耳鼻咽喉科医院	0261-26-3030	安曇野・大北
	福岡 久邦	381-0025	長野市北長池1601-1	ふくおか耳鼻咽喉科めまいクリニック	026-217-3387	長野
	宮下 浩一	380-0803	長野市三輪3-20-5	清成会宮下医院	026-241-3387	長野
	矢野 卓也	381-1231	長野市松代町松代183	JA長野厚生連長野松代総合病院	026-278-2031	
	我妻 道生	392-8510	諏訪市湖岸通り5-11-50	諏訪赤十字病院	0266-52-6111	諏訪広域
岐阜 16名	青木 光広	503-0015	大垣市林町6-85-1	大垣徳洲会病院	0584-77-6110	
	秋田 茂樹	500-8237	岐阜市切通5-6-3	秋田耳鼻咽喉科医院	058-249-7033	
	稲川俊太郎	503-0885	大垣市本町1-46	稲川耳鼻咽喉科	0584-75-3387	
	大井 益一	503-0535	海津市南濃町松山182	大井耳鼻咽喉科	0584-56-2511	西濃
	大野 通敏	500-8167	岐阜市東金宝町2-12-6	松岡整形外科・内科 リハビリテーション	058-266-6888	岐阜
	大橋 伸一	506-0054	高山市岡本町2-75-5	おおはし耳鼻咽喉科	0577-32-8733	飛騨
	風戸亜以子	508-0031	中津川市宮前町1108-1	かぜと耳鼻咽喉科	0573-62-3200	
	白戸 弘道	500-8513	岐阜市鹿島町7-1	岐阜市民病院	068-251-1101	岐阜
	辻本 茂	500-8212	岐阜市日野南3-5-15	服部耳鼻咽喉科	058-248-3387	岐阜
	徳山 玉美	501-0222	本巣郡穂積町別府726-5	ほづみ耳鼻咽喉科クリニック	058-327-2622	岐阜
	平松 隆	501-2105	山県市高富2452	ひらまつ耳鼻咽喉科	0581-22-0288	岐阜
	藤垣早友里	502-0006	岐阜市粟野西3-79-1	藤垣クリニック耳鼻咽喉科	058-237-6100	岐阜
	水田 啓介	491-0201	一宮市奥町字下口西89-1	一宮西病院	0586-61-0037	一宮
	宮田 英雄	503-0015	大垣市林町1-85-1	大垣徳洲会病院	0584-77-6110	一宮
	村井 道典	503-0836	大垣市大井2-44-2	むらいクリニック	0584-77-3838	
	柳田 正巳	500-8717	岐阜市野一色4-6-1	岐阜県総合医療センター	058-246-1111	岐阜
静岡 34名	浅井 美洋	434-8533	浜松市東区下石田町951	静岡県予防医学協会浜松健診センター付属診療所	053-422-7800	浜松
	浅野 理恵	410-0832	沼津市御幸町5-26	わかばやし耳鼻咽喉科クリニック	055-933-3311	沼津・御殿場
	石垣 清	433-8119	浜松市中区高丘北1-31-20	石垣耳鼻咽喉科医院	053-420-1187	浜松
	石崎 久義	439-0031	菊川市加茂686-1	石崎耳鼻咽喉科	0537-37-3387	中東遠
	伊藤 靖郎	420-0038	静岡市葵区梅屋町1-7	伊藤医院耳鼻咽喉科	054-253-0033	静岡市
	植田 洋	432-8018	浜松市中区蛸塚3-1-7	植田耳鼻咽喉科医院	053-450-0800	浜松
	植田 宏	424-0806	静岡市清水区辻1-3-26	植田耳鼻咽喉科医院	054-365-5283	清庵
	臼倉 洋子	421-0111	静岡市駿河区丸子新田536	おさだ耳鼻科	054-256-4000	静岡市
	内田 實	413-0018	熱海市上宿町4-1	内田耳鼻咽喉科	0557-81-3313	三島・伊豆
	遠藤 志織	422-8527	静岡市駿河区小鹿1-1-1	静岡済生会総合病院	054-285-6171	浜松
	岡西 紀彦	427-0105	島田市南原85-1	おかにし内科クリニック	0547-38-7211	志太榛原
	小野 智裕	436-0086	掛川市宮脇2-11-8	おの耳鼻咽喉科	0537-21-3311	中東遠

日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会認定 騒音性難聴担当医名簿

	氏名	郵便番号	所在地	施設名	電話番号	センター名
	加藤 高志	422-8006	静岡市駿河区曲金6丁目10-14-2F	東静岡耳鼻科	054-289-1112	静岡市
	喜多 淳哉	431-3125	浜松市東区半田山1-20-1	浜松医科大学	053-435-2111	
	木谷 芳晴	420-8527	静岡市葵区北安東4-27-1	静岡県立総合病院	054-247-6111	
	児玉 寛	410-0047	沼津市庄栄町10-17	こだま耳鼻咽喉科クリニック	055-926-1333	沼津・御殿場
	近藤 玄樹	436-0086	掛川市宮脇2-11-8	おの耳鼻咽喉科	0537-21-3311	浜松
	新村 大地	431-3192	浜松市東区半田山1-20-1	浜松医科大学	053-435-2604	
	鈴木 悟	432-8002	浜松市中区富塚町2018-3	さなる耳鼻咽喉科	053-473-9122	浜松
	高木 明	420-0881	静岡市葵区北安東4-27-1	静岡県立総合病院	054-247-6111	静岡市
	瀧澤 義徳	431-3192	浜松市東区半田山1-20-1	浜松医科大学	053-435-2252	浜松
	中川 雅文	413-0012	熱海市東海岸町13-1	国際医療福祉大学熱海病院	0557-81-9171	
	中西 啓	431-3192	浜松市東区半田山1-20-1	浜松医科大学	053-435-2252	浜松
	中根麻里絵	422-8033	静岡市駿河区登呂4-13-9	静岡ENTクリニック	054-281-3387	静岡市
	中安 一孝	431-3192	浜松市東区半田山1-20-1	浜松医科大学	053-435-2252	浜松
	濱田 登	430-0929	浜松市中区中央1-1-1	遠州病院	053-453-1111	
	原田 竜彦	413-0012	熱海市東海岸町13-1	国際医療福祉大学熱海病院	0557-81-9171	三島・伊豆
	伴 昭宏	430-8558	浜松市中区住吉2-12-12	社会福祉法人聖隷福祉事業団 総合病院聖隷浜松病院	053-474-2232	
	馬越 智浩	424-0829	静岡市清水区巴町14-12	耳鼻咽喉科まこし医院	054-353-6388	清庵
	三澤 由幾	431-3192	浜松市東区半田山1-20-1	浜松医科大学	053-435-2252	
	山口 裕貴	436-8555	掛川市葛蒲ヶ池1-1	中東遠総合医療センター	0537-21-5555	
	山田 智史	431-3192	浜松市東区半田山1-20-1	浜松医科大学	053-435-2111	
	山田 大貴	431-3192	浜松市東区半田山1-20-1	浜松医科大学	053-435-2252	浜松
	大和谷 崇	434-0033	浜松市浜北区西美園45-3	やまとだに耳鼻咽喉科	053-581-1133	浜松
愛知	井上 雄太	442-0851	豊川市野口町西野30-1	耳鼻咽喉科 井上医院	0533-89-3387	
47名	岩田 知之	507-8522	多治見市前畑町5-161	岐阜県立多治見病院	0572-22-5311	春日井・小牧
	江崎 伸一	467-8601	名古屋市瑞穂区瑞穂町川澄1	名古屋市立大学	052-853-8256	
	大竹 宏直	448-0857	愛知県刈谷市大手町1丁目41	大竹耳鼻咽喉科・睡眠クリニック	0566-23-3341	刈谷
	大橋 卓	446-0007	安城市東栄町4-7-23	新安城耳鼻科クリニック	0566-96-1500	刈谷
	大山 俊廣	478-0064	名古屋市南区白水町9	新知多台耳鼻咽喉科	0562-54-2700	知多
	岡崎由利子	466-8560	名古屋市昭和区鶴舞町65	名古屋大学	052-741-2111	豊田・加茂
	加藤 貴重	471-0064	愛知県豊田市梅坪町6-3	かとう耳鼻咽喉科クリニック	0566-37-3387	豊田・加茂
	加藤 通太	479-0866	常滑市大野町9-130	加藤耳鼻咽喉科	0569-42-0007	知多
	亀島 茂	456-0034	名古屋市熱田区伝馬2-27-12	亀島耳鼻咽喉科医院	052-683-4187	名古屋南西
	車 哲成	454-8502	愛知県長久手町岩作雁又21	愛知医科大学	052-652-7711	瀬戸
	榊原 類	466-8550	名古屋市昭和区鶴舞町65	名古屋大学	052-744-2323	
	佐藤 栄祐	461-0001	名古屋東区泉1-16-3	さとう栄耳鼻咽喉科	052-972-6536	名古屋南西
	下野真理子	474-8511	大府市森岡町源吾35	独立行政法人 国立長寿医療研究センター	0562-46-2311	
	須賀 研治	485-8520	小牧市常普請1-20	小牧市民病院	0568-76-4131	春日井・小牧
	杉浦 彩子	470-0343	豊田市浄水町南平86-2	豊田浄水こころのクリニック	0565-42-8607	
	鈴木 賢二	511-0838	桑名市和泉8-264-3	医療法人尚徳会 ヨナハ総合病院	0594-23-2415	
	鈴木 宏和	475-0817	半田市東洋町2-29	長寿医療センター	0569-22-9881	知多
	鈴木 元彦	467-8601	名古屋市瑞穂区瑞穂町川澄1	名古屋市立大学病院	052-853-8256	名古屋東
	鈴木 洋平	468-0015	名古屋市天白区原4-802	ずずきクリニック耳鼻咽喉科	052-806-3317	名古屋東
	角谷 昌昭	470-2204	知多郡阿久比町宮津字宮天神24-1	耳鼻咽喉科 すみやクリニック	0569-49-3154	知多
	竹内 晋平	475-0842	半田市郷中町2丁目3番地2	たけうち耳鼻咽喉科	0569-21-1133	知多
	竹本 直樹	467-8602	名古屋市瑞穂区瑞穂町川澄1	名古屋市立大学	052-851-5511	
	田中 宏明	445-8510	西尾市熊味町上泡原6	西尾市民病院	0563-56-3171	西尾

日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会認定 騒音性難聴担当医名簿

	氏名	郵便番号	所在地	施設名	電話番号	センター名
	棚橋 淳	458-0824	名古屋市緑区鳴海町有松裏7-54	耳鼻咽喉科棚橋医院	052-621-8318	名古屋東
	富永 光雄	475-8599	半田市東洋町2-29	半田市立半田病院	0569-22-9881	知多
	永井 裕之	501-6062	羽島郡笠松町田代185-1	松波総合病院	058-388-0111	
	中下 陽介	494-0007	一宮市小信中島字東鶴平81-1	楓みみはなのクリニック	058-663-3787	
	中村 好克	486-0837	春日井市春見町43	中村耳鼻咽喉科	0568-89-4187	春日井・小牧
	波多野芳美	440-0067	豊橋市上地町20-3	医療法人 ハタノ耳鼻咽喉科	0532-63-8733	
	服部 寛一	468-0045	名古屋市点白区野並2-440 野並ビル2F	はつとり耳鼻咽喉科	052-899-3314	名古屋東
	坂野 立幸	448-0011	刈谷市築地町1-10-2	ばんの耳鼻咽喉科	0566-22-0888	刈谷
	菱田 登	454-0803	名古屋市中川区豊成町1-2-114 豊成団地内	ひしだ耳鼻咽喉科	052-352-6264	名古屋南西
	藤竹 英機	444-0011	岡崎市欠町地蔵前4-1	ふじ耳鼻咽喉科クリニック	0564-65-3336	岡崎
	古田亜紀子	444-0840	愛知県岡崎市戸崎町屋敷18	ふるた耳鼻咽喉科	0564-55-6688	岡崎
	古橋 篤	512-0911	三重県四日市市生桑町菰池458-1	みたき総合病院	059-330-6000	
	星野 通隆	470-1207	愛知県豊田市鴛鴦町向山173-1	星野耳鼻咽喉科クリニック	0565-27-1133	豊田加茂
	前田 宗伯	483-8082	江南市高屋町本郷161	まえだ耳鼻咽喉科	0587-51-3233	一宮
	正木 道熹	473-0913	豊田市竹元町荒子15	医療法人 純正会 名豊病院	0565-51-3000	豊田・加茂
	宮崎 貴志	447-0065	碧南市日夕町4-64-1	しんかわ耳鼻咽喉科クリニック	0566-42-8733	
	村上 信五	464-8547	名古屋市中種区若水1-2-23	名古屋市立東部医療センター	052-721-7171	名古屋東
	森本 京子	471-8513	豊田市平和町1丁目1	トヨタ記念病院	0565-28-0100	豊田・加茂
	安江 穂	496-8537	愛知県津島市橋町3丁目73	津島市民病院	0567-28-5053	海部津島
	山中 俊平	454-8502	名古屋市中川区松年町4-66	名古屋掖済会病院	052-652-7711	
山本 遥子	471-8513	豊田市平和町1-1	トヨタ記念病院	0565-28-0100	名古屋南西	
吉田 憲司	441-1302	新城市富永新栄1-1	よしだ耳鼻咽喉科	0536-24-0200	東三河	
渡辺 祐介	471-0014	豊田市東山町2-3-6	渡辺耳鼻咽喉科	0565-89-1187	豊田加茂	
三重 4名	稲上 憲一	510-0303	津市河芸町東千里111-1	稲上耳鼻咽喉科・気管食道科	059-244-2222	津 伊賀
	平田 圭甫	511-0009	桑名市桑名628-8	桑名耳鼻咽喉科	0594-24-9870	桑名
	増田佐和子	514-0125	津市大里窪田町357	国立病院機構三重病院	059-232-2531	津 伊賀
	森 正博	513-0802	鈴鹿市飯野寺家町830	森耳鼻咽喉科	0593-82-0548	四日市
滋賀 10名	小川富美雄	522-0010	彦根市駅東町15-1 近江鉄道ビル1F	おがわ耳鼻咽喉科クリニック	0749-22-8799	彦根
	駒田 一郎	525-0050	草津市南草津2丁目7-22	耳鼻咽喉科こまクリニック	077-596-3344	大津
	坂口 博史	523-0032	近江八幡市白鳥町48-7	耳鼻咽喉科坂口クリニック	0748-36-3341	
	清水 志乃	520-2192	大津市瀬田月輪町	滋賀医科大学	077-548-2111	大津
	瀬野 悟史	525-0023	草津市平井1丁目19-6	せの耳鼻咽喉科	077-563-8741	大津
	田中 和成	520-0861	大津市石山寺3-15-38	たなか耳鼻咽喉科	077-534-3920	大津
	中山 潤	520-2192	大津市瀬田月輪町	滋賀医科大学	077-548-2264	大津
	那須 準子	520-3026	栗東市下鉤864-1	栗東なす耳鼻咽喉科	077-554-8714	大津
	藤田 文香	520-3233	湖南市柑子袋590-1	ふじた医院	0748-72-8777	近江八幡
	矢沢代四郎	520-2141	大津市大江3-24-15	矢沢耳鼻咽喉科医院	077-544-3110	大津
京都 30名	阿部 登	621-0804	亀岡市追分町馬場通9-9 ヤマケ子SSビル3F	阿部耳鼻咽喉科医院	0771-22-8797	京都中部
	井上 麻美	617-0842	長岡京市花山2-28-1	井上クリニック耳鼻咽喉科・アレルギー科	075-959-1187	京都上
	内田 真哉	602-8026	京都市上京釜座通丸太町上ル春帯町355-5	京都第二赤十字病院	075-231-5171	京都中部
	大嶋 章裕	611-0042	宇治市小倉町神楽田10-5	大嶋耳鼻咽喉科医院	0774-20-1234	京都南
	大野 恒久	615-0014	京都府右京区西院巽町40-3 西院やちビル1階	西院駅前おおの耳鼻咽喉科	075-315-1187	京都上
	大前 隆	606-8395	京都市左京区丸太町通川端東入東丸太町34	耳鼻咽喉科大前医院	075-771-2942	京都上
	大山 孜郎	612-0029	京都市伏見区深草西浦町6-53-1	医療法人 大山医院	075-645-0330	京都南
	加藤 尚美	600-8361	京都市下京区大宮通花屋町上る堀之上町541番地	耳鼻咽喉科 加藤医院	075-351-9281	京都下
	児嶋 圭介	606-0833	京都市左京区下鴨前萩町5-9	児嶋耳鼻咽喉科	075-724-1187	

日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会認定 騒音性難聴担当医名簿

	氏名	郵便番号	所在地	施設名	電話番号	センター名
	小宮 精一	606-8103	京都市左京区高野西開町55-2 藤田ビル2階	小宮耳鼻咽喉科	075-721-8670	京都上
	斉藤 敦志	617-8617	長岡京市下海印寺下内田101	京都済生会病院	075-955-0111	丹後
	佐藤 宏昭	616-8147	京都市右京区太秦土本町2-1	京都民医連中央病院	075-861-2220	
	鈴木 敏弘	616-8104	京都市右京区太秦下刑部町1707レサンスロジエ太秦天神川駅前1階	すずき耳鼻咽喉科医院	075-811-4133	京都上
	田中 寛	627-8555	京丹後市峰山町杉谷158-1	丹後中央病院	0772-62-0791	
	谷村 史子	610-0313	京田辺市三山木田中34	谷村医院	0774-62-0221	京都南
	富井美奈子	602-8566	京都市上京区河原町通広小路上ル梶井町465	京都府立医科大学	075-251-5603	
	中村 高志	602-8566	京都市上京区河原町通広小路上ル梶井町465	京都府立医科大学	075-251-5111	京都上
	西村 京子	617-0823	長岡京市長岡2-1-41	天神西村クリニック	075-958-3387	京都下
	西村 泰彦	617-0823	長岡京市長岡2-1-41	天神西村クリニック	075-958-3387	京都下
	二之湯 弦	602-8566	京都市上京区河原町通広小路上ル梶井町465	京都府立医科大学	075-251-5603	京都上
	信原 健二	627-0005	京丹後市峰山町新町321	のぶはらクリニック	0772-60-2726	
	花満 雅一	617-0002	向日市寺戸町初田19-3 K&Cプラザ2F	はなみつ耳鼻咽喉科	075-934-8879	
	日向 美知	603-8833	京都市北区大宮東総門口町21	日向耳鼻咽喉科医院	075-491-8733	京都下
	広村 弥生	611-0002	宇治市木幡陣ノ内55	グリーン耳鼻咽喉科クリニック	0774-31-8733	
	堀江 理恵	604-8798	京都市中京区六角新町西入西六角町109	京都通信病院	075-241-7158	
	村上 匡孝	610-0351	京田辺市大住ヶ丘4-6-6	医療法人 村上クリニック	0774-64-8888	京都南
	本河 一郎	625-0036	舞鶴市字浜758	耳鼻咽喉科本河医院	0773-63-8733	舞鶴
	安野 博樹	604-8183	京都市中京区高倉通姉小路下ル東片町621	医療法人耳鼻咽喉科安野医院	075-255-3975	
	山本 聡	605-0981	京都市東山区本町15-749	京都第一赤十字病院	075-561-1121	京都下
	吉澤 亮	606-8507	京都市左京区聖護院川原町54	京都大学	075-751-3343	
大阪 73名	青木 基	534-0024	大阪市都島区東野田町2-2-21	青木医院	06-6351-7155	大阪中央
	浅井 英世	558-0011	大阪市住吉区苅田5-16-6	浅井耳鼻咽喉科	06-6696-3363	大阪南
	天野かおり	579-8056	東大阪市若草町1-6	若草第一病院	0729-88-1409	東大阪
	伊東 真人	559-0011	大阪市住之江区北加賀屋2-12-6 トアビル2階	いとう耳鼻咽喉科	06-7504-6745	大阪南
	乾 崇樹	569-8686	高槻市大学町2-7	大阪医科薬科大学病院	072-683-1221	茨木
	岩井 大	573-1010	枚方市新町2-5-1	関西医科大学附属病院	072-804-0101	北大阪
	岩野 正	561-0851	豊中市服部元町1-10-19	岩野耳鼻咽喉科サージセンター	06-6862-2910	淀川
	上川 学	574-0002	大東市錦町10-3	上川耳鼻咽喉科医院	072-876-0672	東大阪
	上塚 学	564-8567	吹田市岸部新町5-7	市立吹田市民病院	06-6387-3311	堺
	植村 剛	593-8324	堺市西区 鳳東町2-162-4 エスタ風1F	医療法人善美会 うえむら耳鼻咽喉科	072-273-8733	羽曳野
	宇都宮 敏生	536-0001	大阪市城東区古市1-3-25	済生会野江病院	06-6932-0401	大阪中央
	岡坂 利章	618-0014	大阪府三島郡島本町水無瀬1-18-13-2F	みなせ耳鼻咽喉科	075-963-2287	茨木
	小川 佳伸	561-0832	豊中市庄内西町5-1-77-2F	おがわ耳鼻咽喉科	06-6333-3319	淀川
	柿本 晋吾	536-0004	大阪市城東区今福西3-8-22	柿本耳鼻咽喉科	06-6936-7033	大阪中央
	加藤 伸一	591-8034	堺市北区百舌鳥陵南町2-627	加藤耳鼻咽喉科医院	0722-77-8605	堺
	川上 理郎	583-0872	羽曳野市はびきの2-8-1	春秋会城山病院	072-958-1000	羽曳野
	川崎 英子	536-0007	大阪市城東区成育2-12-18	かわさき耳鼻咽喉科	06-6180-2400	大阪中央
	菊岡 祐介	569-0801	高槻市大学町2-7	大阪医科薬科大学病院	0726-83-1221	茨木
	岸本 勝	550-0015	大阪市西区南堀江4-16-16 イタビル3 2F	耳鼻咽喉科岸本医院	06-6533-1881	大阪西
	北野 睦三	594-0073	和泉市和気町4-5-1	和泉市立総合医療センター	0725-41-1331	羽曳野
	楠木 誠	534-0014	大阪市都島区都島北通1-3-18 エイトビル1F	中村耳鼻咽喉科	06-6925-7833	天満
	久保 武志	554-0022	大阪市此花区春日出中2-17-7 1F	くぼ耳鼻咽喉科クリニック	06-6131-5588	西野田
	久門 正義	575-0063	四条畷市清滝369-37	耳鼻咽喉科くもん医院	072-877-3387	北大阪
	後藤 孝和	559-0012	大阪市住之江区東加賀屋1-18-18	南大阪病院	06-6685-0221	大阪南
	後藤 淑子	543-0044	大阪市天王寺区国分町19-4 3F	(医)後藤耳鼻咽喉科 寺田町院	06-6775-7060	大阪中央

日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会認定 騒音性難聴担当医名簿

氏名	郵便番号	所在地	施設名	電話番号	センター名
小林 正明	543-0052	大阪市天王寺区大道4-10-4 たつみビル2F	小林耳鼻咽喉科	06-6779-8239	大阪中央
酒井 豊彦	547-0041	大阪市平野区平野北1-10-37	酒井耳鼻咽喉科	06-6792-8733	大阪南
坂口麻理子	590-0015	堺市堺区南田出井町4-1-36	さかい社の杜クリニック	072-221-8733	堺
坂下 哲史	547-0033	大阪市平野区平野西1-2-1-1F	さかした耳鼻咽喉科	06-6710-4187	大阪南
坂田 正行	534-0021	大阪市都島区都島本通2-13-22	大阪市立総合医療センター	06-6929-1221	天満
碓田 猛真	598-8577	泉佐野市りんくう往来北2-23	りんくう医療センター	072-469-3111	岸和田
薩摩 好彦	555-0021	大阪市西淀川区歌島2-4-1	よしひこクリニック耳鼻咽喉科	06-6477-6668	淀川
芝 堃 彰	532-0003	大阪市淀川区宮原1-6-10	大阪回生病院	06-6393-6234	淀川
清水 康太郎	565-0871	吹田市山田丘1	大阪大学医学部附属病院	06-6877-5111	茨木
下條 信次	536-0007	大阪市城東区成育2-1-15	下條耳鼻咽喉科医院	06-6932-8711	大阪中央
杉田 侑己	573-1010	枚方市新町2-5-1	関西医科大学附属病院	072-804-0101	天満
須永 壮一	564-0001	吹田市岸辺北2-1-26 吹田千里ガーデンビル1F	耳鼻咽喉科すながクリニック	06-6310-8711	茨木
須波 浩之	586-0033	河内長野市喜多町193-1 喜多町メディカルモール	すなみ耳鼻咽喉科クリニック	0721-62-8711	羽曳野
高田 洋平	570-8507	守口市 文園町 10-15	関西医大総合医療センター	06-6992-1001	北大阪
高山 靖史	574-0036	大東市末広町12-11 ミズントショコラ101	たかやま耳鼻咽喉科	072-889-1787	北大阪
竹山 豊	590-0103	堺市南区深阪南114	竹山耳鼻咽喉科	072-239-3341	堺
田淵 恵子	572-0825	寝屋川市萱島南町15-10	たぶち耳鼻咽喉科医院	072-824-6187	北大阪
辻 恒治郎	569-1041	高槻市奈佐原2-11-21 あぶ山スクエア1F	つじ耳鼻咽喉科	072-697-7666	茨木
土井 勝美	589-8511	大阪狭山市大野東377-2	近畿大学	072-366-0221	大阪西
遠山 祐司	534-0012	大阪市都島区御幸町1-9-1	とおやま耳鼻咽喉科	06-6923-4187	天満
中濱 千晶	533-0024	大阪市東淀川区柴島1-7-50	淀川キリスト教病院	0120-364-489	淀川
中原 啓	598-8577	泉佐野市りんくう往来北2-23	りんくう医療センター	072-469-3111	岸和田
中山 堯之	596-0006	岸和田市春木若松町5-7	(医)春山会中山耳鼻咽喉科・ 気管食道科	072-422-3777	岸和田
西田 尚司	580-0021	松原市高見の里3丁目12-22	西田耳鼻咽喉科	072-338-3341	羽曳野
西村 将人	542-0012	大阪市中央区谷町6-1-14 谷町大治ビル6F	にしむら耳鼻咽喉科クリニック	06-6761-0265	大阪中央
根来 篤	599-0211	阪南市鳥取中249-1	ねごろ耳鼻咽喉科クリニック	072-471-3387	岸和田
野井 理	560-0084	豊中市新千里南町3-1-14 ナカビル301号	野井耳鼻咽喉科	06-6873-4133	淀川
萩森 伸一	569-8686	高槻市大学町2-7	大阪医科薬科大学病院	072-683-1221	茨木
塙 力哉	530-0054	大阪市北区南森町2-1-23 藤原ビル3F301	塙耳鼻咽喉科	06-6364-3387	天満
馬場 謙治	559-0024	大阪市住之江区新北島3-8-54 シキビル2F	馬場耳鼻咽喉科	06-6686-3387	大阪南
濱田 聡子	572-8551	寝屋川市香里本通町8-45	関西医科大学香里病院	072-832-5321	北大阪
日高 浩史	578-1191	枚方市新町2-3-1	関西医科大学附属病院	072-804-0101	北大阪
福井 英人	551-0032	大阪市大正区北村3-4-5	大阪府済生会泉尾病院	06-6552-0091	大阪西
藤澤 琢郎	573-1010	枚方市新町2-5-1	関西医科大学附属病院	072-804-0101	北大阪
古田 浩	532-0005	大阪市淀川区三国本町3-37-35 ヴェール阪急三国405	ふるた耳鼻咽喉科	06-6150-3387	淀川
細野 研二	531-0041	大阪市北区天神橋7丁目6-3	ほその耳鼻咽喉科	06-4800-8733	大阪西
松代 直樹	543-8345	大阪市天王寺区北山町10-31	大阪警察病院	06-6771-6051	大阪中央
三代 康雄	534-0021	大阪市都島区都島本通2-13-22	大阪市立総合医療センター	06-6929-1221	天満
水上 健之亮	542-0067	大阪市中央区松屋町3-29	水上クリニック	06-6768-5858	大阪中央
三谷 彰俊	573-1010	枚方市新町2-5-2	関西医科大学附属病院	072-804-0101	北大阪
宗田 由紀	618-0011	大阪府三島郡島本町広瀬5-4-5	大村耳鼻咽喉科	075-963-2080	茨木
村田 清高	589-8511	大阪狭山市大野東377-2	近畿大学	072-366-0221	堺
森本 浩一	574-0026	大東市住道2-7-15	森本耳鼻咽喉科	072-872-3387	北大阪
森脇 計博	547-0026	大阪市平野区喜連西4-7-33 インペリアルカー サ1F	森脇耳鼻咽喉科	06-6700-6400	大阪南
矢野 純也	580-0024	松原市東新町3-5-17-114	やの耳鼻咽喉科	072-339-3387	羽曳野
山下 大介	598-0007	泉佐野市上町3-9-6	やました耳鼻咽喉科クリニック	072-462-3341	岸和田

日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会認定 騒音性難聴担当医名簿

	氏名	郵便番号	所在地	施設名	電話番号	センター名
	渡邊 大樹	570-8540	守口市外島町5-5	松下記念病院	06-6992-1231	北大阪
	渡邊 寛康	593-8327	堺市西区 鳳中町3-62-305 オオトリツインビル2階	おおとり渡邊耳鼻咽喉科	072-266-0157	堺
兵庫	赤埴 詩朗	660-8511	尼崎市稲葉荘3-1-69	関西労災病院	06-6416-1221	尼崎
87名	芦名 真也	654-0022	神戸市須磨区大黒町2-1-11 フェニックスビル3F	芦名耳鼻咽喉科医院	078-733-0250	神戸市
	石黒佳代子	652-0863	神戸市兵庫区和田宮通6-1-34	三菱神戸病院	078-671-7705	神戸市
	市川 博康	679-5301	佐用郡佐用町佐用1111	佐用共立病院	0790-82-2321	相生
	稲守 徹	654-0151	神戸市須磨区北落合2-1-10	医療法人広至会 稲守耳鼻咽喉科医院	078-794-3387	神戸市
	井之口 豪	650-0017	神戸市中央区楠町7-5-2	神戸大学	078-382-6021	神戸市
	魚住 真樹	672-8051	姫路市飾磨区清水181番地さくらビル1階	うおずみ耳鼻咽喉科	079-231-1133	姫路
	魚本雄二郎	653-0854	神戸市長田区平和台町2-1-25	魚本耳鼻咽喉科	078-641-1187	
	大津 雅秀	650-0047	神戸市中央区港島南町1-6-7	兵庫県立こども病院	078-945-7300	神戸市
	岡 しおり	651-0092	神戸市中央区生田町1-4-1 ショタリ21 6F	耳鼻咽喉科岡クリニック	078-230-1123	神戸市
	小川 晃弘	670-0801	姫路市仁豊野650	姫路聖マリア病院	0792-65-5111	姫路
	沖田 純	656-0026	洲本市栄町1-3-27 TOPビル5階	沖田耳鼻咽喉科	0799-25-4187	淡路
	越智 尚樹	654-0048	神戸市須磨区衣掛町3-1-14	新須磨病院	078-735-0001	神戸市
	香山智佳子	656-0012	洲本市宇山3-1-20	香山医院(耳鼻咽喉科、形成美容外科)	0799-24-1133	淡路
	河田 桂	665-0816	宝塚市平井1-4-18 ミキビル1F	耳鼻咽喉科・皮膚科・形成外科 かわたクリニック	0797-82-2400	
	瓦井 博子	671-1143	姫路市大津区天満1817	瓦井耳鼻咽喉科医院	079-230-1187	姫路
	北中幸一郎	660-0893	尼崎市西難波町6-10-1	北中耳鼻咽喉科	06-6401-7026	尼崎
	北山 勇人	656-2311	淡路市久留麻1867	東浦平成病院	0799-74-0503	淡路
	金 泰秀	651-0073	神戸市中央区脇浜海岸通2-2-3 ケーステンキ3F	きむ耳鼻咽喉科	078-242-3387	神戸市
	黒田 一慶	675-0062	加古川市 加古川町美乃利 450-1	黒田耳鼻咽喉科日岡医院	079-456-8080	加古川
	黒田 浩之	654-0155	神戸市須磨区西落合3-1-1	国立病院機構 神戸医療センター	078-791-0111	神戸市
	古閑 次夫	654-0143	神戸市須磨区菅の台3-13-6	古閑耳鼻咽喉科	078-791-1221	神戸市
	小島 俊己	673-0403	三木市末広1-1-62	こじま耳鼻咽喉科	0794-83-8350	加古川
	小西 保伯	653-0037	神戸市長田区大橋町6-1-1-215アスタプラザウエスト2F	のぞみ耳鼻咽喉科	078-611-8733	神戸市
	齊藤 優子	673-0505	三木市志染町細目28-26	介護老人保健施設セントクリストファーズホーム	0794-84-2211	加古川
	佐伯 暢生	673-0886	明石市東仲ノ町10-18 みなとビル明石東仲ノ町2F	さえき耳鼻咽喉科	078-911-8800	加古川
	佐伯 優子	673-0886	明石市東仲ノ町10-18 みなとビル明石東仲ノ町2F	さえき耳鼻咽喉科	078-911-8800	加古川
	阪上 雅史	663-8501	西宮市武庫川町1-1	兵庫医科大学	0798-45-6493	西宮
	坂本 邦彦	666-0016	川西市中央町6-3 センカワビル1F	坂本耳鼻咽喉科	072-758-0965	伊丹
	佐古田一穂	663-8204	西宮市高松町5-39 なでしこビル4F	さこだ耳鼻咽喉科	0798-69-3003	西宮
	澤田 直樹	673-0002	明石市旭が丘21番23号 クリニックステーション西明石 2-C	さわだ耳鼻咽喉科・アレルギー科	078-945-6661	伊丹
	四ノ宮 隆	662-0015	西宮市甲陽園本庄町9-13 フルール甲陽園駅前1F	みみ・はな・のど ののみやクリニック	0798-73-8733	西宮
	柴田 敏章	651-1145	神戸市北区惣山町2-1-1	JCHO神戸中央病院	078-594-2211	神戸市
	下屋 聡子	658-0042	神戸市兵庫区東山町3-3-1	川崎病院	078-511-3131	神戸市
	執行 昭男	657-0065	神戸市灘区宮山町3-3-1 六甲駅前ビル	執行耳鼻咽喉科医院	078-881-6266	神戸市
	執行 良彦	651-2242	神戸市西区井吹台東町1-1-1 西神南センタービル3F	執行耳鼻咽喉科クリニック	078-992-8719	神戸市
	鈴木 克司	660-0063	尼崎市大庄北4-18-1	鈴木耳鼻咽喉科医院	06-6412-3314	尼崎
	瀬尾 律	660-0881	尼崎市昭和通7-236	瀬尾耳鼻咽喉科	06-6411-3387	尼崎
	瀬尾 達	660-0052	尼崎市七松町1-2-1-302フェスタ立花北館3F	瀬尾クリニック	06-6415-3387	尼崎
	高島 荘二	651-1132	神戸市北区南五葉1-2-28サンロイヤル清水2F	高島耳鼻咽喉科	078-594-1660	神戸市
	高橋 将範	653-0004	神戸市長田区四番町7-6-3	医療法人社団 高橋耳鼻咽喉科医院	078-575-1966	神戸市
	高原 哲夫	651-1111	神戸市北区鈴蘭台北町1-9-1 ベルスト鈴蘭台2F	耳鼻咽喉科高原クリニック	078-594-6313	神戸市
	武木田誠一	671-1543	揖保郡太子町沖代162-1	たけきだ耳鼻咽喉科クリニック	079-275-1133	神戸市
	竹田 和正	651-1302	神戸市北区藤原台中町5-1-1	済生会兵庫県病院	078-987-2222	神戸市

日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会認定 騒音性難聴担当医名簿

	氏名	郵便番号	所在地	施設名	電話番号	センター名
	武田 直広	654-0131	神戸市須磨区横尾1-17-202フコレー妙法寺駅前ウイックスシティ2F	武田耳鼻咽喉科	078-743-1424	神戸市
	武田 典子	654-0131	神戸市須磨区横尾1-17-202フコレー妙法寺駅前ウイックスシティ2F	武田耳鼻咽喉科	078-743-1424	神戸市
	谷 眞琴	675-0123	加古川市別府町朝日町36-16	谷耳鼻咽喉科医院	079-435-2752	加古川
	谷口 紀子	664-0882	伊丹市鈴原町9-388	谷口耳鼻咽喉科医院	0727-79-4851	伊丹
	垂井 康之	651-1505	神戸市北区道場町日下部1664番アネックスビル201	垂井耳鼻咽喉科医院	078-939-7801	神戸市
	辻本 俊弥	658-0072	神戸市東灘区岡本1-6-12 有本ビル2階	つじもと耳鼻咽喉科	078-414-3387	神戸市
	栗花落昌和	652-0042	神戸市兵庫区東山町1-12-23 ウェストパークビル2F	ツユ耳鼻咽喉科クリニック	078-574-5887	神戸市
	鶴迫 裕一	669-5321	豊岡市日高町土居170-1	つるさこ耳鼻咽喉科	0796-42-5800	但馬
	寺本 典代	669-2151	丹波篠山市今田町今田8-2	寺本耳鼻咽喉科医院	079-506-9307	伊丹
	土井 清司	657-0035	神戸市灘区友田町3-2-12ツカサメディカルビル3F	どい耳鼻咽喉科	078-842-1187	神戸市
	中川 巖	671-1254	姫路市網干区余子浜字網干川582	中川耳鼻咽喉科	079-274-3387	姫路
	中林まゆみ	656-0455	南あわじ市神代国衛1680-1	中林病院	0799-42-6200	神戸市
	中村 賢	670-0917	姫路市忍町85 油井ビル1F	中村耳鼻咽喉科医院	079-224-2666	姫路
	西脇 至	651-2131	神戸市西区持子2-12	西脇耳鼻咽喉科医院	078-927-5055	神戸市
	野澤 眞司	661-0976	尼崎市潮江1-3-43 緑遊メディカルタウン2F	尼崎駅前耳鼻咽喉科のざわくりクリニック	06-6496-4187	尼崎
	箱崎 聖史	651-2103	神戸市西区学園西町1-13 学園都市駅ビル3F	箱崎耳鼻咽喉科	078-791-1133	神戸市
	長谷川英夫	671-1153	姫路市広畑区高浜町1-119 クリーンピア広畑1F	長谷川耳鼻咽喉科	079-236-0303	姫路
	濱本由記子	674-0067	明石市大久保町大久保町597-10	浜本整形外科 耳鼻咽喉科	078-935-5011	加古川
	春名 威範	670-0801	姫路市仁豊野650	姫路聖マリア病院	079-265-5111	姫路
	平林 まり	674-0051	明石市大久保町大窪445-1平林クリニックビル2F	平林耳鼻咽喉科クリニック	078-934-4133	加古川
	福嶋 宗久	660-0064	尼崎市稲葉荘3-1-69	関西労災病院	06-6416-1221	尼崎
	福武 知重	663-8113	西宮市甲子園口2-25-34	耳鼻咽喉科福武医院	0798-66-1817	西宮
	藤岡 孝典	666-0142	川西市清和台東3-1-8カーテンモール清和台2F	耳鼻いんこう科ふじおかクリニック	072-799-8733	伊丹
	藤木 暢也	658-0081	神戸市東灘区田中町1-11-20 KOMATSU GREEN BUILDING 2F	耳鼻咽喉科藤木クリニック	078-412-3387	神戸市
	藤村 英一	669-1322	三田市すずかけ台2-3-1 えるむプラザ302	藤村耳鼻咽喉科医院	079-565-5977	伊丹
	千谷 安彦	670-0836	姫路市神屋町4-1	ほしたにクリニック	079-222-3387	
	細見 慶和	651-0053	神戸市中央区龍池通4-1-23	神戸労災病院	078-231-5901	神戸市
	前田 秀明	660-0883	尼崎市神田北通1-5 E&Eビル2F	前田耳鼻咽喉科医院	06-6411-6788	尼崎
	前田 仁	657-0838	神戸市灘区王子町1-1-14 前納ビル1F	前田耳鼻咽喉科医院	078-801-3033	神戸市
	増田 哲也	651-1112	神戸市北区鈴蘭台東町4-4-9	増田耳鼻咽喉科医院	078-594-1187	神戸市
	増田 基子	663-8241	西宮市津門大塚町3-22	増田耳鼻咽喉科	0798-36-8733	西宮
	松本 憲明	672-8043	姫路市飾磨区上野田1-7	松本耳鼻咽喉科	079-235-4133	姫路
	宮本 篤志	651-0097	神戸市中央区布引町4-3-6マイファール神戸2F	宮本耳鼻咽喉科	078-252-1515	神戸市
	村田 潤子	661-0981	尼崎市猪名寺3-5-15号2階	むらた耳鼻咽喉科クリニック	06-6424-4133	尼崎
	毛利 光宏	673-0553	三木市志染町東自由が丘1-820-1	毛利耳鼻咽喉科	0794-89-8200	加古川
	森 裕司	662-0812	西宮市甲東園1-6-27	森耳鼻咽喉科医院	078-681-6111	西宮
	森崎 嘉章	679-4105	たつの市神岡町西鳥井95	森崎耳鼻咽喉科医院	0791-65-0018	姫路
	森本 幸充	662-0084	西宮市樋之池町22-2	梅岡耳鼻咽喉科クリニック	0798-70-3341	西宮
	安井 理絵	675-8611	加古川市加古川町本町439	加古川中央市民病院	079-451-5500	加古川
	矢田 恒雄	658-0072	神戸市東灘区岡本2-8-6 タイヤガーデン岡本	矢田耳鼻咽喉科	078-413-8733	神戸市
	柳沢 光宗	661-0953	尼崎市東園田町5-59-1 ハイム高木131	回生耳鼻咽喉科医院	06-6498-2890	尼崎
	柳沢 俊学	661-0953	尼崎市東園田町5-59-1 ハイム高木131	回生耳鼻咽喉科医院	06-6498-2890	尼崎
	山本 沙織	670-8520	姫路市本町68	姫路医療センター	079-225-3211	姫路
奈良	上野 慶太	639-0225	香芝市瓦口2315 香芝木材売番館1階	うえの耳鼻咽喉科クリニック	0745-71-1187	葛城
10名	太田 和博	636-0081	北葛城郡河合町星和台1-9-6	太田耳鼻咽喉科	0745-33-3433	葛城 南和
	大橋 一博	630-8122	奈良市三条本町1-85	大橋耳鼻咽喉科	0742-35-6860	北和

日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会認定 騒音性難聴担当医名簿

	氏名	郵便番号	所在地	施設名	電話番号	センター名
	大山 寛毅	634-8522	橿原市四条町840	奈良県立医科大学	0744-22-3051	桜井 南和
	北野 公一	634-8522	橿原市四条町840	奈良県立医科大学	0744-29-8887	
	城田 志保	630-8305	奈良市東紀寺町1-50-1	市立奈良病院	0742-24-1251	
	成尾 一彦	630-8581	奈良市七条西町2-897-5	奈良県総合医療センター	0742-46-6001	
	西村 忠己	634-8522	橿原市四条町840	奈良県立医科大学	0744-22-3051	
	張田 雅之	632-0016	天理市川原城町111-1	張田耳鼻咽喉科	0743-63-4976	
	山下 哲範	634-8522	橿原市四条町840	奈良県立医科大学	0744-22-3051	
和歌山 14名	池田 浩己	641-0055	和歌山市和歌川町9-39	池田耳鼻いんこう科	073-446-1487	和歌山市・海南 和歌山市・海南 和歌山市・海南
	池田 頼彦	640-8343	和歌山市吉田588	耳鼻咽喉科池田クリニック	073-431-5963	
	大谷真喜子	641-8510	和歌山市紀三井寺811-1	和歌山県立医科大学	073-441-0651	
	奥 雅哉	649-6205	岩出市森277-1	おく耳鼻咽喉科	0736-69-1733	
	金子 富美恵	641-8510	和歌山市紀三井寺811-1	和歌山県立医科大学	073-447-2300	
	河野 正充	641-8509	和歌山市紀三井寺811-1	和歌山県立医科大学	073-441-0651	
	斉藤 匡人	642-0023	和歌山県海南市重根837-7	さいとうクリニック	073-485-3387	
	嶽 良博	640-8333	和歌山市蔵小路15-1	だけクリニック	073-402-4351	
	武田 早織	641-8510	和歌山市紀三井寺811-1	和歌山県立医科大学	073-447-2300	
	玉川 俊次	641-8509	和歌山市紀三井寺811-1	和歌山県立医科大学	073-441-0650	
	西村 一成	640-8558	和歌山市小松原通4-20	日本赤十字社和歌山医療センター	073-422-4171	和歌山市・海南 和歌山市・海南
	林 泰弘	648-0073	和歌山県橋本市市脇1丁目1-2	林耳鼻咽喉科	0736-33-2955	
	山内 一真	648-8053	和歌山県橋本市しらさぎ台12-13	しらさぎ台クリニック 山内耳鼻咽喉科	0736-26-4151	
	横山 道明	640-8505	和歌山市木ノ本93-1	和歌山労災病院	073-451-3181	伊都・那賀
鳥取 15名	麻木 俊宏	680-8517	鳥取市尚徳町117	鳥取赤十字病院	0857-24-8111	鳥取県東部
	阿部 博章	683-0011	米子市福市2276-1	阿部クリニック	0859-39-7000	鳥取県西部
	荒川 圭三	683-0802	米子市東福原6-12-43	荒川耳鼻咽喉科	0859-33-8300	鳥取県西部
	岩下 香代子	680-8550	鳥取市湖山町南4-101	鳥取大学	0857-31-5065	鳥取県東部
	榎本 卓朗	690-8509	松江市乃白町32-1	松江市立病院	0852-60-8000	鳥取県西部
	小田 直治	684-8555	境港市米川町44	鳥取県済生会境港総合病院	0859-42-3161	鳥取県西部
	門脇 敬一	683-0841	米子市上後藤3-5-1	養和病院	0859-29-5351	鳥取県西部
	柴田伊十児	680-0862	鳥取市雲山233-5	しばた耳鼻咽喉科	0857-23-1155	鳥取県東部
	杉原 三郎	683-8605	米子市皆生新田1-8-1	山陰労災病院	0859-33-8181	鳥取県西部
	竹内 裕一	680-0004	鳥取市覚寺211-17	たけうち耳鼻いんこう科	0857-50-0311	鳥取県東部
	中村 陽祐	683-8503	米子市西町36-1	鳥取大学	0859-38-6627	鳥取県西部
	橋本 好充	682-0804	倉吉市東昭和町150	鳥取県立厚生病院	0858-22-8181	鳥取県中部
	藤田 和寿	680-0017	鳥取市尚徳町117	鳥取赤十字病院	0857-24-8111	鳥取県東部
	三宅 成智	683-8605	米子市皆生新田1-8-1	山陰労災病院	0859-33-8181	鳥取県西部
	矢間 敬章	683-8504	米子市西町36-1	鳥取大学	0859-38-6627	鳥取県西部
鳥根 1名	錦織 朋之	693-0012	出雲市大津新崎町2-23	にしこおり 耳鼻咽喉科クリニック	0853-30-0333	出雲
岡山 21名	石原 久司	711-0906	倉敷市児島下の町7-4-9	医療法人石原会古林耳鼻咽喉科医院	086-472-3217	岡山
	大崎勝一郎	700-0851	岡山市北区七日市西町5-25	(自宅)	086-222-6188	岡山
	岡 茂	702-8025	岡山市南区浦安西町21-31	岡耳鼻咽喉科医院	086-262-8552	岡山
	小河原悠哉	711-0936	倉敷市児島柳町598-2	小河原耳鼻咽喉科	086-470-6600	
	佐藤 晶	702-8055	岡山市南区築港緑町1-10-25	独立行政法人労働者健康福祉機構 岡山労災病院	086-262-0131	
	武田 恒雄	714-0083	笠岡市二番町7-9	武田耳鼻咽喉科医院	0865-63-3387	井笠・浅口
	竹本 琢司	713-8102	倉敷市玉島750-1	プライムホスピタル玉島	086-526-5511	倉敷
	田中 浩喜	707-0025	美作市栄町75-1	河田医院	0868-72-0510	津山
	中川 文夫	701-4276	瀬戸内市長船町服部522-1	中川耳鼻咽喉科	0869-26-8700	岡山

日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会認定 騒音性難聴担当医名簿

	氏名	郵便番号	所在地	施設名	電話番号	センター名
	中村 毅	701-1352	岡山市北区小山52-2	なかむら耳鼻咽喉科	086-287-7455	岡山
	新津 純子	719-0243	岡山県浅口市鴨方町鴨方1645-1	にいつクリニック	0865-45-9211	井笠・浅口
	野山 和廉	700-8511	岡山市北区伊福町1-17-18	岡山済生会総合病院	086-252-2211	岡山
	瀧本 真一	701-0192	倉敷市松島577	川崎医科大学	086-462-1111	倉敷
	兵 行義	701-0192	倉敷市松島577	川崎医科大学	086-462-1111	倉敷
	福島 邦博	701-0304	岡山県都窪郡早島町早島1475-2	早島クリニック	086-482-3387	岡山
	福島 久毅	710-0834	倉敷市笹沖163-12	ふくしまクリニック 耳鼻咽喉科・皮膚科	086-421-5678	倉敷
	藤本 政明	702-8005	岡山市中区江崎83-1	藤本耳鼻咽喉科クリニック	086-274-4133	岡山
	守屋 真示	710-0047	倉敷市大島353-32	もりや耳鼻咽喉科	086-427-8733	倉敷
	結縁 晃治	700-0913	岡山市北区大供3-1-18 KBS会館3階	ゆうえん医院	086-803-2567	岡山
	與田 茂利	702-8027	岡山市南区芳泉2-17-23	よだクリニック	086-245-1187	岡山
	頼実 哲	705-0021	備前市西片上159	頼実耳鼻咽喉科医院	0869-64-2771	東備
広島 17名	上田 敏之	737-0141	呉市広大新開1-2-4	上田耳鼻咽喉科医院	0823-71-0126	呉
	宇高 毅	720-0825	福山市沖野上町3-4-13	堀病院	084-926-3387	福山
	柿 音高	732-0811	広島市南区段原1-3-11	啓愛クリニック	082-262-8077	広島
	佐藤 孝至	720-0042	福山市御船町1-11-11	佐藤耳鼻咽喉科	084-921-1678	福山
	鮫島 克佳	728-8502	三次市東酒屋町10531	市立三次中央病院	0824-65-0101	三次
	杉本 一郎	730-0042	広島市中区国泰寺町2-4-2	杉本クリニック	082-241-4187	広島
	高橋 宏幸	737-8505	呉市西中央2-3-28	呉共済病院	0823-22-2111	呉
	竹内 亘	721-0907	福山市春日町7-14-26	竹内耳鼻咽喉科	0849-40-4666	福山
	永澤 昌	728-0023	三次市東酒屋町531	市立三次中央病院	0824-65-0101	三次
	永澤 容	723-0017	三原市港町1-6-9	医療法人社団永沢耳鼻咽喉科	0848-62-4860	三原
	平木 信明	720-0825	福山市沖野上町3-4-13 第2講崎ビル2階	堀病院	084-926-3387	福山
	福島 典之	734-8530	広島市南区宇品神田1-5-54	県立広島病院	082-254-1818	広島
	堀内 謙治	720-0067	福山市西町2-5-6	西町クリニック耳鼻咽喉科	084-927-3322	福山
	宮國 泰明	730-0847	広島市中区舟入南4-5-3	宮國耳鼻咽喉科クリニック	082-292-3800	広島
	数田 良三	733-0843	広島市西区井口鈴が台3-5-20	数田耳鼻咽喉科	082-277-6463	広島
	吉田 充裕	720-0825	福山市沖野上町3-4-13	堀病院	084-926-3387	福山
	渡部 浩	731-0112	広島市安佐南区東原1-1-2 シーブリス`東原7番館4F	わたなべ耳鼻咽喉科・アレルギー科	082-850-0131	広島北
山口 11名	今手 祐二	745-0801	周南市久米3201-2 MEDICIL2F	いまた耳鼻咽喉科クリニック	0834-34-4133	徳山
	緒方 正彦	753-0066	山口市泉町8-23	おがた耳鼻咽喉科眼科	0839-34-3800	山口
	奥田 剛	755-0151	宇部市西岐波750	宇部興産中央病院	0836-51-9221	宇部
	金谷浩一郎	753-0089	山口市亀山町5-8	耳鼻咽喉科かめやまクリニック	083-901-5550	山口
	兼定 啓子	753-0221	山口市大字大内矢田北6丁目19-17	耳鼻咽喉科ののほなクリニック	083-941-1133	山口 防府
	小林 優子	740-0017	岩国市今津町3-1-34	小林耳鼻咽喉科医院	0827-21-2718	岩国
	菅原 一真	755-8505	宇部市南小串1-1-1	山口大学	0836-22-2281	宇部
	橋本 誠	755-8505	宇部市南小串1-1-1	山口大学	0836-22-2281	宇部
	長谷川朋美	757-0001	山陽小野田市大字厚狭458-13	はせがわ耳鼻科クリニック	0836-71-1187	小野田
	日吉 正明	747-0812	防府市鑄物師町11-8	ひよしクリニック	0835-27-3387	防府
	堀 哲二	758-0041	萩市江向417-5	堀耳鼻咽喉科医院	0838-22-4133	萩
徳島 6名	阿部 律子	776-0020	吉野川市鴨島町西麻植字麻植市138の17			
	宇高 二良	779-3233	名西郡石井町石井635-29	宇高耳鼻咽喉科医院	088-675-0750	徳島
	佐藤 豪	770-8503	徳島市蔵本町3-18-15	徳島大学	088-633-7169	徳島
	栗 治彦	770-8539	徳島市 蔵本町1-10-3	徳島県立中央病院	088-631-7151	徳島
	田村 公一	770-0812	徳島市北常三島町2-34	徳島市民病院	088-622-5121	徳島
	千田いづみ	770-0812	徳島市北常三島町2-34	徳島市民病院	088-622-5121	徳島

日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会認定 騒音性難聴担当医名簿

	氏名	郵便番号	所在地	施設名	電話番号	シケ-名
香川 9名	稲本 隆平	761-8084	高松市一宮町字荒1530-1	いなもと耳鼻咽喉科	087-880-3341	小豆島
	小林 隆一	761-2307	綾歌郡綾川町小野甲566	このはなクリニック	087-876-8711	坂出・綾歌
	高島 誓子	769-1613	観音寺市大野原町花福818-1	香川井下病院	0875-52-2215	三豊・観音寺
	田坂 周治	760-0068	高松市松島町1-14-23	田坂耳鼻咽喉科医院	087-861-8204	高松
	藤澤 成人	761-8051	高松市西春日町1111-1	みねやまクリニック	087-865-3387	高松
	増田 博範	761-0704	木田郡三木町下高岡1385-1	増田耳鼻咽喉科医院	087-891-3387	高松
	宮下 武憲	761-0793	木田郡三木町池戸1750-1	香川大学 耳鼻咽喉科	087-891-2214	高松
	宮武 宏	761-8014	高松市香西南町512-1	宮武耳鼻咽喉科クリニック	087-882-8881	高松
	宮部 和徳	761-0301	高松市林町478-1	みやべ耳鼻咽喉科クリニック	087-889-1133	高松
愛媛 10名	有友 宏	790-0826	松山市文京町1	松山赤十字病院	089-924-1111	松山
	佐藤 英光	791-0204	東温市志津川1560-1	さとう耳鼻咽喉科クリニック	089-990-1133	松山
	鈴木 徹	794-0027	今治市南大門町2-2-3	鈴木耳鼻咽喉科	0898-23-0532	今治
	高岡 佳弘	790-0923	松山市北久米町477-14	高岡耳鼻咽喉科	089-970-1133	松山
	高木 恭也	799-0411	四国中央市下柏町681-1	高木耳鼻咽喉科	0896-23-2355	伊予三島
	田所 広文	792-0022	新居浜市徳常町9-26	田所耳鼻咽喉科	0897-32-9471	新居浜
	辻田 達朗	791-0101	松山市溝辺町甲388-1	辻田耳鼻咽喉科	089-977-9060	松山
	福井 康二	791-8006	松山市安城寺町523-1	福井耳鼻咽喉科クリニック	089-978-1055	松山
	松本 康	790-0911	松山市桑原1-4-48	松本耳鼻咽喉科医院	089-947-8887	松山
	宮本 佳人	792-8586	新居浜市北新町1-5	積善会 十全総合病院	0897-33-1818	新居浜
高知 12名	東 祐史	780-0901	高知市上町2-2-16	アズマ耳鼻咽喉科・アレルギー科	088-825-0707	高知
	伊藤 広明	783-8505	南国市岡豊町小蓮	高知大学	088-866-5811	高知
	奥谷 文乃	783-8505	南国市岡豊町小蓮	高知大学	088-880-2560	高知
	甲藤 洋一	781-0253	高知市瀬戸南町2-3-2	かつとう耳鼻科	088-848-1510	高知
	小林 泰輔	783-8505	南国市岡豊町小蓮	高知大学	088-880-2393	高知
	庄野 仁志	780-0062	高知市新本町2-13-51	日本赤十字社高知県支部 高知赤十字病院	088-822-1201	高知
	関 博之	781-1101	土佐市高岡町甲1867	土佐市民病院	088-852-2151	高知
	田島 和幸	780-8008	高知市湖新町2-11-5	たしま耳鼻咽喉科	088-834-4187	高知
	楯 敬蔵	780-8535	高知市大膳町37	細木病院	088-822-7211	高知
	永野 稔明	780-0901	高知市上町5-2-14	永野耳鼻咽喉科・アレルギー科医院	088-872-2388	高知
	弘瀬かほり	783-8505	南国市岡豊町小蓮	高知大学	088-880-2393	高知
	山崎 正幸	781-8104	高知市高須2-17-28	山崎耳鼻咽喉科	088-882-6540	高知
	福岡 44名	麻生 裕明	805-8534	北九州市八幡東区西本町4-18-1	北九州市立八幡病院	093-662-6565
安倍 大輔		857-0879	佐世保市島地町10-17	国家公務員共済組合連合会(総)佐世保共済病院	0956-22-5136	北九州西
石井 祐司		811-3105	古賀市鹿部482	医療法人(社)聖恵会 福岡聖恵病院	092-942-6181	福岡中央
因幡 剛		812-0854	福岡市博多区東月隈4-2-5	いなば耳鼻咽喉科	092-580-8733	福岡中央
大庭美智子		820-0053	飯塚市伊岐須298-10	大庭耳鼻咽喉科医院	0948-29-0006	飯塚
金川 英寿		819-0025	福岡市西区石丸2-40-26	坂口耳鼻咽喉科	092-894-1115	福岡中央
河口倫太郎		807-8556	北九州市八幡西区医生ヶ丘1-1	産業医科大学	093-603-1611	北九州西
北村 拓朗		807-8555	北九州市八幡西区医生ヶ丘1-1	産業医科大学	093-691-7448	北九州西
工藤 香児		811-3209	福津市日時野5-14-1メディカルプレイス福津	耳鼻咽喉科工藤こうじクリニック	0940-34-9077	福岡東
小宗 静男		849-1311	佐賀県鹿島市大字高津原4306	祐愛会織田病院	0954-63-3275	福岡東
坂田 美子		839-0801	久留米市宮ノ陣4-28-10	アルカディアクリニック	0942-33-8877	久留米
佐藤 祐司		807-0856	北九州市八幡西区八枝3-12-2	さとう耳鼻咽喉科医院	093-695-0871	北九州西 小倉
塩盛 輝夫		803-0831	北九州市小倉北区日明2-9-3	しおもりクリニック	093-581-3387	小倉
柴田 美雅		807-8555	北九州市八幡西区医生ヶ丘1-1	産業医科大学	093-691-7448	北九州西
清水 隆		841-0061	鳥栖市轟木町1523-6	今村病院	0942-82-5550	久留米

日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会認定 騒音性難聴担当医名簿

	氏名	郵便番号	所在地	施設名	電話番号	シケ-名
	白石 剛	804-0073	北九州市戸畑区明治町3-19	しらいし耳鼻咽喉科クリニック	093-863-8741	北九州西
	新里 祐一	814-8525	福岡市早良区西新1-1-35	福岡記念病院	092-821-4731	福岡中央
	鈴木 智陽	812-8582	福岡市東区馬出3-1-1	九州大学	092-642-5668	
	鈴木 秀明	807-8555	北九州市八幡西区医生ヶ丘1-1	産業医科大学	093-691-7448	北九州西
	高岩 一貴	815-8555	福岡市南区大橋3-1-1	福岡赤十字病院	0570-03-1211	福岡南
	田畑 貴久	816-0864	春日市須玖北4-5	医療法人 徳洲会 福岡徳洲会病院	092-573-6622	
	富田 恵理	812-0011	福岡市博多区博多駅前2-1-1 朝日ビル4F	朝日クリニック富田耳鼻咽喉科	092-441-9746	福岡中央
	鳥居 理子	802-0002	北九州市小倉北区京町1-2-24 小倉新興ビル1F	鳥居耳鼻咽喉科医院	093-511-1405	小倉
	中川 尚志	812-8582	福岡市東区馬出3-1-1	九州大学	092-642-5668	福岡東
	永谷 群司	802-8517	北九州市小倉北区東城野町1-1	北九州総合病院	093-921-0560	小倉
	西 憲祐	814-0913	福岡市早良区田村2-15-1	福岡歯科大学医科歯科総合病院	092-801-0411	
	西 総一郎	814-0031	福岡市早良区南庄2-13-12	西耳鼻咽喉科医院	092-846-1377	福岡中央
	西園正寿男	814-0113	福岡市城南区田島3-19-5	にしぞの耳鼻咽喉科クリニック	092-834-0002	福岡中央
	橋田 光一	811-4173	宗像市栄町1-7	あおやぎ耳鼻科医院	0940-33-7417	福岡東
	樋口 哲	811-4235	福岡県遠賀郡岡垣町公園通り1-1-19	ひぐち耳鼻咽喉科	093-281-3341	北九州西
	福興 和正	819-1116	糸島市前原中央2-13-25	フクヨ耳鼻咽喉科医院	092-324-1133	福岡中央
	藤村 和伸	802-0974	北九州市小倉南区徳力4-23-30	ふじむら耳鼻咽喉科	093-383-3387	小倉
	藤村 武之	818-0104	太宰府市通古賀2-3-16	藤村医院耳鼻咽喉科	092-918-3387	福岡中央
	實地 信介	812-0892	福岡市博多区東那珂3-2-30	ほうち耳鼻咽喉科	092-292-7741	福岡中央
	増野 賢二	803-8543	北九州市小倉北区大手町15-1	健和会 大手町病院	093-592-5511	
	宮嶋 義巳	820-0072	飯塚市南尾400-1	宮嶋耳鼻咽喉科	0948-28-3347	
	宮地 英彰	830-0003	久留米市東柳原町450-1	はかたみち耳鼻咽喉科	0942-38-0801	久留米
	村上一 素	814-0180	福岡市城南区七隈7-45-1	福岡大学病院	092-801-1011	
	村塚 幸穂	811-2314	粕屋郡粕屋町若宮2-6-1	むらつか耳鼻咽喉科クリニック	092-939-3570	福岡東
	森 貴稔	805-0017	北九州市八幡東区山王1-17-5	もり耳鼻咽喉科・皮膚科	093-616-8751	北九州西
	矢野 玄	819-0006	福岡市西区姪浜駅南2-1-34	矢野耳鼻咽喉科	092-883-3859	
	吉田 和秀	806-0045	北九州市八幡西区竹末2-2-1	耳鼻咽喉科よしだクリニック	093-622-8787	北九州西
	若杉 哲郎	807-8555	北九州市八幡西区医生ヶ丘1-1	産業医科大学	093-691-7448	北九州西
	渡邊 宏	814-0153	福岡市城南区樋井川3-5-11	たしろ代謝内科クリニック	092-287-3861	北九州西
佐賀 5名	草野謙一郎	843-0001	武雄市朝日町大字甘久1308 ｸﾞﾗﾝﾄﾞ武雄内	くさの耳鼻咽喉科	0954-23-3333	杵藤
	樋口 仁美	849-1411	嬉野市埴田町大字馬場下甲1	医療法人 陽明会 樋口病院	09546-6-2022	
	丸田 弾	847-0303	唐津市呼子町呼子4182-1	丸田耳鼻咽喉科クリニック	0955-51-1661	唐津東松浦
	丸田 英之	847-0303	唐津市呼子町呼子4182-1	丸田耳鼻咽喉科クリニック	0955-51-1661	唐津東松浦
	森川 郁郎	840-0853	佐賀市長瀬町5-18	医療法人 慶仁会 森川耳鼻咽喉科	0952-24-6051	佐賀
長崎 6名	今里 圭	858-0914	佐世保市川下町444-1	今里耳鼻咽喉科医院	0956-48-7711	
	梅本 寛	856-0834	大村市玖島1-50-27	ひろ耳鼻咽喉科	0957-47-8725	
	金子 賢一	852-8501	長崎市坂本1-7-1	長崎大学病院	095-819-7349	長崎
	小室 哲	850-0057	長崎市大黒町11-18 MIYASHITAビル2F	コムロ耳鼻咽喉科クリニック	095-825-3377	長崎
	畑地 憲輔	850-0954	長崎市新戸町3-26-3	はたち耳鼻咽喉科クリニック	095-878-3387	長崎
	久永 将史	843-0393	嬉野市嬉野町大字下宿甲4279-3	嬉野医療センター	0954-43-1120	
熊本 11名	浅井 栄敏	861-8520	熊本市東区長嶺南2-1-1	熊本赤十字病院	096-384-2111	熊本
	伊藤 恵子	861-8034	熊本市東区八反田3-20-1	西日本病院	096-380-1111	
	小川 晋太郎	869-0503	宇城市松橋町きらら2-2-15	松橋耳鼻咽喉科・内科クリニック	0964-33-4133	
	君付 隆	862-0976	熊本市中央区九品寺5-7-12	鳥谷医院	096-371-9660	
	齋藤 陽元	860-8556	熊本市中央区本荘1-1-1	熊本大学	096-373-5255	
	坂田 淳一	861-3101	上益城郡嘉島町鯉1834-1	さかた耳鼻咽喉科	096-237-4133	熊本

日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会認定 騒音性難聴担当医名簿

	氏名	郵便番号	所在地	施設名	電話番号	担当名
	副島 邦彦	861-1102	合志市須屋2526-1	副島耳鼻咽喉科クリニック	096-249-1777	熊本
	友永 和宏	868-0037	人吉市南泉田町120	豊永耳鼻咽喉科医院	0966-22-2031	人吉・球磨
	野原 理	862-0902	熊本市東区東本町15-1	自衛隊熊本病院	096-368-5111	
	増田 聖子	866-8533	八代市竹原町1670	熊本労災病院	0965-33-4151	
	松吉 秀武	869-0503	宇城市松橋町きらら2-2-15	松橋耳鼻咽喉科・内科クリニック	0964-33-4133	熊本
大分 8名	池邊 英司	877-0012	日田市淡窓1-2-52-2	いけべ耳鼻咽喉科医院	0973-28-8733	
	重見 英男	874-0836	別府市東荘園2-1	耳鼻咽喉科しげみ医院	0977-27-3387	
	末永 智	870-0918	大分市日吉町18-10	すえなが耳鼻咽喉科	097-594-3387	
	藤居 莊二郎	870-0161	大分市明野東2-33-14	明野耳鼻咽喉科医院	097-553-3365	大分県中部
	分藤 準一	870-0848	大分市賀来北2-3-5	ふんどう耳鼻咽喉科クリニック	097-549-5587	大分県中部
	堀 文彦	870-0942	大分市大字羽田112-1	堀耳鼻咽喉科クリニック	097-504-7703	
	森山 正臣	870-0839	大分市 金池南 2-11-18	堀耳鼻咽喉科クリニック	097-504-7703	大分県中部
	渡辺 哲生	879-5593	由布市挾間町医大ヶ丘1-1	大分大学	097-586-6910	
宮崎 5名	安達裕一郎	880-0905	宮崎市中村西1-3-9	安達耳鼻咽喉科医院	0985-51-3388	宮崎中部
	外山 勝浩	885-0014	都城市祝吉町5033-1	独立行政法人国立病院機構 都城病院	0986-23-4111	都城西都
	鳥原 康治	884-0006	児湯郡高鍋町大字上江8127	たかなべ耳鼻咽喉科クリニック	0983-32-8733	
	中島 崇博	885-0015	都城市千町5273-1	いわよし耳鼻咽喉科クリニック	0986-36-5555	
	宮永 敏	880-0824	宮崎市大島西田2128-2	宮永ENTクリニック	0985-31-1133	宮崎中部
鹿児島 17名	朝隈真一郎	892-0843	鹿児島市千日町9-9 朝隈ビル2F	朝隈耳鼻咽喉科医院	099-222-1871	鹿児島
	伊東 祐久	890-0034	鹿児島市市田上1-23-10	耳鼻咽喉科市田上クリニック	099-258-4133	鹿児島
	宇佐美 龍太	894-0001	奄美市名瀬大字大熊字中畑266-49	奄美駐屯地医務室	0997-54-1060	大島郡
	内園 明裕	895-0211	薩摩川内市高城町1945-1	せんたい耳鼻咽喉科	0996-20-3311	北薩
	大野 文夫	899-5431	姶良市西餅田578-2	耳鼻咽喉科おおのクリニック	0995-64-5533	姶良・伊佐
	清田 隆二	899-2506	日置郡伊集院町清藤2006-8	清田耳鼻咽喉科	099-273-1333	鹿児島 北薩 南薩
	河野 もと子	890-0026	鹿児島市原良2-11-3	医療法人紀 はらら耳鼻咽喉科 科クリニック	099-813-8733	鹿児島
	鮫島 篤史	891-0143	鹿児島市和田1-30-14	鮫島クリニック	099-267-6515	鹿児島
	原口 兼明	899-4332	霧島市国分中央1-21-31	原口耳鼻咽喉科	0995-46-3333	姶良・伊佐
	廣田 常治	893-0013	鹿屋市礼元2-3808-1	ひろた耳鼻咽喉科	0994-42-4133	鹿屋・肝属
	廣田 里香子	893-0013	鹿屋市礼元2-3808-1	ひろた耳鼻咽喉科	0994-42-4133	鹿屋・肝属
	牧瀬 高穂	890-0062	鹿児島市与次郎1-13-1	鹿児島厚生連病院	099-252-2228	鹿児島
	宮之原郁代	890-8520	鹿児島市桜ヶ丘8-35-1	鹿児島大学	099-275-5410	鹿児島
	村野 健三	890-0008	鹿児島市伊敷3-5-16	耳鼻咽喉科村野クリニック	099-229-3318	鹿児島
	山本 賢之	895-0051	川内市東開間町7-13	山本耳鼻咽喉科	0996-23-7161	北薩
	山本 誠	891-0114	鹿児島市小松原2-36-5	山本耳鼻咽喉科	099-268-5115	鹿児島
	吉次 政彦	892-0875	鹿児島市川上町2571-1	吉耳鼻咽喉科アレルギー科	099-295-7123	鹿児島
沖縄 5名	宇良 政治	902-0061	那覇市古島2-6-5	宇良耳鼻咽喉科クリニック	098-871-4276	那覇
	鈴木 幹男	903-0215	中頭郡西原町字上原207	琉球大学	098-895-1181	那覇
	仲地 紀之	900-0012	那覇市泊2-6-3	仲地耳鼻咽喉科医院	098-862-8175	那覇
	仲程 一博	907-0002	石垣市真栄里97-4	南西耳鼻咽喉科医院	0980-83-0001	八重山
	宮城 裕二	904-2155	沖縄市美原4-1-15 2F	みさと耳鼻科	098-939-8733	沖縄中部

あとがき

「騒音性難聴に関わるすべての人のためのQ&A 第1版」は、一般社団法人日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会産業・環境保健委員会の協力の下、平成29年度厚生労働省労災疾病臨床研究事業(170601-01)及び独立行政法人労働者健康安全機構平成29年度産業保健調査研究事業により、平成29年12月に作成された。

その後、平成30年8月に産業保健調査研究検討委員会の評価・審査を受け、修正を加え、「騒音性難聴に関わるすべての人のためのQ&A 第2版」が作成された。

令和4年2月2日に騒音障害防止のためのガイドライン見直し方針案が公表され、今後のガイドライン改定を見据えて、「騒音性難聴に関わるすべての人のためのQ&A 第3版」が作成され、令和5年4月20日の同ガイドラインの改訂を踏まえて一部修正し、「騒音性難聴に関わるすべての人のためのQ&A 第3.2版」としてまとめられた。

本Q&Aは一般社団法人日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会学術委員会の評価を経て、学会の公認を得ている。

本Q&Aは必要に応じて今後改訂が行われる。

独立行政法人労働者健康安全機構 茨城産業保健総合支援センター

〒310-0021 茨城県水戸市南町3丁目4番10号水戸FFセンタービル8階

TEL: 029-300-1221 FAX: 029-227-1335

e-mail: mito@ibarakis.johas.go.jp

ホームページ: <https://www.ibarakis.johas.go.jp/>

